公認会計士・監査審査会の活動状況

平成 20 年８月

公認会計士・監査審査会

本冊子の記載内容について

本冊子は、平成 19 事務年度（平成 19 年７月１日～平成 20 年６月 30 日）における公認会計士・監査審査会の活動状況を記載していますが、読者の便宜を図るために、記載内容の一部として、公認会計士・監査審査会が設置される前の情報も載せています。また、速やかに最新の情報を提供する趣旨から、平成 20 年７月１日以降の情報も載せております。

なお、本冊子においては、監査事務所をその規模等に応じて以下のとおり表記しています。

４大監査法人：あずさ監査法人、監査法人トーマツ、新日本監査法人及びみすず監査法人（旧中央青山監査法人）

３大監査法人：あずさ監査法人、監査法人トーマツ、新日本監査法人

大規模監査法人：直近の会計年度で 100 以上の上場会社等について監査証明を行った法人（公認会計士法施行規則第 24 条）

中規模監査法人：３大監査法人に次ぐ規模を有する 20 法人（常勤公認会計士数による順位）

小規模監査法人：上記以外の監査法人

個人事務所：公認会計士事務所

中小規模監査事務所：中規模監査法人、小規模監査法人及び個人事務所

小規模監査事務所：小規模監査法人及び個人事務所

目　　次

はじめに ･･･ １
概要 ･･･ ２

【本編】
第１章　公認会計士・監査審査会
１．設置の経緯 ･･･ ３
２．組織 ･･･ ３
３．業務の概要 ･･･ ４

第２章　品質管理レビューに対する審査及び検査
１．審査 ･･･ ８
２．検査 ･･･ 16
３．金融庁長官に対する勧告 ･････････････････････････････････････ 16
４．「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」の公表 ･････････････ 17
５．審査基本方針等の改正 ･･････････････････････････････････････ 17

第３章　公認会計士試験の実施
１．公認会計士試験制度等 ･･････････････････････････････････････ 19
（１）公認会計士試験制度の概要 ･････････････････････････････ 19
（２）公認会計士試験の実施面での改善 ･･････････････････････ 21
（３）その他 ･･･ 22
２．公認会計士試験の実施状況 ･･････････････････････････････････ 22
（１）平成 19 年公認会計士試験 ･････････････････････････････ 22
（２）平成 20 年公認会計士試験 ･････････････････････････････ 24

第４章　公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議 ･････････････ 27

第５章　諸外国の関係機関との協力
１．多国間における協力 ･･･ 30
２．その他の協力 ･･･ 32

≪トピック≫　情報発信の取組み ･････････････････････････････････ 33

【資料編】

１　公認会計士・監査審査会関連資料

１－１　公認会計士法の改正の概要
—公認会計士・監査審査会発足の経緯— ･････････････････ 36

１－２　公認会計士・監査審査会委員名簿 ･････････････････････ 38

１－３　公認会計士・監査審査会の開催状況 ･････････････････････ 39

１－４　公認会計士・監査審査会の審査・検査手続 ･････････････････ 42

１－５　審査及び検査の事例 ･････････････････････････････････ 43

２　審査及び検査関連資料

２－１　平成 19 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画 ･････････････ 44

２－２　なごみ監査法人に対する検査結果に基づく勧告について ･･････ 46

２－３　ＫＤＡ監査法人に対する検査結果に基づく勧告について ･･････ 48

２－４　六本木監査法人に対する検査結果に基づく勧告について ･･････ 49

２－５　福北監査法人に対する検査結果に基づく勧告について ･････････ 50

２－６　監査法人夏目事務所に対する検査結果に基づく勧告について ････ 51

２－７　監査の品質管理に関する検査指摘事例集 ･･････････････････ 52

２－８　監査の品質の一層の向上のために—審査基本方針等— ･････････ 84

２－９　平成 20 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画 ･･････････ 89

２－10　公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針 ･････ 91

２－11　外国監査法人等に関する改正公認会計士法の施行について ････ 102

３　公認会計士試験実施関連資料

３－１　新たな公認会計士試験制度等の仕組み ･････････････････････ 103

３－２　公認会計士試験制度改正の概要 ･････････････････････････ 104

３－３　公認会計士試験実施の改善について ･････････････････････ 105

３－４　公認会計士法第１３条の２に規定する受験禁止期間
に関する処分基準 ･････････････････････････････････････ 123

３－５　平成 19 年公認会計士試験 短答式試験合格者調 ･････････････ 124

３－６　平成 19 年公認会計士試験 合格者調 ･････････････････････ 130

３－７　平成 20 年公認会計士試験 短答式試験合格者調 ･･････････････ 136

４　国際会議関連資料

４－１　第２回監査監督機関国際フォーラム（トロント会合）について ･ 142

４－２　第２回監査監督機関国際フォーラム　プレスリリース（仮訳） ･ 143

４－３　第３回監査監督機関国際フォーラム（オスロ会合）について ･･･ 146

４－４　第３回監査監督機関国際フォーラム　プレスリリース（仮訳） ･ 147

４－５　第２回ＩＦＩＡＲ検査ワークショップ（ベルリン）について ･･･ 150

４－６　ＰＣＡＯＢによる規則 4012 条の実施に関する指針（案）への
コメント・レターの発出について ･････････････････････････ 151

５　トピック関連資料
５－１　平成 19 事務年度の講演会等の開催状況 ･････････････････････ 152

はじめに

公認会計士・監査審査会は、平成16年４月の発足以来、公認会計士監査の質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、これまで投資者の資本市場に対する信頼の向上等に努めて参りました。

本報告書の対象年度である平成19事務年度は審査会の第２期（平成19事務年度～21事務年度）の１年目にあたりますが、第１期（平成16事務年度～18事務年度）における実績を踏まえ、新しい審査基本方針等に基づき、これまでに指摘した監査事務所における品質管理上の問題に対する改善が各監査事務所において確実に定着するよう努めているところです。

具体的には、「平成19事務年度の審査基本計画及び検査基本計画」に基づき検査を行い、検査の結果、５監査法人に対し、公認会計士法に基づく行政処分その他の措置を講ずるよう、金融庁長官に勧告しました。また、監査事務所による監査の質の維持・向上を図るための自主的な取組みを促す観点から、「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」を本年２月に公表し、全国各地の協会地域会において説明会を開催しています。

また、審査会は、平成18年１月より新しい制度による公認会計士試験を実施していますが、一定の資質を有する多様な人材を確保するとの現行試験制度の実現に向けて、多様な人々にとって同試験がより魅力的なものとなり、多くの人々が挑戦するよう、実施面での改善に向けて検討を行い、具体的な改善策を講じてきています。

さらに、平成19年３月に東京で独立監査監督機関からなる新たな国際組織である監査監督機関国際フォーラム（International Forum of Independent Audit Regulators）の第１回会合が審査会の主催により開催され、その後も平成19年９月に第２回会合がトロントで、平成20年４月に第３回会合がオスロで開催され、審査会としても積極的に参加しています。

本冊子は、こうした審査会の平成19事務年度における様々な取組み及び活動を、品質管理レビューに対する審査及び検査、公認会計士試験の実施、調査審議、諸外国の関係機関との協力の各章にわけて取りまとめたものです。

審査会は、今後も各国の監査監督機関と協力してその使命を果たすことにより、監査の公正性、独立性及び信頼性を確保し、投資者等の期待（公益）に応えていきたいと考えています。

公認会計士・監査審査会会長

金子 晃

概　要

１．品質管理レビューに対する審査及び検査

平成 18 年度及び平成 19 年度の日本公認会計士協会の品質管理レビューについて審査を行い、11 監査法人に対し検査を実施し、その結果、５監査法人について行政処分その他の措置を講ずるよう金融庁長官に対して勧告した。

また、審査会の発足以降これまでに実施した検査における指摘事項の中から、監査事務所の品質管理の向上を図っていく上で有益であると考えられるものを「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」として取りまとめ、平成 20 年２月に公表した。

２．公認会計士試験の実施

平成 19 年試験（論文式試験）及び平成 20 年試験（短答式試験）を実施した。

また、公認会計士試験実施検討グループにおいて、公認会計士試験の実施面での改善に向けた検討を行い、その結果を踏まえ、審査会は「公認会計士試験実施の改善について」を平成 19 年 10 月に公表した。

平成 20 年試験においては、この検討結果に基づき、短答式試験において従来の２週間の週末にわたる２日間を短縮し、週末１日の試験とし、論文式試験において法令基準等を配布する科目を２科目から５科目に増やすなどといった改善策を実施している。

３．公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

下記の２件について調査審議を行い、金融庁長官の判断について意見を表明した。

第 101 回審査会（H19.11.20）ビーエー東京監査法人及び公認会計士２名
第 111 回審査会（H20.４.４）公認会計士１名

４．諸外国の関係機関との協力

各国の監査監督機関間の相互の情報交換等を目的として、平成 19 年３月に設立された監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）について、第２回会合が平成 19 年９月にトロントで、第３回会合が平成 20 年４月にオスロで開催され、審査会からは金子会長及び脇田委員等が出席した。

第１章　公認会計士・監査審査会

１．設置の経緯

会計と監査の複雑化・多様化・国際化が進む中、監査の信頼性を疑わせる事件が世界的に発生し、監査の公正性と信頼性の回復が強く求められていた。我が国においても、公認会計士監査制度の充実・強化を目的として、平成 15 年５月に公認会計士法が改正され、平成 16 年４月に「公認会計士・監査審査会」が設置された（P36 資料１－１参照）。

２．組織

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、会長及び９名の委員により組織される合議制の行政機関である（P38 資料１－２参照）。

会長及び委員は公認会計士に関する事項について理解と識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣により任命され、原則として在任中その意に反して罷免されず、独立してその職権を行使することとされている。会長及び委員の任期は３年とされており、平成 19 年４月には委員の一部交替が行われた。

審査会には、その事務を処理するため事務局が置かれ、公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議及び公認会計士試験の実施を担当する総務試験室と、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）による監査業務の状況調査（以下「品質管理レビュー」という。）の審査及び監査法人等に対する検査を行う審査検査室からなっている。発足時の事務局の定員は 40 名であったが、その後の検査官の増員等により平成 20 年度の事務局の定員は、総務試験室 12 名及び審査検査室 39 名の 51 名となっている。

≪公認会計士・監査審査会組織図（平成 20 年度定員ベース）≫

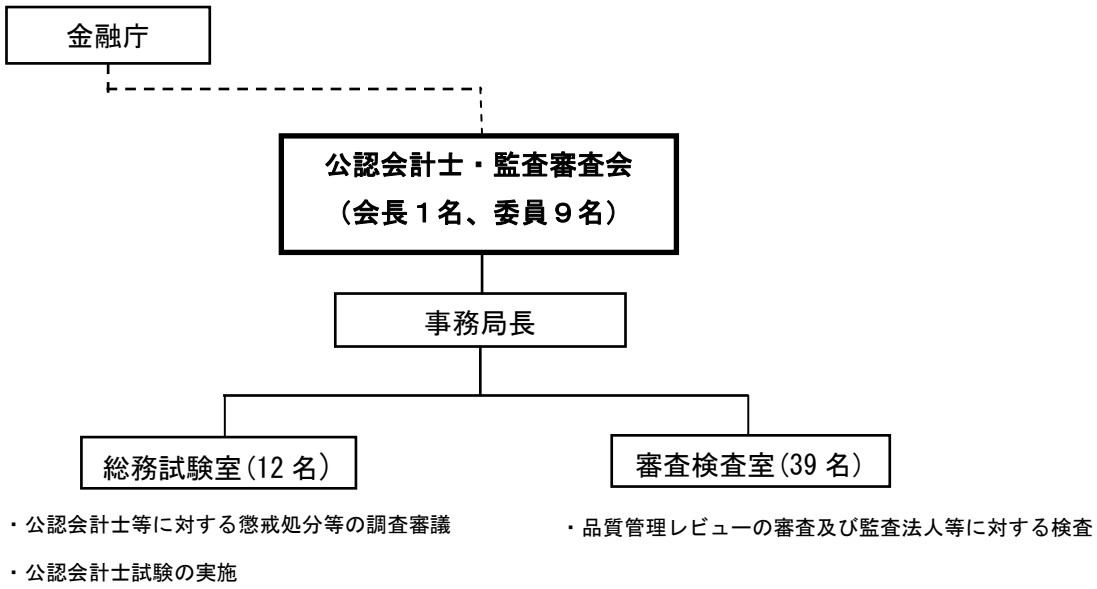

３．業務の概要

審査会が行う業務には、「協会による品質管理レビューに対する審査及び検査」、「公認会計士試験の実施」及び「公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議」があり、審査会は、これらの業務を通じ、我が国における監査の信頼性を確保し、その質の向上を図ることにより、我が国資本市場の公正性・透明性の確保に努めている。

なお、審査会は、平成 16 年４月から平成 20 年６月までに計 116 回開催され、平成 19 事務年度には 25 回開催されている（P39 資料１－３参照）。

（１）品質管理レビューに対する審査及び検査

審査会は、公認会計士法に基づき、協会から品質管理レビューの報告を受けてその内容の審査を行い、必要に応じ検査を実施することとされている（P42、43 資料１－４、１－５参照）。

（参考）品質管理レビュー

品質管理レビューは、監査業務の質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、協会が公認会計士又は監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューし、必要に応じ改善を勧告し、改善状況の報告を受けるものである。協会による自主規制として平成 11 年４月から実施されていたが、平成 15 年に成立した改正公認会計士法によって法定化された。

具体的には、原則として３年に一度（協会が必要と認めた場合は２年に一度）、公認会計士法をはじめとする法令、監査基準等及び協会の会則・規則並びに監査事務所の内部規程等への準拠状況を事後的にレビューしている。

①　審査

審査会は、協会から品質管理レビューに関する報告を受け、主として、協会について品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているか、監査事務所についてその監査業務が適切に行われているかを確認する。

審査の過程において、必要があると認める場合には、公認会計士法に基づき、協会又は監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。

②　検査

審査会は、審査の結果、協会の事務の適正な運営を確保するため必要があると認める場合、または、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認める場合には、公認会計士法に基づき、協会、監査事務所、監査事務所の業務に関係のある場所（被監査会社等）に対して検査を行う。

検査を終了したときは、審査会において審議の上、検査対象先に対して検査結果を通知する。

③　勧告

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、公認会計士法に基づき、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について、金融庁長官に勧告する。

④　外国監査法人等

平成19年６月に成立し、平成20年４月１日に施行された改正公認会計士法では、発行する証券が日本市場で広く流通している外国会社等に監査証明業務を行う外国監査法人等に対し金融庁への届出を求めており、審査会は、必要があると認める場合には、外国監査法人等に対し報告徴収及び立入検査を実施することができる。

（参考）法令上の根拠

協会の品質管理レビュー並びに審査会の審査及び検査に関する法令上の根拠は次のとおりである。

⑴　協会の監査業務の運営の状況調査の実施・報告

①　監査業務の運営の状況調査の実施	公認会計士法第46条の9の2第1項
②　当該状況調査の結果の審査会への報告	公認会計士法第46条の9の2第2項

⑵　報告徴収

①　対協会	公認会計士法第46条の12第1項
②　対監査事務所	公認会計士法第49条の3第1項
③　対外国監査法人等	公認会計士法第49条の3の2第1項

⑶　検査

①　対協会	公認会計士法第46条の12第1項
②　対監査事務所	公認会計士法第49条の3第2項
③　対被監査会社等	公認会計士法第49条の3第2項
④　対外国監査法人等	公認会計士法第49条の3の2第2項

⑷　金融庁長官に対する勧告　　公認会計士法第41条の2

上記の公認会計士法の規定による権限は、同法第49条の４第２項及び第３項等の規定により、金融庁長官から審査会へ委任されている。ただし、協会、監査事務所等に対する権限は、協会の行う品質管理レビューの報告に関して行われるもの及び業務の運営の状況に関するもの（監査事務所が品質管理レビューを受けていない等の場合）に限られている。

≪審査及び検査の概要≫

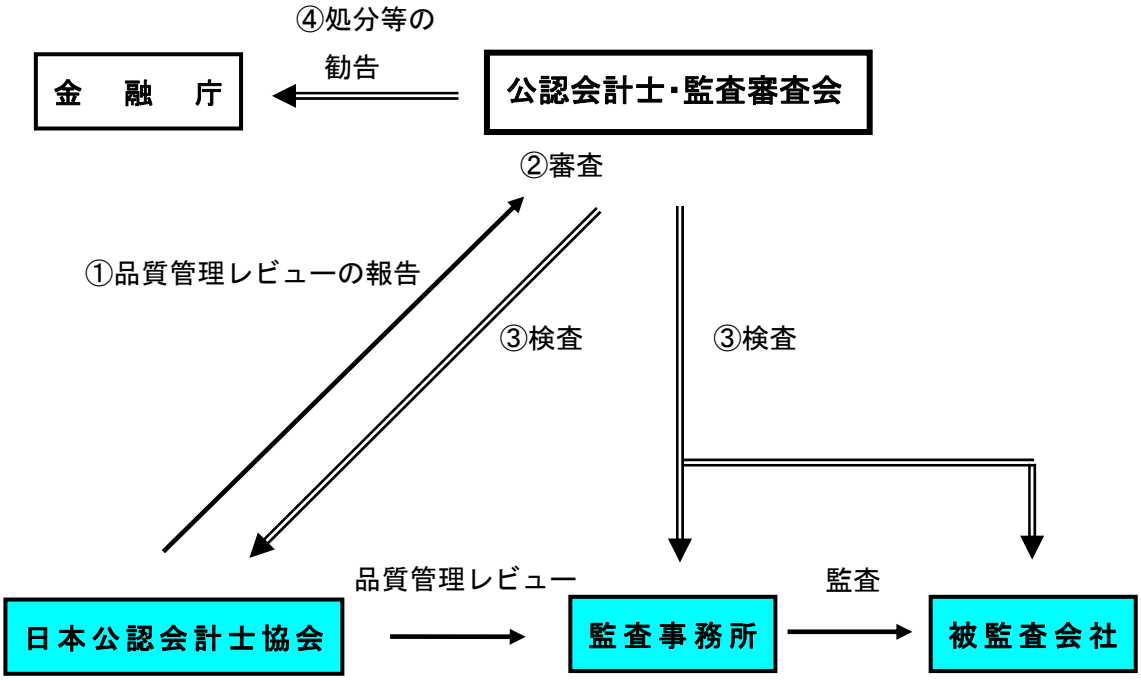

（２）公認会計士試験の実施

審査会は、公認会計士法に基づき、公認会計士になろうとする者が、必要な学識及び応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、毎年、公認会計士試験を実施している。

試験は全国 11 の都道府県で行われており、試験の立会等の公認会計士試験の執行は、全国の財務局等が行っている。

（注）公認会計士として業務を営むためには、公認会計士となる資格を有しなければならず、公認会計士となる資格を得るためには、公認会計士試験に合格することが主たる要件となる。

公認会計士となる資格を有する者が、協会に備える公認会計士名簿への登録を受ければ公認会計士となり、監査業務のほか、公認会計士の名称を用いて、財務書類の調製等を行うことを業とすることができる。

（３）公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

審査会は、金融庁長官から公認会計士・監査法人等の懲戒処分等に関して意見を求められた場合に、調査審議を行っている。具体的には、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定（処分の重さ）の妥当性について検討を行い、金融庁長官に対して意見を表明している。

（注１）「懲戒処分等」は、公認会計士、監査法人等が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合や、公認会計士等が公認会計士法等に違反した場合や、業務の運営が著しく不当と認められる場合等に課される。

（注２）懲戒処分等に関する事件の調査（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等）は、金融庁長官が行うこととされている。なお、審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合や、監査法人に対する課徴金納付命令については、審査会による調査審議は不要とされている。

≪調査審議の概要≫

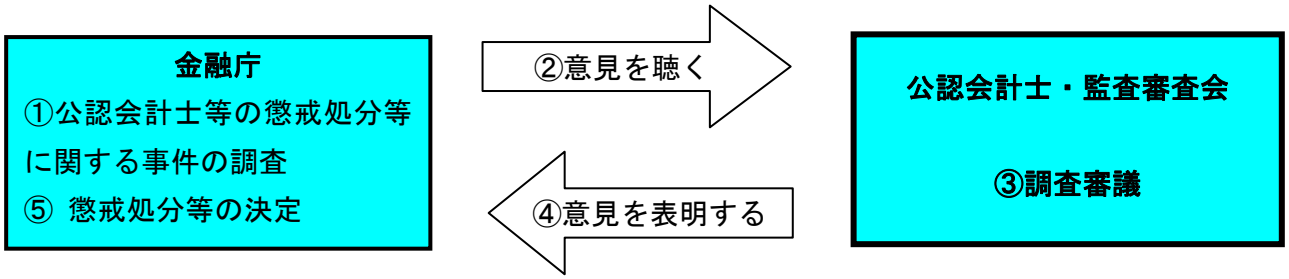

（４）諸外国の関係機関との協力

企業活動や投資活動の国際化に伴い、会計・監査の国際化が進んでおり、各国の監査監督機関は、国際的な監査の品質の確保・向上に努めている。

こうした中、監査市場を巡る環境や監査監督機関の活動等に係る情報共有等を目的として「監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）」が設立され、平成 19 年３月に第１回会合が東京で開催された。その後、平成 19 年９月、カナダのトロントにおいて第２回会合が、平成 20 年４月にノルウェーのオスロにおいて第３回会合が開催されており、今後とも半年毎に開催される予定である。

このほか、審査会は、各国の監査監督機関等と個別に会合等を実施するなど、国際的な監査の品質の向上に向け、各国当局との協力関係の構築・充実に努めている。

第２章　品質管理レビューに対する審査及び検査

１．審査

（１）審査基本方針

審査会は、平成 19 年６月に策定した「監査の品質の一層の向上のために－審査基本方針等－」（以下「審査基本方針等」という。）に基づき、「これまでに指摘した事項に対する改善の確実な定着」に重点を置き、「新しい事態への対応」に留意した審査を行うことを基本的な考え方として、協会からの品質管理レビューに関する報告を基にその内容を継続的に審査することとしている。

（２）審査の実施状況

①　審査の対象

平成 19 事務年度の審査の対象は、協会が平成 18 年度及び平成 19 年度に実施した品質管理レビューである。

（参考）品質管理レビューに関する報告（月次報告書）の主な内容

- 品質管理レビュー報告書
- 改善勧告書
- 改善勧告書に対する回答書
- 品質管理レビュー調書（品質管理レビュー報告書及び改善勧告書を作成するために収集・作成した一連の資料）

平成 19 年度に実施した品質管理レビューの報告の提出状況は次のとおりである（報告対象監査事務所ベース）。

≪審査会への提出状況≫

報告書	19 年		20 年					
提出年月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	合計
報告対象監査事務所数	8	15	26	37	15	29	1	131

②　協会による品質管理レビュー

協会による品質管理レビューは、大会社等の監査業務を行っている監査事務所を対象に原則として少なくとも３年に一度は実施すること

とされており、平成 19 年度は 131 監査事務所（55 監査法人、76 公認会計士）に対して実施された。

上記の品質管理レビューに基づき作成され、監査事務所に交付された品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の内訳は次のとおりである。

≪品質管理レビュー報告書（平成 19 年度）≫　　（監査事務所数）

区　分	限定事項のない結論		限定事項付き結論		否定的結論		計
監査法人	40	72.7%	15	27.3%	0	－	55
公認会計士	58	76.3%	15	19.7%	3	3.9%	76
合　計	98	74.8%	30	22.9%	3	2.3%	131

（注１）「限定事項付き結論」は、次の要件１又は要件２のいずれかに該当する相当程度の懸念が、少なくとも１つは存在する場合に表明される。

要件１：監査事務所の定めた品質管理のシステムに、品質管理の基準の示す監査に関する品質管理の目的の実現を阻害するような不備が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び法令等に対する重要な準拠違反が発生していた。

要件２：監査事務所の監査実施者及びその他の職員が、監査事務所の定めた品質管理のシステムを適切に運用していない事実又は品質管理の基準が求める個々の監査業務における品質管理の手続を実施していない事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び法令等に対する重要な準拠違反が発生していた。

（注２）「否定的結論」は、少なくとも「限定事項付き結論」の要件１又は要件２のいずれかに該当する重大な懸念等が生じており、かつ、個々の監査業務の品質管理のレビューを実施した結果、監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び法令等に対する極めて重要な準拠違反がある場合に表明が検討される。

≪改善勧告書（平成 19 年度）≫　　（監査事務所数）

区分	改善勧告事項				計
	なし		あり		
監査法人	－	－	55	100.0%	55
公認会計士	－	－	76	100.0%	76
計	－	－	131	100.0%	131

全ての監査事務所に対して改善勧告事項が指摘されているが、審査会では、改善勧告事項に対するフォローアップ機能の強化のための組織的な取組を協会に対して求めており、協会では品質管理レビュー制度の充実に積極的に取り組むこととしている。

（参考）フォローアップ・レビュー

協会は平成 19 年度において、上場会社監査事務所登録制度の発足に当たり、上場会社監査事務所部会に登録されているすべての監査事務所を対象として、品質管理レビュー又はフォローアップ・レビュー（前回の品質管理レビューに対する改善措置の状況について監査事務所に赴き確認すること）を実施している。平成 19 年度のフォローアップ・レビューは、72 監査法人、32 公認会計士の計 104 監査事務所に対して実施され、49 監査事務所（法人 34、個人 15）に対して改善の不十分な事項のない確認結果、55 監査事務所（法人 38、個人 17）に対して改善の不十分な事項のある確認結果が報告されている。

③　審査会の審査状況

イ　審査の観点

審査会は、協会からの品質管理レビューの報告を分析し、必要に応じて協会又は監査事務所に対して報告徴収等を行い、その内容を検証の上、審査を行っている。審査の観点は次のとおりである。

- 協会は、品質管理レビュー手続等の諸規程に則って品質管理レビューを実施しているか。
- 監査事務所は、監査業務の質を合理的に確保するため、品質管理のシステムを適切に整備しているか。
- 個々の監査業務が、監査事務所の設けた品質管理のシステムに準拠して実施されているか。

ロ　報告徴収

審査の過程では、協会に対し必要に応じて質問を行うこととしており、さらに、必要がある場合には監査事務所に対して報告徴収を行っている。平成 18 年度の品質管理レビュー対象である 137 監査事務所に対する報告徴収の実施状況は以下のとおりである。

≪報告徴収の実施状況≫　　（平成 20 年６月 30 日現在）

	対象事務所 (A)	実施事務所 (B)	実施率 (B/A)
監査事務所に対する報告徴収	137	57	41.6%
監査法人に対するもの	31	25	80.6%
公認会計士に対するもの	106	32	30.2%

（注）実施事務所数については、同一の監査事務所に複数回実施している場合も、１回として集計している。

ハ　重点的検証事項

審査会の平成 19 事務年度審査基本計画において、「品質管理のシステムの整備」、「監査契約の新規の締結及び更新」、「監査業務に係る審査」を重点的検証事項としている（P44 資料２－１参照）。

これに基づき、各々の検証事項ごとに複数の監査事務所に対して横断的に報告徴収を実施している。

（ａ）「品質管理のシステムの整備」に関する報告徴収

監査の品質管理については、平成 18 年４月１日以後開始する事業年度に係る監査から新基準等（注１）を適用することが求められているが、品質管理のシステム（注２）に係る整備状況を的確に把握するため、平成 19 年５月、審査会は 24 監査法人（注３）に対して、品質管理のシステムの整備状況について報告を求めた。

（注１）公認会計士による監査の品質の向上を図ることを目的として、平成 17 年 10 月 28 日付で企業会計審議会が「監査に関する品質管理基準」を設定している。また、これに対応し、平成 18 年３月 30 日付で、協会が品質管理基準委員会報告書第１号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書第 32 号「監査業務における品質管理」等の実務指針を設定している。

（注２）監査に関する品質管理基準では、「監査事務所は、監査業務の質を合理的に確保するために、監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る品質管理のシステムを適切に整備し、運用しなければならない。」と規定されており、少なくとも以下の事項に関する方針及び手続からなる品質管理のシステムを設けなければならないとされている。

・ 品質管理に関する責任
・ 職業倫理及び独立性
・ 監査契約の新規の締結及び更新
・ 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任
・ 業務の実施
・ 品質管理のシステムの監視

（注３）平成 18 年度の協会の品質管理レビューの対象となった 31 監査法人のうち、検査を実施した３監査法人及び解散した４監査法人を除く 24 の中小規模監査法人。

≪「品質管理のシステムの整備」に関する報告徴収の実施状況≫

（平成 20 年６月 30 日現在）

	対象事務所 (A)	実施事務所 (B)	実施率 (B/A)
監査事務所に対する報告徴収	137	24	17.5%
監査法人に対するもの	31	24	77.4%
公認会計士に対するもの	106	－	－

《報告徴収において認められた主な事例》

品質管理規程については、概ね整備されているものの、次のような事例が認められる。

・ 人員不足等の理由から審査規程等が未整備、又は品質管理規程の一部の規定が未改訂のままとなっている。
・ 協会公表の中小事務所等施策調査会研究資料第１号「中小監査事務所向け監査ツール「監査の品質管理規程の例示について」」（以下「中小監査ツール」という。）の内容が法人の実態に合っていないにもかかわらず、そのまま利用している（事例多数）。

（ｂ）「監査契約の新規の締結及び更新」に関する報告徴収

協会の品質管理レビューにおいて、監査契約の新規の締結及び更新についての指摘が多くの監査事務所に対してなされていることから、平成 19 年 11 月、審査会は７監査事務所（注１）（中小規模監査法人２、個人５）に対して、監査契約の新規の締結及び更新に関する手続（注２）の実施状況について報告を求めた。

（注１）平成 18 年度の品質管理レビュー報告書において、協会から監査契約

の新規の締結及び更新に関して再指摘を受けた８監査事務所及び再々指摘を受けた２監査事務所のうち、検査を実施した２監査事務所及び解散した１監査事務所を除く７監査事務所。

（注２）監査に関する品質管理基準では、「監査事務所は、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定め、監査事務所の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況、並びに、監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を勘案し、適切な監査業務を実施することができるかを判断しなければならない。」と規定されている。また、実務指針（品質管理基準委員会報告書第１号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書第 32 号「監査業務における品質管理」）では、監査契約の新規の締結及び更新について更に詳細に規定されている。

≪「監査契約の新規の締結及び更新」に関する報告徴収の実施状況≫

（平成 20 年６月 30 日現在）

		対象事務所 (A)	実施事務所 (B)	実施率 (B/A)
監査事務所に対する報告徴収		137	7	5.1%
	監査法人に対するもの	31	2	6.5%
	公認会計士に対するもの	106	5	4.7%

《報告徴収において認められた主な事例》

監査契約の新規の締結及び更新については、特に大きな不備はみられないものの、個人事務所において次のような事例が認められる。

・ 中小監査ツールが事務所の実態と合っていないにもかかわらず、そのまま利用し品質管理規程としている、又は規程を整備していない。

・ 文書化をしていない理由を「失念」等としているものがあり、文書化に対する意識が低い。

（ｃ）「監査業務に係る審査」に関する報告徴収

監査業務に係る審査については、平成 18 事務年度において重点的に検証した結果、審査の実施状況等に問題が認められており、引き続き検証することとしていたことから、平成 19 年 11 月、審査会は 32 監査事務所（注１）（中小規模監査法人６、個人 26）に対して、監査業務に係る審査（注２）の実施状況について報告を

求めた。

（注１）平成 18 年度の品質管理レビュー報告書において、協会から監査業務に係る審査に関して限定事項付き結論を表明された 25 監査事務所、再指摘を受けた７監査事務所及び再々指摘を受けた６監査事務所のうち、既に検査を実施した５監査事務所及び解散した１監査事務所を除く 32 監査事務所。

（注２）監査基準では、「監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。」と規定されている。また、実務指針（品質管理基準委員会報告書第１号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書第 32 号「監査業務における品質管理」）では、監査業務に係る審査について、更に詳細に規定されている。

≪「監査業務に係る審査」に関する報告徴収の実施状況≫

（平成 20 年６月 30 日現在）

		対象事務所 (A)	実施事務所 (B)	実施率 (B/A)
監査事務所に対する報告徴収		137	32	23.4%
	監査法人に対するもの	31	6	19.4%
	公認会計士に対するもの	106	26	24.5%

《報告徴収において認められた主な事例》

○ 監査法人

- 監査業務のうち実査・立会などは判断を伴わないものであるとし、実査・立会の従事者を当該監査業務の審査担当者としている。
- 監査実施中の各段階で適時に審査にかけるべき重要な事項及び審査資料を具体的に定めていない。

○ 個人事務所

- 非上場の証券取引法監査１社のみを監査していることなどを理由として審査に関する方針及び手続を策定していない。
- 大会社等以外の監査業務を審査対象としていない。
- 監査実施中に問題点が発見された場合、審査を委託している外部の公認会計士と随時協議を行うとしているものの、協議過程や結果が文書化されていない。

ニ　審議

審査会は、審議において、

ⅰ．監査事務所への検査の実施

ⅱ．行政処分その他の措置について金融庁長官へ勧告

ⅲ．現時点においては、検査又は勧告を行わない（協会に対する改善要請等を行うものを含む）

について判断する。

平成 18 年度品質管理レビュー（対象：137 監査事務所）及び平成 19 年度品質管理レビュー（対象：131 監査事務所）の審議状況は以下のとおりである。

（平成 20 年６月 30 日現在）

審　議　状　況	平成 18 年度 品質管理レビュー	平成 19 年度 品質管理レビュー
ⅰ．監査事務所への検査の実施を決したもの	11	1
ⅱ．ⅰの結果、行政処分その他の措置について金融庁長官への勧告を決したもの	6	0
ⅲ．現時点においては、検査又は勧告を行わないもの（協会に対する改善要請等を行うものを含む）	126	0
ⅳ．現在、事務局で精査中であり、今後審査会に処理方針を諮る予定のもの	0	130
審議対象監査事務所数	137	131

２．検査

（１）検査基本方針

検査は、協会による品質管理レビュー制度の運営の適切性、監査事務所における品質管理のシステムの整備及び運用並びに監査業務の適切性についての審査結果を踏まえ、協会による品質管理レビューが十分であるかどうか確認する必要が認められる場合、監査事務所の業務管理体制が有効に機能しているかどうか確認する必要が認められる場合など、必要かつ適当と認めるときに実施することとしている。

（２）検査の実施状況

平成 19 事務年度において審査会は、「平成 19 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画」（P44 資料２－１参照）に基づき、11 監査事務所に対して検査を実施した。

３．金融庁長官に対する勧告

審査会は、平成 19 事務年度に実施した検査の結果、下記の監査法人の運営が著しく不当と認められたので、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の２の規定に基づき、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。なお、金融庁長官は、審査会からの勧告を踏まえ、各監査法人に対して、同法第 34 条の 21 第１項の規定に基づく指示等を行った（P46～51 資料２－２～６参照）。

監査法人	勧　　告	業務改善指示等
なごみ監査法人	平成 19 年 10 月 25 日	平成 19 年 11 月　６日
ＫＤＡ監査法人	平成 20 年　２月　７日	平成 20 年　２月 22 日
六本木監査法人	平成 20 年　３月　５日	平成 20 年　３月 18 日
福北監査法人	平成 20 年　３月 28 日	平成 20 年　４月 18 日（注）
監査法人夏目事務所	平成 20 年　４月 16 日	平成 20 年　４月 30 日（注）

（注）福北監査法人及び監査法人夏目事務所については、法令に違反する行為が認められたことから、業務改善指示とともに戒告が行われている。

４．「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」の公表

審査会は、平成16年４月の発足以降、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、審査及び検査の結果を取りまとめて、関係者等に示してきた。

平成19事務年度においては、これまでに行った検査において指摘した事項の中から、監査事務所による監査の質の向上を図るための自主的な取組を促す観点から有益と思われる事例を「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」として取りまとめ、平成20年２月に公表した（P52資料２－７参照）。

この事例集では、平成16年４月の発足から平成20年２月までに検査を行った合計30件を対象とし、監査事務所の規模にかかわらず、監査の品質管理に関する問題点を幅広く掲載している。今後は、事務年度ごとに同事例集の内容を見直し、必要に応じて掲載事例の追加及び削除を行っていく。

なお、平成20年６月より、協会の各地域会で説明会を開催し、同事例集に対する理解の浸透を図るとともに、監査事務所における品質管理の重要性について周知徹底を図っている。

５．審査基本方針等の改正

（１）「監査の品質の一層の向上のために－審査基本方針等－」の改正

審査会は、平成20年４月１日の改正公認会計士法施行などを踏まえ、外国監査法人等に対する対応についての記載の追加など審査基本方針等の一部見直しを行い、平成20年６月30日に公表した（P84資料２－８参照）。

（２）「平成20事務年度の審査基本計画及び検査基本計画」の策定

審査会は、上記の審査基本方針等を踏まえ、「平成20事務年度の審査基本計画及び検査基本計画」を策定し、平成20年６月30日に公表した（P89資料２－９参照）。

審査基本計画では、特に個人事務所における品質管理のシステムの整備状況及び監査法人における業務の品質管理の監視について重点的に検証することとし、また、協会の上場会社監査事務所登録制度等の運営状況についても検証することとしている。

検査基本計画では、大規模監査法人等及び中小規模監査事務所について、必要に応じて検査を実施することとしている。

（３）「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」の改正

審査会は、平成 20 年４月１日に施行された改正公認会計士法において、監査事務所が品質管理レビューを受けていないこと又は協力することを拒否していること等により協会が報告を行っていない場合についても検査を実施することが可能となったこと等を受け、平成 19 年６月 29 日に公表した「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」について、所要の改正を行った。

改正後の基本指針は、平成 20 年６月２日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用している（P91 資料２－10 参照）。

なお、外国監査法人等については、下記（４）に述べるとおり、本基本指針とは別途検査方針について検討を進めることとしている。

（４）外国監査法人等に対する対応

平成 20 年４月１日に施行された改正公認会計士法では、発行する証券が日本市場で広く流通している外国会社等に監査証明業務を提供する外国監査法人等に対して、金融庁へ届出を求めるとともに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合に金融庁及び審査会は外国監査法人等に対して報告徴収及び検査を行うことができることとされている。

審査会は、今後の外国監査法人等の金融庁への届出状況や外国監督当局との協力関係の進展状況などを踏まえつつ、外国監査法人等に対する検査方針について検討を進め、適切な時期に公表することとした（P102 資料２－11 参照）。

第３章　公認会計士試験の実施

１．公認会計士試験制度等

（１）公認会計士試験制度の概要（P103 資料３－１参照）

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式試験（マークシート方式）及び論文式試験により実施している。

（注）試験は、北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県その他審査会の指定する場所において実施している。

①　試験科目

イ　短答式試験：必須科目４科目
財務会計論、管理会計論、監査論、企業法

ロ　論文式試験：必須科目４科目
会計学、監査論、企業法、租税法
：選択科目（以下の４科目のうち１科目）
経営学、経済学、民法、統計学

②　試験科目の一部免除等

イ　短答式試験

短答式試験合格者は、合格後２年間、申請により短答式試験が免除される。

また、大学等において３年以上商学又は法律学に属する科目の教授若しくは准教授であった者、司法試験等合格者は、申請により短答式試験が免除され、実務経験者や会計専門職大学院修了者などについても、申請により試験科目の一部が免除される。

ロ　論文式試験

論文式試験の一部において、審査会が相当と認める成績を得た者は、資格取得後２年間、申請により論文式試験の当該科目が免除される（下記③ハ参照）。

また、大学等において３年以上商学又は法律学に属する科目の教授若しくは准教授であった者や、司法試験等合格者などについても、

申請により試験科目の一部が免除される。

③　合格基準等

イ　短答式試験

総点数の 70%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準とする（ただし、１科目につき、その満点の 40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。）。

ロ　論文式試験

52%の得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準とする（ただし、１科目につき、その得点比率が 40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。）。なお、論文式試験は、複数の試験委員により採点（ダブルチェック）しており、試験委員間及び試験科目間の採点格差の調整は、標準偏差により実施する。

ハ　論文式試験の一部科目免除基準

試験科目のうち一部の科目について、同一の回の公認会計士試験論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を期限付き科目免除資格取得者とする（当該科目については、合格発表日から起算して２年を経過する日までに行われる論文式試験が、申請により免除される。）。

（参考）平成 19 年試験論文式試験で相当と認めた得点比率は 55.2%

（参考）平成 15 年改正公認会計士法による試験制度の見直し（P104 資料３－２参照）

公認会計士法の一部を改正する法律が平成 15 年５月に成立し、公認会計士試験制度の大幅な見直し等が行われた。

具体的には、公認会計士試験の質を確保しつつ多様な人材を提供していくため、試験体系の簡素化、試験科目の見直し、試験の一部免除の拡大、実務経験の位置付けの変更などを内容とする見直しが行われ、新たな制度による公認会計士試験が平成 18 年から実施されることとされた。

なお、旧試験制度の下での会計士補等については、一定の経過措置が設けられている。

（２）公認会計士試験の実施面での改善

近年の会計監査の重要性の高まりや、公認会計士の果たす役割の拡大等に伴い、試験制度の趣旨をより実現し、多様な人々にとって同試験がより魅力的なものとなり、多くの人々が同試験に挑戦することとなるよう、公認会計士試験実施検討小委員会の下に公認会計士試験実施検討グループを設け、平成 19 年７月から 10 月にかけて４回にわたり、試験実施面での改善に向けた検討が行われた。

審査会は、同検討グループからの検討状況の経過報告を踏まえ、平成 19 年９月６日に「公認会計士試験実施の改善について（中間報告）」を公表した。その後、同検討グループの検討結果のとりまとめの報告を受け、同年 10 月 25 日に「公認会計士試験実施の改善について」を公表し、同報告を踏まえ、平成 20 年試験より公認会計士試験実施の改善を順次図っている（P105 資料３－３参照）。

《主な改善策》

短答式試験

〈平成 20 年試験より実施済み〉

・基本的な問題を幅広く出題し、問題文・選択肢は簡素化する。

・従来の２週間の週末にわたる２日間の実施日程を短縮し、週末１日の試験とする。

〈平成 22 年試験より実施〉

・短答式試験を年２回実施する。

論文式試験

〈平成 20 年試験より実施〉

・思考力、応用能力、論述力等を問う問題とし、出題範囲を短答式試験より絞り込む。

・従来の企業法、民法の２科目のほかに、新たに会計学、監査論、租税法の３科目についても、法令基準等を受験時に配布した上で試験を実施する。

・従来の平日３日間の実施日程を、例えば、金土日といった連続する平日１日、週末２日の試験とする。

（３）その他

①　不正受験者の受験禁止期間に関する処分基準の公表

不正な手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対する受験禁止期間に関する処分基準を具体化・明確化するため、「公認会計士法第13 条の２に規定する受験禁止期間に関する処分基準（案）」を、平成 20 年４月４日から５月３日までの１ヶ月間、パブリックコメントに付し、広く意見の募集を行った。

パブリックコメントの結果寄せられた２名の意見に対する審査会の考え方及び受験禁止期間に関する処分基準については５月 19 日に公表を行い、平成 20 年試験から適用することとした（P123 資料３－４参照）。

②　公認会計士試験Ｑ＆Ａの更新

平成 17 年７月に作成・公表した公認会計士試験Ｑ＆Ａについては、随時更新しているところであるが、公認会計士試験の実施の改善や平成 20 年試験からの短答式試験の変更点の説明等を盛り込んだ大幅な更新を平成 20 年２月 25 日に行った。

２．公認会計士試験の実施状況

（１）平成 19 年公認会計士試験

平成 19 年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおり。

《平成 19 年公認会計士試験実施スケジュール》

区　分	試験委員 発　令	願書受付 開　始	願書受付 締　切	試験期日	合格者発表
短 答 式	18 年 12 月 13 日	19 年 2 月 19 日	19 年 3 月 2 日	19 年 5 月 27 日 ・6 月 3 日	19 年 6 月 28 日
論 文 式				19 年 8 月 21 日 ～ 23 日	19 年 11 月 19 日

≪平成 19 年公認会計士試験結果の概要≫

区　　分.	平成 19 年試験	短答式試験受験者等	旧第２次試験合格者等短答式試験みなし合格者	（参考）平成 18 年試験	短答式試験受験者等	旧第２次試験合格者等短答式試験みなし合格者
願書提出者総数（a）	20,926 人	18,220 人	2,706 人	20,796 人	16,311 人	4,485 人
短答式試験受験者等	18,220 人	18,220 人	－	16,311 人	16,311 人	－
短答式試験受験者	14,608 人 (18,140 人)	14,608 人 (18,140 人)	－	16,210 人	16,210 人	－
短答式試験合格者等	6,321 人	6,321 人	－	5,132 人	5,132 人	－
短答式試験合格者	2,709 人 (6,241 人)	2,709 人 (6,241 人)	－	5,031 人	5,031 人	－
論文式試験受験者	9,026 人	6,320 人	2,706 人	9,617 人	5,132 人	4,485 人
最終合格者（b）	4,041 人	2,695 人	1,346 人	3,108 人	1,372 人	1,736 人
合格率（b/a）	19.3%	14.8%	49.7%	14.9%	8.4%	38.7%

（注1）「短答式試験受験者等」、「短答式試験合格者等」には、短答式試験受験者又は短答式試験合格者のほか、平成 18 年の短答式試験合格による短答式試験免除者及び大学教授や司法試験合格者等の短答式試験免除者を含む。

（注2）「短答式試験受験者」の（　）内の数値は、平成 19 年短答式試験受験者に、平成 18 年の短答式試験合格による短答式試験免除者を加えたもの。

（注3）「短答式試験合格者」の表中（　）内の数値は、平成 19 年短答式試験合格者に、平成 18 年の短答式試験合格による短答式試験免除者を加えたもの。

① 願書提出者

平成19年公認会計士試験受験願書提出者総数は、20,926人となっている。このうち、旧第２次試験合格者等の短答式試験みなし合格者（2,706 人）を除く受験願書提出者は 18,220 人であり、前年の 16,311 人に比べ 1,909 人（11.7%）の増となっている。

② 短答式試験

短答式試験は、受験願書提出者総数（20,926 人）から旧第２次試験合格者等の短答式試験みなし合格者（2,706 人）、平成 18 年の短答式試験合格者で本年の短答式試験を免除された者（3,532 人）及び大学教授、司法試験合格者等の免除者（80 人）を除く 14,608 人が受験し、合格者は 2,709 人となった。

当該合格者に、平成 18 年の短答式試験合格者で本年の短答式試験を

免除された者（3,532 人）を加えた短答式試験通過者は、6,241 人となり、前年に比べ 1,210 人（24.1%）の増となっている（P124 資料３－５参照）。

（参考）平成 19 年短答式試験の合格基準は、総点数の 65%（ただし、試験科目のうち満点の 40%に満たないものがある場合は不合格）

③　論文式試験

論文式試験は、短答式試験通過者（6,241 人）に旧第２次試験合格者等の短答式試験みなし合格者（2,706 人）及び大学教授、司法試験合格者等の免除者（80 人）を加えた 9,026 人（注）が受験し、最終合格者は 4,041 人となった。このうち旧第２次試験合格者等の短答式試験みなし合格者を除いた者は 2,695 人であり、前年と比べ 1,323 人（96.4%）の増となった。

なお、女性の最終合格者は、701 人（構成比 17.3%）となっており、前年に比べ 82 人増加した（P130 資料３－６参照）。

（注）9,027 人から不正受験者１名を除いた人数。

（参考１）平成 19 年論文式試験の合格基準は、51.0%の得点比率（ただし、試験科目のうち１科目につき 40%未満の得点比率がある場合は不合格）

（参考２）最終合格者の年齢別では、30 歳未満が全体の 74.4%を占め、平均年齢は 27.4 歳であった。なお、最高年齢は 60 歳、最低年齢は 19 歳であった。

また、最終合格者の職業別では、「会計士補」が 1,302 人（構成比 32.3%）、「専修学校・各種学校受講生」が 862 人（構成比 21.3%）、大学生などの「学生」が 722 人（構成比 17.9%）となっている。なお、会社員は 82 人（構成比 2.0%）と少数であるものの、前年に比べ 29 人（54.7%）の増となっている。

（２）平成 20 年公認会計士試験

平成 20 年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおり。

《平成 20 年公認会計士試験実施スケジュール》

区　分	試験委員 発　令	願書受付 開　始	願書受付 締　切	試験期日	合格者発表
短 答 式	19 年 12 月 12 日	20 年 2 月 18 日	20 年 2 月 29 日	20 年 5 月 25 日	20 年 6 月 27 日
論 文 式				20 年 8 月 22 日 ～ 24 日	20 年 11 月 18 日 （予定）

≪平成 20 年公認会計士試験短答式試験結果の概要≫

区　　分.	平成 20 年試験	短答式試験受験者等	旧第２次試験合格者等短答式試験みなし合格者	（参考）平成 19 年試験	短答式試験受験者等	旧第２次試験合格者等短答式試験みなし合格者
願書提出者総数（a）	21,168 人	19,736 人	1,432 人	20,926 人	18,220 人	2,706 人
短答式試験受験者等	19,736 人	19,736 人	－	18,220 人	18,220 人	－
短答式試験受験者	16,217 人 （19,635 人）	16,217 人 （19,635 人）	－	14,608 人 （18,140 人）	14,608 人 （18,140 人）	－
短答式試験合格者等	7,034 人	7,034 人	－	6,321 人	6,321 人	－
短答式試験合格者	3,515 人 （6,933 人）	3,515 人 （6,933 人）	－	2,709 人 （6,241 人）	2,709 人 （6,241 人）	－
論文式試験受験予定者	8,463 人	7,034 人	1,429 人	9,027 人	6,321 人	2,706 人

（注1）「短答式試験受験者等」、「短答式試験合格者等」には、短答式試験受験者又は短答式試験合格者のほか、平成 18 年及び平成 19 年の短答式試験合格による短答式試験免除者及び大学教授や司法試験合格者等の短答式試験免除者を含む。

（注2）「短答式試験受験者」の（　）内の数値は、当年の短答式試験受験者に、前年及び前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者を加えたもの。

（注3）「短答式試験合格者」の表中（　）内の数値は、当年の短答式試験合格者に、前年及び前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者を加えたもの。

（注4）「論文式試験受験予定者」は、短答式試験合格者等に旧第2次試験合格者等短答式試験みなし合格者を加え、全科目免除者3人（平成 20 年公認会計士試験において、全科目について試験免除の資格を有することとなった者）を除いたもの。

① 願書提出者

平成20年公認会計士試験受験願書提出者総数は、21,168人となっている。このうち、旧第２次試験合格者等の短答式試験みなし合格者（1,432人）を除く受験願書提出者は 19,736 人であり、前年の 18,220 人に比べ 1,516 人（8.3%）の増となっている。

② 短答式試験

短答式試験は、受験願書提出者総数（21,168 人）から旧第２次試験合格者等の短答式試験みなし合格者（1,432 人）、平成 18 年及び平成 19 年の短答式試験合格者で本年の短答式試験を免除された者（3,418 人）及び大学教授、司法試験合格者等の免除者（101 人）を除く 16,217 人が受験

し、合格者は、3,515 人となった。

当該合格者に、平成 18 年及び平成 19 年の短答式試験合格者で、本年の短答式試験が免除された者（3,418 人）を加えた短答式試験通過者は、6,933 人となり、前年に比べ 692 人（11.1%）の増となっている。

短答式試験通過者に、旧第２次試験合格者等の短答式試験みなし合格者（1,429 人）及び大学教授、司法試験合格者等の免除者（101 人）を加えた論文式試験受験予定者は 8,463 人となっている（P136 資料３－７参照）。

（参考）平成 20 年短答式試験の合格基準は、総点数の 65%（ただし、試験科目のうち満点の 40%に満たないものがある場合は不合格）

第４章　公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

平成 19 事務年度において、審査会で調査審議を行った事案は２件であり、その概要はそれぞれ以下のとおりである。

≪審査会における審議状況≫

第 101 回審査会	(H19.11.20)	ビーエー東京監査法人及び公認会計士２名
第 111 回審査会	(H20.４.４)	公認会計士１名

事案１

第 101 回審査会（平成 19 年 11 月 20 日開催）において、サンビシ株式会社が作成した財務書類について、証券取引法に基づく監査証明を行ったビーエー東京監査法人及び監査法人の業務を執行する社員として監査証明を行った公認会計士２名に対する懲戒処分等に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断について意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 19 年 11 月 22 日に当該監査法人及び公認会計士に対して懲戒処分等を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》及び《事案の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

サンビシ株式会社（以下「サンビシ」とする。）が作成した財務書類について、証券取引法に基づく監査証明を行ったビーエー東京監査法人及び監査法人の業務を執行する社員（以下「業務執行社員」とする。）として監査証明を行った公認会計士に対し、本日（平成 19 年 11 月 22 日）、下記の処分を行った。

記

１．監査法人

（１）処分対象

ビーエー東京監査法人

（所在地：東京都港区赤坂七丁目３番 37 号プラース・カナダ３階）

（２）処分内容

業務の一部の停止１ヶ月（契約の新規の締結に関する業務の停止）

（平成 19 年 11 月 29 日から平成 19 年 12 月 28 日まで）

（３）処分理由

ビーエー東京監査法人については、サンビシの平成 15 年３月期から平成 17 年３月期までの財務書類に係る監査において、同監査法人の業務執行社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽及び脱漏のないものとして証明した。

２．公認会計士

（１）処分対象

公認会計士　２名

（２）処分内容

業務停止６ヶ月（平成 19 年 11 月 29 日から平成 20 年５月 28 日まで）

（３）処分理由

上記２名は、サンビシの平成 15 年３月期から平成 17 年３月期までの財務書類に係る監査において相当の注意を怠り、重大な虚偽又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽及び脱漏のないものとして証明した。

《事案の概要》

サンビシは、グループ会社の株主の名義を偽装するなどの方法により、本来連結すべき子会社を連結せず、子会社がないので連結財務諸表を作成していないとする重大な虚偽又は脱漏のある財務書類を添付した有価証券報告書を東海財務局へ提出した。

本財務書類に関し、当該業務執行社員の行った証券取引法に基づく監査証明については、以下の問題が認められた。

① 公認会計士１名は、過年度に行ったサンビシに関する連結の判断のみに依拠し、関係会社に対する調査を行わなかったことから、子会社間の株式持合等を考慮すれば、有限会社サンビシエイ・エム・エスが子会社に該当する要件を満たしているということに気が付かず、連結の必要性の検討を行わなかった。

また、平成16年12月に当該持合関係に気が付いたものの、サンビシより持合関係を解消させる等の説明があったことにより、当該有限会社を連結しないことを容認し、サンビシの同社に対する実質的な支配力の検討を怠った。

さらに、監査調書の査閲を怠り、監査補助者が、サンビシと関係会社間の貸付金について、通常の取引関係では考えられない取引が行われている旨の指摘を行っていたことに気が付かず、サンビシの関係会社に対する実質的な支配力の検討を行わなかった。

② 公認会計士１名は、各担当者が監査調書に記載した指摘事項を取りまとめるのみで、自らはその内容についての判断を行っていなかったことから、上記のとおり、もう一方の業務執行社員が連結に関する判断を行っていないことに気が付かず、自らも連結の範囲の判定を行わないまま監査意見を表明した。

また、監査補助者の指摘について、もう一方の業務執行社員と協議をしなかったため、期末の貸付金残高に影響がないため問題がないと判断し、法人の審査会へ指摘事項を付議せず、自らも連結の範囲の判定を行わないまま監査意見を表明した。

事案２

第 111 回審査会（平成 20 年４月４日開催）において、新日本監査法人に在籍していた公認会計士１名に対する懲戒処分に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断について意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 20 年４月９日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

新日本監査法人に在籍していた公認会計士が行った下記の行為について、公認会計士法に違反すると認められたことから、本日（平成 20 年４月９日）、同法第 31 条の規定に基づき、下記の懲戒処分を行いました。

記

〇公認会計士

（１）処分内容

業務停止１年６ヶ月（平成 20 年４月 16 日から平成 21 年 10 月 15 日まで）

（２）処分理由

同公認会計士は、株式会社イーコンテクスト株式及び株式会社マーベラスエンターテイメント株式について、監査で知り得た秘密を利用し、証券取引法で禁止されているインサイダー取引を行った。

この行為は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止、及び同第 27 条に規定する秘密を守る義務に違反すると認められる。

なお、新日本監査法人に対し、法令遵守及び教育研修体制を含む監査法人の運営に関する改善策について、公認会計士法第 49 条の３第１項に規定する報告徴収を併せて行っています。

第５章　諸外国の関係機関との協力

１．多国間における協力

（１）概要

米国における一連の企業会計不正事件を契機として世界各国で監査監督機関が設立された後、監査監督機関相互の情報交換等を目的として、非公式に「監査監督機関会議」が開催されてきたが、平成18年９月に行われた第５回会議において同会議を発展的に解消することとし、新たに公式の常設の会合として「監査監督機関国際フォーラム　(International Forum of Independent Audit Regulators :IFIAR(イフィアール))」を設立することが合意された。

同フォーラムは、監査市場を巡る環境や監査監督機関の活動等に係る情報共有、監査監督活動における協調関係の促進、他の国際機関との連携拠点の提供を活動内容とし、平成19年３月、審査会の主催により第１回会合が東京で開かれて以降、年２回本会合が開催されている。また、各国検査官によるワークショップも開催するなど、積極的な活動を行っている。

≪これまでの監査監督機関国際フォーラム開催実績≫

- 第１回　平成19年３月22、23日　東京
- 第２回　平成19年９月24、25日　トロント
- 第３回　平成20年４月９～11日　オスロ

（２）IFIAR第２回会合

平成19年９月24日及び25日に、カナダの監査監督機関であるCPAB(Canadian Public Accountability Board)の主催により、トロントにて開催され、審査会からは金子会長等が参加した。

会合には、21カ国（注１）の監査監督機関が出席したほか、６国際機関（注２）がオブザーバーとして参加した。

会合では、豪証券投資委員会(ASIC)委員ジェフリー・ルーシー議長の下意見交換が行われ、次期議長にポール・ボイル英財務報告評議会(FRC)CEO、副議長にスティーブン・マイヨール蘭金融市場庁(AFM)事務局長が選出された。

また、参加者から最近の市場動向への監査規制当局の対応や、監査の質の向上における検査の役割について意見交換が行われ、我が国からは平成19年６月に公表した３大監査法人の検査の概要等について説明した（P142、143資料４－１、４－２参照）。

（注１）オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、シンガポール、南アフリカ、スリランカ、スウェーデン、スイス、英国、米国

（注２）バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、欧州委員会(EC)、金融安定化フォーラム(FSF)、保険監督者国際機構(IAIS)、証券監督者国際機構(IOSCO)、公益監視委員会(PIOB)

（３）IFIAR 第３回会合

平成 20 年４月９日から 11 日まで、ノルウェー金融監督庁（Kredittilsynet）の主催により、オスロにて開催され、審査会からは金子会長及び脇田委員等が参加した。

会合には、22 カ国（注１）の監査監督機関が出席したほか、６国際機関（注２）がオブザーバーとして参加した。

会合では、２カ国（ルクセンブルク、モーリシャス）の監査監督機関が新たな IFIAR メンバーとして承認された。

また、IFIAR の今後の役割と組織について話し合うとともに、監査の品質、外国監査事務所の登録及び届出、監査監督機関間の情報交換等について議論が行われた。また、国際的な６大ネットワークのうち３法人（注３）の代表が参加し、グローバル組織の品質モニタリング制度について意見交換が行われた。我が国からは、平成 20 年２月に公表した検査指摘事例集等について説明した（P146、147 資料４－３、４－４参照）。

次回会合は、南アフリカ監査人独立監督委員会（IRBA）の主催により、平成 20 年９月にケープタウンで開催予定である。

（注１）オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、英国、米国

（注２）バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、欧州委員会(EC)、保険監督者国際機構(IAIS)、証券監督者国際機構（IOSCO）、公益監視委員会（PIOB）、世界銀行(WB)

（注３）アーンスト・アンド・ヤング、グランド・ソントン及びプライスウォーターハウスクーパース

（４）IFIAR 検査ワークショップ

監査に対する検査は、IFIAR の中核を成す活動の一つであることから、検査の技術及び経験について共有する機会を提供するため、IFIAR メンバーの検査官レベルの会合である検査ワークショップが開催されている。

平成 20 年１月 29 日及び 30 日には、第２回検査ワークショップがベルリンで開催された。

当会合には全 20 カ国が参加し、監査事務所全般の検査、個別監査業務の選定・レビュー等について意見交換が行われた。我が国からも審査会の検査官が参加し、監査契約の新規締結や検査発見事項に関するコミュニケーションについて、これまでの検査における経験の紹介を行った（P150 資料４－５参照）。

（５）PCAOB 国際監査人監督インスティテュート

PCAOB国際監査人監督インスティテュートは、平成19年より、米PCAOB（Public Company Accounting Oversight Board）の主催で開催されている監査監督機関や、監査監督機関設立予定国の政府機関の間での意見交換を主とした会合であり、各国の監督機関と監査検査の問題等に関して議論が行われている。

平成20年５月に第２回会合がワシントンで開催され、約50カ国が参加した。我が国からも審査会の検査官が参加し、検査発見事項や監査人監督モデルについてのパネル・ディスカッション等を行った。

２．その他の協力

審査会は、国際会議の場以外に二国間ベースでも各国の監査監督機関等との意見交換等を随時行い、積極的な情報交換に努めている。

特に平成19事務年度においては、平成20年４月から改正公認会計士法が施行され、外国監査法人等の届出制度等が導入されたことを踏まえ、金融庁とともに、同制度の実施のあり方等について各国当局と意見交換を実施した。

また、こうした意見交換等を踏まえ、平成20年３月、米PCAOBによる規則4012条の実施に関する指針(案)（注）に対して、金融庁とともにコメント･レターを発出した（P151資料４－６参照）。

(注)規則 4012 条(登録外国監査事務所の検査)は、PCAOB に登録する外国監査事務所について、PCAOB が外国当局による検査に依拠する程度を決定する要件を定めたもの。本指針(案)では、この要件のそれぞれについて詳細な検討事項が定められている.。

トピック　情報発信の取組み

審査会は、従来からホームページ等を通じて情報の発信に取り組んできましたが、公認会計士試験に関する情報提供や、監査の品質の一層の向上に資するため、次のとおり、これまで以上に積極的な情報発信に努めています。

○　講演会等の実施

公認会計士に対する質の確保と量的拡大が要請される中、より多くの多様な人々が公認会計士試験に挑戦するよう、同試験の広報の一層の強化を図っています。

現在、金子会長及び脇田委員等が全国の大学等で、公認会計士試験制度や試験実施の改善、公認会計士の役割や魅力について説明する講演会を開催しています。

また、女性に対して公認会計士試験等に対する関心を深めてもらうため、女子大や女子高でも講演会を行っています。このような講演会を、平成 19 事務年度においては 13 大学等で実施しました（開催状況は資料５－１参照）。

また、監査の品質の維持・向上を図るため、協会の地域会や監査法人において、審査会の審査及び検査に関する業務についての説明会を実施しています。

特に、平成 20 年２月に公表した「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」について、同年６月より、全国の協会地域会で説明会を開催しています。

事例集には、これまでの検査における指摘事項の中から、監査事務所の品質管理の向上を図る上で参照することが有益であると考えられる主なものを掲載していますが、説明会では、特に品質管理面を中心に、指摘に至った経緯や留意点等について、審査会検査の目的や実施手続き、検査における国際的な視点とともに解説しています。

○　ホームページの充実

こうした講演会等については、開催予定や講演の内容等をホームページに掲載し、より多くの人が情報にアクセスできるようにしています。

また、平成 19 事務年度については、利用者の方が必要とする情報に、より容易にアクセスできるよう、トップページのデザインや各メニューページの構成変更等、審査会ホームページの改訂を行いました。

（http://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html）

資　料　編

公認会計士法の改正の概要

― 公認会計士・監査審査会発足の経緯 ―

平成 12 年６月の公認会計士審査会(当時)において取りまとめられた公認会計士制度整備に関する検討を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成 13 年 10 月以降、公認会計士監査制度のあり方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われた。

同部会による報告では、市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役（監査委員会）監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化とともに、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識のもと、

（１）公認会計士は不断の自己研鑽による専門知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきとの観点から、公認会計士の使命と監査の目的を法制度上明確化すること

（２）監査の適切性を確保するため、被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止、監査法人における関与社員による継続的監査の制限、関与社員の被監査企業への就任制限を行い、公認会計士や監査法人の独立性を強化すること

（３）協会による自主規制の限界を補完するとともに、公平性・中立性・有効性を確保するとの観点から、協会が行っている品質管理レビューに対する行政によるモニタリングを導入すること

（４）我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割に鑑み、監査証明業務に従事しうるにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくために、公認会計士試験制度を見直し、①社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とすること、②一定の要件のもとで、実務経験者等に対して試験の一部を免除すること、③専門職大学院との連携を図ること

などが提言された。

本報告を踏まえ、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成15年の第156回国会に提出され、国会の審議を経て、同年５月に改正公認会計士法が成立し、平成16年４月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して「公認会計士・監査審査会」が設置された。

（参考）組織の沿革

上記の経緯により、平成16年4月に「公認会計士・監査審査会」が設置されたが、その沿革は公認会計士法が施行された昭和23年まで遡る。

まず、昭和 23 年8月の公認会計士法施行により、公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のための行政委員会として「会計士管理委員会」が設置された。

次に、昭和 24 年6月にはこの委員会が廃止されて、その所掌事務は大蔵省に移され、大蔵大臣の諮問機関としての「公認会計士審査会」が設けられた。

その後、昭和 25 年4月にはこの審査会が廃止されて、公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のために大蔵省の外局である行政委員会として「公認会計士管理委員会」が設けられたが、昭和27年8月にはこの委員会の所掌事務が大蔵省に戻され、新たに公認会計士試験の実施及び公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議のため「公認会計士審査会」が設けられた。

さらに、平成 13 年1月の中央省庁再編に伴い、公認会計士等の監督に関する事務は金融庁に移り、「公認会計士審査会」は金融庁に置かれることとなった。

平成16年4月の改正公認会計士法の施行により、「公認会計士審査会」が改組・拡充され「公認会計士・監査審査会」が設置され、従前の公認会計士審査会が担っていた①公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、②公認会計士試験の実施に係る事務に加え、新たな業務として、③協会が実施する監査業務の状況調査に対する審査及び検査、すなわち公認会計士等が行う監査業務の監視を担うこととなった。

公認会計士・監査審査会委員名簿

平成 20 年 6 月 30 日現在

会長（常勤）	金子　晃	元会計検査院長
委員（常勤）	脇田　良一	元明治学院大学学長
委員（非常勤）	市川　育義	監査法人トーマツパートナー
委員（同）	引頭　麻実	(株)大和総研コンサルティング本部 副本部長
委員（同）	坂本　道美	慶應義塾大学大学院商学研究科教授
委員（同）	櫻井　久勝	神戸大学大学院経営学研究科教授
委員（同）	髙橋　厚男	(財)日本証券経済研究所理事長
委員（同）	田島　優子	弁護士
委員（同）	西村　義明	東海ゴム工業(株) 代表取締役執行役員副社長
委員（同）	根本　直子	スタンダード＆プアーズ マネージング・ディレクター

１－３

公認会計士・監査審査会の開催状況

（平成19年７月１日～平成20年６月30日）

回	開催日	主な議題
92	H19.7.4	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査等について
93	H19.7.12	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査等について ①品質管理レビューについての年次報告について ②品質管理レビューの月次報告等について
94	H19.7.23	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について (3)　政策評価について (4)　審査及び検査等について
95	H19.8.7	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について (3)　審査会の年次報告について (4)　審査及び検査等について ①品質管理レビューの月次報告等について ②審査及び検査等について
96	H19.9.5	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について (3)　上場会社監査事務所登録制度について (4)　審査及び検査等について ①品質管理レビューの月次報告等について ②審査及び検査等について (5)　審査会の年次報告について (6)　平成20年度概算要求の概要等について
97	H19.9.28	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　第２回監査監督機関国際フォーラムについて (3)　公認会計士試験について (4)　審査及び検査等について
98	H19.10.12	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査等について ①品質管理レビューの月次報告等について ②審査及び検査等について
99	H19.10.24	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について ①公認会計士試験実施の改善について ②平成20年公認会計士試験の年間実施計画について (3)　審査及び検査等について

回	開催日	主な議題
100	H19.11.7	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について ①平成19年公認会計士試験における不正行為者への行政処分について ②平成19年公認会計士試験の合格者の決定について ③公認会計士試験実施規則の一部改正について ④平成20年公認会計士試験の試験委員等について (3)　審査及び検査等について ①品質管理レビューの月次報告等について ②審査及び検査等について
101	H19.11.20	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士等に対する懲戒処分等に関する事項について (3)　公認会計士試験について (4)　審査及び検査等について
102	H19.12.5	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について (3)　審査及び検査等について ①品質管理レビューの月次報告等について ②審査及び検査等について
103	H19.12.19	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査等について
104	H20.1.16	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について (3)　審査及び検査等について ①品質管理レビューの月次報告等について ②審査及び検査等について
105	H20.1.23	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査等について
106	H20.1.30	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について (3)　審査及び検査等について
107	H20.2.15	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について ①平成20年公認会計士試験の試験委員について ②受験禁止期間に関する処分基準（案）について (3)　審査及び検査等について ①品質管理レビューの月次報告等について ②審査及び検査等について
108	H20.2.28	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について ①公認会計士試験の免除申請について ②公認会計士試験実施検討小委員会委員について (3)　審査及び検査等について (4)　米PCAOB規則4012の実施に関する指針（案）について

回	開催日	主な議題
109	H20.3.12	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査等について ①品質管理レビューの月次報告等について ②審査及び検査等について (3)　国際関係について
110	H20.3.26	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査等について (3)　国際関係について
111	H20.4.4	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士に対する懲戒処分に関する事項について (3)　審査及び検査等について ①品質管理レビューの月次報告等について ②審査及び検査等について
112	H20.4.23	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について (3)　上場会社監査事務所登録制度における登録監査事務所に対する措置について (4)　公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方について (5)　審査及び検査等について (6)　国際関係について
113	H20.5.15	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について ①受験禁止期間に関する処分基準の策定について ②公認会計士試験の実施について (3)　審査及び検査等について ①品質管理レビューの月次報告等について ②審査及び検査等について
114	H20.5.30	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について (3)　政策評価について (4)　審査及び検査等について ①審査及び検査等について ②検査に関する基本指針の一部改正について (5)　国際関係について
115	H20.6.13	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について (3)　審査会の年次報告について (4)　審査及び検査等について ①品質管理レビューの月次報告等について ②審査及び検査等について
116	H20.6.25	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について (3)　審査会の年次報告について (4)　審査及び検査等について ①審査基本方針等について ②審査及び検査等について

公認会計士・監査審査会の審査・検査手続

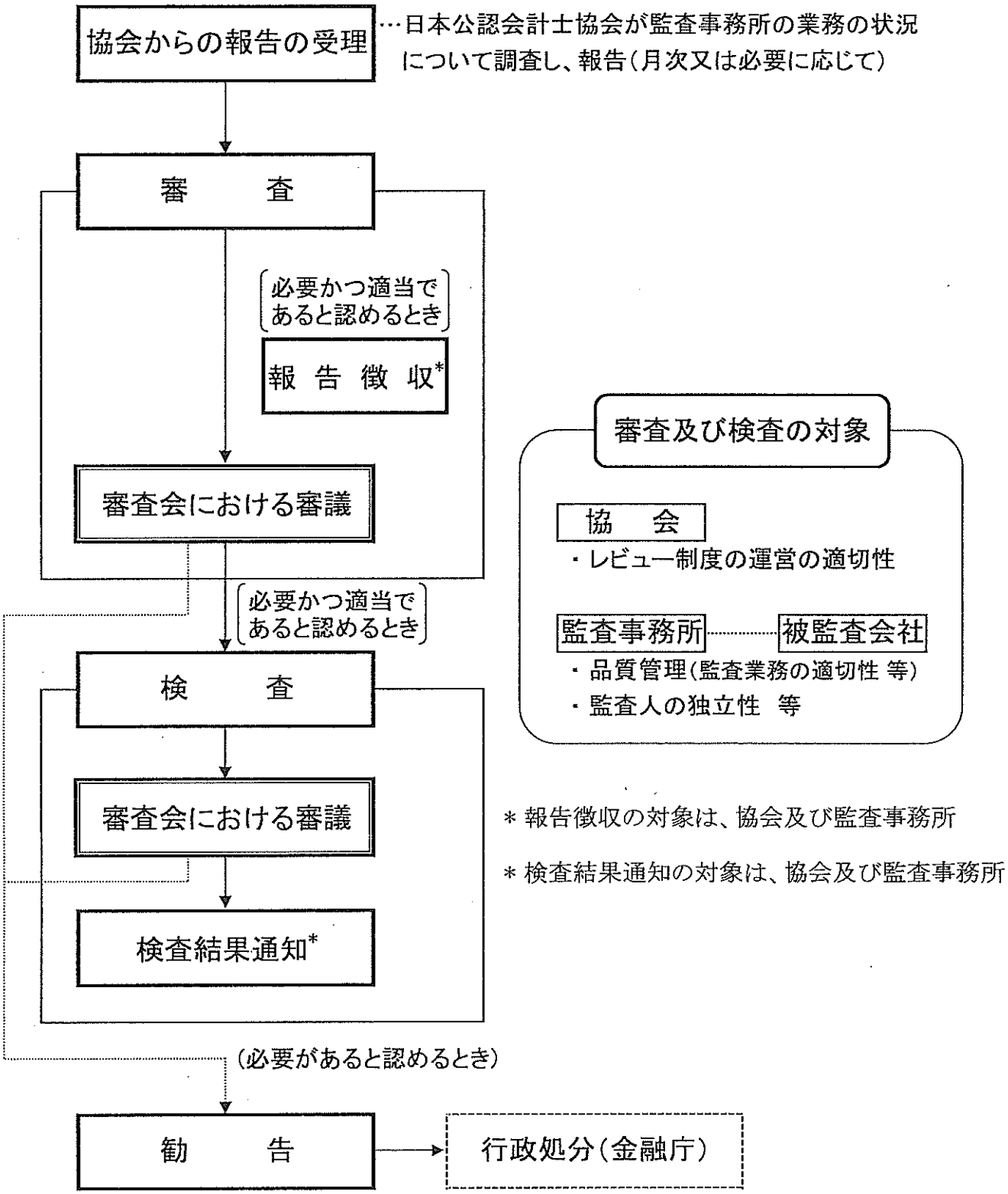

※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。

審査及び検査の事例

《協会より報告の受理》

《審　　査》

担当者が報告等を検証

↓

協会に質問書を送付

① 監査契約の新規の締結及び更新について

② 監査業務に係る審査の実施について

③ 品質管理のシステムの監視について

④ 売上の計上基準の変更について

協会の回答を受理、回答を検証

↓

A監査法人に対して報告徴収

上記①に関するA監査法人の方針と実施した手続について確認する必要。

A監査法人より報告の受理、報告の検証

↓

審査会で審議

審査会における審議の結果、A監査法人の監査業務が適切に行われているかどうかを検討する必要。そのために検査を実施することを決定。

《検　　査》

A監査法人に対する検査を実施

（着眼点）

- 業務管理体制
- 審査体制
- 監査調書の作成、保存の状況等

↓

審査会で検査結果について審議

↓

A監査法人に対して検査結果を通知

平成１９年６月２９日
公認会計士・監査審査会

平成19事務年度の審査基本計画及び検査基本計画

平成19事務年度において、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、新しい審査基本方針等で示した基本的な考え方を踏まえ、以下の審査基本計画及び検査基本計画に基づいて、審査及び検査を実施する。

1　審査基本計画

（1）重点的検証事項

平成17年10月に新たに設定された「監査に関する品質管理基準」に準拠した日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューが平成19年度から実施されていることを踏まえ、平成19事務年度においては、上記基準等に基づいた品質管理のシステムが監査事務所において適切に整備されているかどうかについて、特に監査法人に対して重点的に検証する。

また、協会の品質管理レビューにおいて指摘が多くなされている監査契約の新規締結及び更新について重点的に検証する。なお、監査業務に係る審査について平成18事務年度に重点的に検証したが、その結果、審査の実施状況等に問題が認められているため、平成19事務年度においても引き続き検証することとする。

（2）協会の上場会社監査事務所登録制度の運営状況の検証

協会の品質管理レビューの一層の機能向上により、監査事務所において適切な監査の品質管理の定着がなされ、その結果、監査の質の向上が図られることが重要である。審査会は、このような観点から、協会が平成19年度から導入した上場会社監査事務所登録制度の運営状況を検証する。

2　検査基本計画

（1）大規模監査法人等に対する検査

平成18事務年度においては３大監査法人（あずさ監査法人、監査法人トーマツ、新日本監査法人）に対するフォローアップ検査を実施したが、検

査の結果、法人間で改善状況に差異がみられているため、その後の改善状況について、また、個別監査業務に改善が浸透しているか検証する。

したがって、平成19事務年度以降においても、協会の品質管理レビューの審査結果等を踏まえ、3大監査法人について引き続き検査を実施していくこととし、また、3大監査法人以外で、上場会社等に対する監査業務を多く実施している監査事務所についても、必要に応じて検査を実施する。

（2）中小規模監査事務所に対する検査

平成16事務年度以降これまでに、中小規模監査事務所に対して実施した検査の結果等については、「小規模監査事務所の監査の品質管理について」及び「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」として取りまとめ、広く関係者等に示した。審査会は、これを受けて中小規模監査事務所が監査の品質管理の改善に自主的に取り組んでいるものと考えているが、平成19事務年度においては、このような自主的な改善が確実に実施されているかどうか検証することとし、協会の品質管理レビューの審査結果等に基づき、必要に応じて検査を実施する。

（以上）

なごみ監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 19 年 10 月 25 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、なごみ監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当と認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の２の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

なごみ監査法人を検査した結果、以下のとおり問題がみられ、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

1．当該監査法人においては、代表者が、監査法人の存続のために必要な社員数の確保を優先させており、社員に対して監査業務の質の向上を図るための取組みを厳格に求めておらず、また、監査の品質管理のシステムに関する各責任者の中にも、その責任を十分自覚していない者がいる。このような状況のもとに、監査法人の業務運営が実施されていることから、品質管理のシステムの整備や監査業務の遂行において多数の問題が生じているものと認められ、監査法人として組織的に業務を遂行する態勢は不十分である。

2．監査の品質管理全般にわたって方針と手続が未整備又は不十分である。また、監査法人として監査契約の新規の締結の手続や審査等を実施していない監査業務があるなど、監査の基準等に準拠していない手続が多数認められ、内部管理態勢は不十分である。

3．監査業務の遂行においては、リスク・アプローチに基づく監査計画の立案が不十分であるなど監査の基準に準拠していない監査手続が広範にみられるほか、監査調書の作成及び査閲が不十分であり、監査実施における検討過程が明らかでない監査業務がある。また、監査上の重要な論点について、十分な監査手続を実施せずに監査意見を形成するなど、職業的専門家として正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を実施したものとは認められない監査業務がある。

4．監査業務に係る審査においては、監査計画あるいは監査意見の審査が実施されていない監査業務がみられるほか、監査上の重要な論点について、深度ある審査が実施されていないなど、審査態勢は不十分である。

5．日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施する機構については、形式的に担当者が配置されているのみで、これまで全く機能していない。

6．直近の日本公認会計士協会の品質管理レビューで前回と同様な指摘を含む多数の指摘を受けたが、指摘事項に関する分析・検討が不十分なことなどから、今回の検査においても未改善又は改善が不十分なものが多数認められており、監査法人として業務改善に真摯に取り組んでいないものと認められる。

ＫＤＡ監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 20 年２月７日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、ＫＤＡ監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当と認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の２の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

ＫＤＡ監査法人を検査した結果、以下のとおり問題がみられ、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

１．当該監査法人においては、正式な意思決定機関である理事会がここ数年開催されておらず、社員総会の開催日時及び提出議案などは「社員会」と称する会合で決定している。しかし、当該会合は設置根拠もなく、その権限及び責任は不明確である上、当該会合の内容も記録されていない。このように、内部規程や組織における役割分担どおりの業務運営がなされないまま、品質管理体制の整備を含む業務運営全般について理事長に依存しており、社員の業務運営に対する意識が希薄となっている。さらに、地方事務所等に対する管理も十分に行われていないなど、監査の品質管理のための組織的な業務運営は不十分である。

２．監査に関する品質管理については、品質管理のシステムに関する最終的な責任の所在が不明確であるなど、品質管理の方針及び手続の整備が全般にわたって不十分である。また、品質管理の担当部門が有効に機能していないことから、品質管理のシステムの監視等が十分に実施されていないほか、監査契約の新規の締結及び更新に当たり、契約締結の判断に重要な影響を及ぼす事項等に関する検討が十分に行われていないものがあるなど、内部管理態勢は不十分である。

３．監査業務の実施においては、リスク・アプローチに基づく監査計画の立案が不十分であるなど、監査の基準に準拠していない監査手続がみられるほか、監査調書の作成及び査閲が不十分であり、監査手続の実施における検討過程が記録されていない監査業務がある。

４．監査業務に係る審査においては、監査実施者が行った重要な判断の適切性を客観的に評価する等の深度ある審査が行われていない監査業務や、審査の過程が記録されていない監査業務があるほか、審査資料の作成、保存が適切に行われていないものがみられるなど、審査態勢は不十分である。

六本木監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 20 年３月５日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、六本木監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当と認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の２の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

六本木監査法人を検査した結果、以下のとおり問題がみられ、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

１．当該監査法人においては、各社員の法令等遵守意識が不足していたことから、長年にわたり、行政当局に定款変更の届出を行っていないほか、定款に記載のない業務を提供しているなど、法令等遵守態勢は不十分である。
　また、監査業務の質を確保するための組織的業務運営の重要性に対する各社員の認識が低かったことから、法人の業務運営を定めている内部規程が実態に即していないほか、品質管理のシステムの監視を全く実施していないなど、内部管理態勢の整備が不十分である。

２．監査業務に係る審査においては、当該監査法人の審査規程に準拠した審査を実施しておらず、監査実施者が自ら実施した監査業務の審査を行っているなど、監査実施者が行った重要な判断等を客観的に評価する態勢を整備していない。

３．日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューにおける指摘事項について、分析・検討を実施していないことから、今回の検査においても、未改善又は改善が不十分である。
　特に、リスク・アプローチに係る監査手続については、過去３回の協会の品質管理レビューで指摘を受けていたにもかかわらず、いまだ導入しておらず、改善に取り組んでいない。

福北監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 20 年３月 28 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、福北監査法人を検査した結果、下記のとおり、法令に違反する行為が認められるほか、当該監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法（以下「法」という。）第 41 条の２の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

福北監査法人を検査した結果、以下に指摘するとおり、法令に違反する行為が認められるほか、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

１．当該監査法人においては、法第 24 条の２に規定する大会社等に該当する会社から、法第２条第２項に規定する非監査証明業務である財務書類の調製に関する業務により継続的な報酬を受けているにもかかわらず、当該会社の財務書類について監査証明業務を行っている。これは、法第 34 条の 11 の２において準用する法第 24 条の２の規定に違反している。

２．当該監査法人においては、法人全体の業務運営に対する社員の自覚が欠如しており、内部統制が機能していない。このことから、社員会の運営に関する規程が整備されていない上、社員会において審議すべきとされている事項が付議されていないなど、社員会の運営が不十分である。さらに、内部規程等の整備及び周知が不十分となっているなど、監査の品質管理のための組織的な業務運営は不十分である。

３．日本公認会計士協会の品質管理レビューの指摘事項について、監査法人全体として真摯に改善しようという社員の意識が希薄であることなどから、その改善に向けての取組が不十分である。また、品質管理のシステムの監視を実施していないほか、前任監査人からの監査業務の引継が行われているか否かを法人として把握・管理していないなど、内部管理態勢は不十分である。

４．監査業務の実施においては、リスク・アプローチに基づく監査計画の立案が不十分であるなど監査の基準に準拠していない監査手続が広範にみられる。また、監査調書の作成及び査閲が著しく不十分であり、監査手続の実施における検討過程が記録されていない監査業務があるほか、監査調書の管理が杜撰である。

５．当該監査法人においては、監査業務に係る審査の重要性に対する社員の認識が欠如している。そのため、審査を実施していない監査業務があるほか、監査上の重要な論点に対して審査を実施していない。さらに、審査資料の作成及び保存が適切に行われていないものがみられるなど、審査態勢は不十分である。

監査法人夏目事務所に対する検査結果に基づく勧告について

平成 20 年４月 16 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、監査法人夏目事務所を検査した結果、下記のとおり、法令に違反する行為が認められるほか、当該監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の２の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

監査法人夏目事務所を検査した結果、以下に指摘するとおり、法令に違反する行為が認められるほか、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

１．当該監査法人においては、関連会社が公認会計士法（公認会計士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 99 号）第１条の規定による改正前のもの。以下「旧法」という。）第 24 条の２に規定する大会社等に該当する会社から、旧法第２条第２項に規定する非監査証明業務である財務書類の調製に関する業務により継続的な報酬を受けているにもかかわらず、当該会社の財務書類について監査証明業務を行っていた。これは、旧法第 34 条の 11 の２において準用する旧法第 24 条の２の規定に違反している。

２．当該監査法人においては、統轄代表社員が常に意思決定に関与し、その同意なしに意思決定できない状況にあることなどから、その他の社員は、監査法人としての組織的な業務運営の必要性を認識していない。そのため、法人の意思決定や職務権限に関する内部規程が整備されていないほか、地方事務所の管理も適切に行われていないなど、監査の品質管理のための組織的な業務運営は不十分である。

３．当該監査法人においては、法令上提供可能な業務であるか否かを検討しなければならない状況があるにもかかわらず、何ら検討していないなど、法令等遵守態勢は不十分である。

４．監査業務の実施においては、リスク・アプローチに基づく監査計画の立案が不十分であるなど、監査の基準に準拠していない監査手続が広範にみられる。また、監査調書の作成が不十分であり、監査手続の実施における検討過程が記録されていない監査業務があるほか、監査調書の管理が不十分である。

５．監査業務に係る審査においては、審査を実施していない監査業務があるほか、監査上の重要な項目を検討していない監査業務を看過しているなど、審査態勢は不十分である。

監査の品質管理に関する
検 査 指 摘 事 例 集

平 成 ２０ 年 ２ 月

公認会計士・監査審査会

［ 目次 ］

はじめに…… 1

1．業務管理体制…… 4

2．職業倫理及び独立性…… 7

3．監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任…… 9

4．監査契約の新規の締結及び更新……11

5．監査業務の実施……12

6．監査調書……20

7．監査業務に係る審査……22

8．品質管理のシステムの監視……28

9．監査事務所間の引継……30

10．共同監査……30

はじめに

平成16年4月の発足以降、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）が実施した監査事務所に対する検査については、わが国における監査の品質を高め、公共の利益を確保する観点から、これまでも、結果の概要を取りまとめ、公表してきた（注1）。

本事例集は、審査会による検査における主な指摘事例を具体的に紹介することにより、個人事務所を含めた監査事務所による監査の質の維持・向上を図るための自主的な取組みを促し、会計監査の信頼確保及び証券市場の透明性を確保し、公益に資することを目的として作成・公表するものである。

本事例集においては、監査事務所の規模や指摘の頻度にかかわらず、監査事務所における品質管理の向上を図っていく上で、参照することが有益であると考えられる指摘事例を掲載している。なお、今回、掲載対象とした検査は、平成20年2月までに実施した合計30件（注2）であるが、今後は、事務年度ごとに見直しを行い、掲載事例の追加等を行う予定である。

審査会は、監査事務所における監査業務が、監査事務所の指揮・監督の下に適切に行われているかどうか等を確認するために検査を実施しており、主として監査の品質管理の問題点について指摘を行っている。

検査においては、トップの方針をはじめとして、職業倫理及び独立性、監査実施者の採用等、監査契約の新規の締結及び更新、監査業務の実施、監査調書、監査業務に係る審査、品質管理のシステムの監視、監査事務所間の引継、共同監査など、監査事務所における監査の品質管理上の項目について、多岐にわたり指摘が行われている。

本事例集に掲載した個々の指摘事例については、監査事務所の規模等を表す特段の表示を行っていないが、これらを総括すると、4大監査法人（注2）では、組織的な業務改善に取り組んでいるものの、改善策の運用面等において不十分な点がみられている。一方、中小規模監査法人においては、社員及び職員の人員が限られている状況の中で、適切な業務管理体制を整備し、それを実施する態勢を確保していくことが課題となっている。

審査会としては、個人事務所を含めた各監査事務所において、本事例集も参考にして（注3）、今後とも、監査事務所の品質管理の維持・向上を図っていくための体制整備が行われ、それにより、個々の監査業務における監査の高い質が確保されることを期待している。

なお、本事例集に掲載された指摘事例は、検査官が特定した改善を必要とする事項のうち、他の監査事務所においても参考になると思われる主なものであって、そのすべてを網羅的に掲載したものではない。

（注１）審査会による検査結果の概要を取りまとめ、これまでに公表したもの。

- 「４大監査法人の監査の品質管理について」（平成 18 年 6 月 30 日公表）
- 「小規模監査事務所の監査の品質管理について」（平成 18 年 11 月 8 日公表）
- 「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」（平成 19 年 3 月 16 日公表）
- 「３大監査法人の業務改善状況について」（平成 19 年 6 月 29 日公表）

（注２）平成 20 年２月までに審査会が実施した検査合計 30 件の内訳

- ４大監査法人（あずさ監査法人、監査法人トーマツ、新日本監査法人及び旧中央青山監査法人）に対する検査：４件
- ４大監査法人のうち旧中央青山監査法人を除く３法人に対するフォローアップ検査：３件
- ４大監査法人以外の中小規模監査法人に対する検査：13 件
- 個人事務所に対する検査：10 件

（注３）日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューでの指摘事例が、「品質管理委員会年次報告書」及び「品質管理委員会半期報告書」において「改善勧告事項の概要」などとして紹介されているので、本事例集と併せて参照されたい。

（注４）本事例集においては、改善に向けての取組みの参考として、可能な限り、指摘事例の背景・原因などについても言及することとしている。また、各監査事務所に特有の事項等については、一部で表現振りの変更を行っている。

用語の定義

○「品管報告書」：品質管理基準委員会報告書第１号「監査事務所における品質管理」

○「監査事務所」：監査法人又は個人事務所

○「中小事務所向け監査ツール」：

中小事務所等施策調査会研究資料第１号

中小事務所向け監査ツール「監査の品質管理規程の例示について」

（平成 18 年 11 月１日　日本公認会計士協会）

○「協会」：日本公認会計士協会

○「法」：公認会計士法

○「地方事務所」：監査法人における「従たる事務所」

○「独立性の確認書」：独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書

○「ＣＰＥ」：継続的専門研修

1．業務管理体制

(1) 品質管理に関する責任（トップの方針を含む。）

・「品管報告書」によれば、品質管理に関する方針及び手続において、最高経営責任者等が、品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っていることを明確にしなければならないにもかかわらず、当監査事務所では内部規程において当該事項が定められていない。

また、同報告書によれば、最高経営責任者等は、すべての監査業務において、監査業務の質が優先されるという姿勢を人事に関する方針及び手続に反映させることが求められているが、当監査事務所においては、「監査業務の質」が優先されるべき事項であることを運営方針として明確にしていない。

・「品管報告書」によれば、監査の品質管理のための具体的な方針及び手続を定めなければならないにもかかわらず、当監査事務所ではこれらを定めておらず、また、代表者は、監査の品質管理の向上を目的として設置した委員会に対してその活動内容等に関する指示も行っていないなど、監査の品質管理をトップとしてリードしていく姿勢が認められない。

・社員が脱退し、監査法人として法令上要求されている５名を下回ることになり、監査法人を存続できなくなることを恐れた当監査法人の代表者は、社員に対し、監査業務の質の確保を図るための法令諸基準の遵守を厳格に求めていない。

(2) 組織運営

・当監査事務所では、意思決定機関である社員会の下、総務、品質管理等の各部門に責任者が置かれているものの、それらは形式的であり、いずれも社員会の手続を経て正式に任命されておらず、また社員に監査事務所の業務運営を担っているという意識が希薄であることから、各部門の責任者である社員が自己の職責を理解していないなど、当監査事務所では組織的な業務運営が十分に行われていない。

・当監査事務所では、監査業務の審査において、財務書類に重大な疑義があり、適正意見を表明できないと決定したにもかかわらず、この決定に否定的な考えを持っていた業務執行社員は、これに従わずに適正意見を表明している。また、当監査事務所は、監査調書の閲覧による点検、業務執行社員の変更など、こうした事態の解決に向けた対策を講じていない。

・当監査事務所では、事務所の方針として、監査に支障がない限りにおいて、社員

等に税理士業務等の兼業を認めることとしている。しかし、兼業業務が繁忙であることなどを理由に審査担当者が監査実施期間中に交代する状況となっており、監査事務所の方針と実態が乖離している。

(3) 規程の整備

・ 当監査事務所では、内部規程の整備に関する責任者が定められていないことや人員不足から、監査業務に関連する法令の改正等に伴う内部規程の見直しが適時、適切に行われておらず、規程間の整合性も図られていない。このため、当監査事務所では、法に定める大会社等に係る業務の制限の特例や就職制限に関する規程等が置かれていないほか、協会の倫理規則が全く反映されていないなど、内部規程が整備されていない。

・ 当監査事務所では、内部規程の制定・改廃に際して、事務所内で十分かつ適切な周知や説明が行われていない。このため、代表社員の中にも内部規程の内容を十分に理解していない者がいる。

・ 意思決定機関である社員会の決議事項について、当監査事務所では、社員の全員一致により決議してきているが、これまで特に問題がなかったとして、定足数、議決方法など、社員会の運営に関する規程を整備していない。

・ 当監査事務所では、協会による品質管理レビューにおいて内部規程が未整備であるとの指摘を受けることがないように、審理規程など内部規程の一部の適用時期の記載を遡らせ、従来から当監査事務所の内部規程として存在し、運用されていたかのように装っている。

(4) 法令諸基準の遵守

・ 当監査事務所では、品質管理の実施状況に係る点検業務を全く実施していない。さらに、この事実を隠蔽するために、法第34条の16第2項の規定に基づく業務報告書に、点検業務を実施している旨の虚偽の記載を行っている。

・ 当監査事務所では、理事会や経理担当部署などによる確認が不十分なため、記載事項の一部に誤りのある業務報告書及び損益計算書を行政当局に提出している。

・ 監査法人は、定款に定めれば法第2条第2項の業務（非監査証明業務）を行うことができる。しかし、当監査事務所では、社員の業務を個人で管理することを許容していることなどから、定款の目的に非監査証明業務を定めていないにもかかわら

ず、社員がコンサルティング業務等を行っており、また、こうした事実を事務所として把握していない。

(5) 情報管理

・ 当監査事務所では、社員の経営する税理士事務所が同一フロアーに所在し、両事務所間には間仕切りもなく、ファクシミリやサーバーを両事務所で共有しているが、サーバーへのアクセス制限がかけられていないなど、法第 27 条により課されている監査業務に係る守秘義務を遵守するための情報管理が徹底されていない。

(6) 地方事務所の管理

・ 当監査事務所では、本部が地方事務所を適切に管理していないことから、地方事務所で生じた問題の情報が事務所全体において共有されていない。このため、それが他の地方事務所でも起こりうる問題として本部により把握されず、また、その改善方法が全地方事務所にフィードバックされず、事務所全体として対応されなかったため、同一の問題が他の地方事務所において発生している。

・ 法令により、地方事務所には社員が常駐していなければならないとされているが、当監査事務所では、設置以来、社員が常駐していない地方事務所がある。

(7) 業務改善への取り組み

・ 当監査事務所では、組織が縦割りとなっており、監査事務所を横断して統括する部署がないため、協会の品質管理レビューでの指摘事項及びそれに対する改善指示が監査事務所全体に周知徹底されず、改善が不十分となっている。

・ 当監査事務所では、協会の品質管理レビューで指摘された事項について、監査事務所内への周知徹底が十分かつ適切になされていないため、品質管理レビューの対象被監査会社に係る監査業務のみの改善に止まり、それ以外の被監査会社に対する監査業務については業務改善が図られず、事務所全体での品質管理の改善が図られていない。

・ 地方事務所に対する本部指示の周知徹底を図るため、当監査事務所では、地域ブロックごとに、地方事務所長等で構成するミーティングを毎月開催することとしている。しかし、出席率が半分以下の地方事務所長がいるにもかかわらず、本部はそれに対する措置等を何ら行っていない。

・　当監査事務所では、コンプライアンス意識の強化・徹底を図るため、監査事務所のコンプライアンス活動を一元的に行う体制を整備することとしたにもかかわらず、所掌業務の内容や量に応じた適切な人員の配置を行っていない。

・　当監査事務所では、監査業務において使用するパソコンの紛失事案が発生している。しかし、報告体制が整備されていなかったこと、また、整備された後もそれが周知徹底されていなかったことから、当該紛失事案の報告が遅延している。また、社員等の処分に関する規程が整備されていないため、処分が適切に行われていない。これらのことから、監査事務所内に再発防止に対する意識が浸透せず、同種の紛失事案が繰り返し発生している。

2．職業倫理及び独立性

(1)　職業倫理

・　当監査事務所では、近年に策定及び改訂された会計基準及び監査基準等の内容を社員及び職員が十分に理解していないなど、職業的専門家としてその専門能力の向上と知識の蓄積がなされていないため、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持した監査が行われていない。

(2)　独立性（利害関係）の確認

①　年次の確認

・　「品管報告書」によれば、独立性の保持が要求されるすべての所属監査実施者から、独立性の確認書を少なくとも年に一度入手しなければならないものとされている。しかし、当監査事務所では、独立性の確認に関する責任者を定めておらず、独立性の確認が実施されていない。

・　利害関係の確認手続に関する規程及び責任者の定めがないことなどから、当監査事務所では、新規採用者の入所時に利害関係の有無の確認を行っていない。また、独立性の確認書が回収されていない監査実施者及び審査担当者がいる。

・　当監査事務所では、独立性の確認書の取りまとめ担当者である社員が、当該確認書の未提出者に悪質性がないものと独自に判断したことから、代表社員等に対して、未提出状態の解消のための措置を要請していない。

・　当監査事務所では、利害関係の確認手続に関する規程及び責任者の定めがないため、監査実施者から回収した独立性の確認書に記載が全くないものがあるにもかかわらず、品質管理担当部署は何らの対応も行っていない。

・　当監査事務所では、品質管理担当部署の認識不足から、非常勤の監査補助者に対して前年度に監査業務を実施した被監査会社のみを対象に独立性の確認を実施し、新規に関与することとなった被監査会社については、独立性の確認を実施せずに監査業務を行わせている。

・　当監査事務所では、中途採用者に対して利害関係の確認を怠ったことから、内部規程で定められた独立性に関する規則に違反する、中途採用者による被監査会社の株式保有の発見が遅れている。

②　監査契約の新規締結時における確認

・　業務執行社員が業務管理担当部署に対して利害関係の調査依頼を失念したことや、品質管理担当責任者が事務の煩雑化を懸念したことなどから、当監査事務所では、監査契約の新規締結の際の利害関係の確認が行われていない。

・　当監査事務所では、契約担当社員が監査契約締結に関する報告を業務管理担当部署に対して行うことを失念したことから、被監査会社の連結子会社が利害関係の調査対象リストから漏れたため、当該連結子会社の利害関係の有無の確認が行われていない。

(3)　監査実施者の交替

・　当監査事務所では、法に定める大会社等以外の監査業務について、同一の業務執行社員が長期間継続して関与しているにもかかわらず、独立性に対する脅威について適切な措置を講じる必要性があるかどうかを判断する基準等を定めていない。

(4)　競業の禁止

・　法の規定により、監査法人の社員は、所属する監査法人の業務の範囲に属する業務を自己又は第三者のために行ってはならないとされている。しかし、当監査事務所では、定款変更により、法第２条第２項の業務（非監査業務）として「財務に関する調査業務等」を同事務所の業務に追加したにもかかわらず、当監査法人の代表社員は、当該業務の内容を限定的に解釈し、民事再生手続に係る財産評定等については、当該業務には該当しないものと誤って理解していたことから、自己の個人事

務所の業務として「財産評定業務」を行っている。

3．監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

(1) 採用

・「品管報告書」によれば、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任に関する方針及び手続を定めなければならないとされている。しかし、当監査事務所では、監査実施者の採用、社員への登用に関する具体的な選定方法や基準等を定めていない。

・当監査事務所では、非常勤の監査実施者の一部を、監査業務の補助に係る契約手続が未了のうちに、監査業務に従事させている。また人事担当部署は、契約手続終了まで監査業務を行わせない措置をとっていない。

・当監査事務所では、内部規程により、職員の採用決定は本部が行うこととされているにもかかわらず、地方事務所における採用は地方事務所単独で決定し、本部は事後報告を受けるだけであり、内部規程に準拠した職員の採用が行われていない。

・「前年度の CPE 履修義務不履行者は原則として採用しない」との当監査事務所の基本方針にもかかわらず、人事担当部署が面接時に前年度の履修状況の確認を怠ったことから、CPE 履修義務不履行者を採用している。

(2) 教育・訓練

・法の規定により、公認会計士は、資質の向上を図るため協会が実施する研修を受けなければならないとされているが、当監査事務所では、監査実施者の CPE 履修状況を事務所として把握せず、個人管理に委ねていたため、履修義務不履行となっている者がいる。

・監査業務に係る点検の結果、不備の程度が高いと認められた監査業務を担当していた業務執行社員等に対して、当監査事務所では、特別研修を実施している。しかし、品質管理担当部署は、当該研修の欠席者の欠席理由を把握していない上、欠席者に再研修をさせるなどの対応をとっていない。

(3) 評価、報酬及び昇進

・　当監査事務所では、監査実施者の評価、報酬及び昇進に関する方針及び手続が未整備であったことから、監査実施者が能力を高めこれを維持すること、職業倫理及び独立性を遵守することを正当に評価し、十分にこれに報いる人事制度となっていない。

・　当監査事務所では、定款において、社員報酬については総社員の同意をもって別に定めることとしているが、別途の規程が定められていない。また各地方事務所では、それぞれの判断で社員報酬を決定している。

・　当監査事務所では、各部門、各地方事務所での社員等の評価手続が、本部が定めた手続に準拠しておらず、本部が定めた方針と手続が監査事務所全体において統一的に運用されていない。

・　当監査事務所では、内部規程において、研修への出席状況、職業倫理に関する事項の理解などを考慮して監査実施者を評価することとしているにもかかわらず、具体的な評価項目が定められておらず、また監査実施者に対する適正な評価を行う態勢が整備されていない。

・　必須の研修を受講期限内に受講していないなどの社員等の研修に関する情報を、研修担当者が人事担当部署に提供していないことから、当監査事務所では、研修の受講状況が社員等に対する人事評価に反映されていない。

(4)　選任

・　監査事務所として、監査実施者の選任に関する方針及び手続を定めなければならないとの認識が不足していたことから、当監査事務所では、内部規程においてこれらの事項を全く定めていない。

・　当監査事務所では、業務執行社員について、監査業務を実施するための適切な能力等を有しているか否かに関する評価基準が定められておらず、能力に基づいた業務執行社員の選任がなされていない。

・　内部規程において、業務執行社員の選任については部門責任者による承認が必要と規定されているにもかかわらず、当監査事務所では、本部の指示が徹底されていなかったため、部門責任者による承認がなされる前に業務執行社員が監査業務を実施している。

(5)　交替

・　当監査事務所では、業務執行社員の交替制度の整備に取り組んでおらず、内部規程において業務執行社員の交替に関する方針及び手続を全く定めていない。

・　法令によれば、「業務執行社員と同程度以上に監査業務に実質的な関与をしている監査補助者」についても、交替制度の対象とされている。しかし、当監査事務所では、業務執行社員等の交替制度に関する規程が整備されていないことから、監査補助者として引き続き関与している前任の業務執行社員について「業務執行社員と同程度以上に監査業務に実質的な関与をしていると認められる監査補助者」に該当するか否かの検討が行われていない。

(6)　処分

・　当監査事務所では、内部規程において、社員の処分に係る担当部署、処分対象行為及び具体的な処分基準が定められていないなど、処分体制が整備されていない。

・　当監査事務所では、社員等に対する処分が適時に実施されているかどうかの確認体制が整備されていなかったため、年次の独立性の確認の結果発見された違反者に対する処分が行われていないことを事務所として把握していない。

4．監査契約の新規の締結及び更新

(1)　方針及び手続

・　当監査事務所では、監査契約の新規の締結又は更新に当たっての審査に係る方針及び手続を策定していない。

(2)　契約リスクの評価

・　当監査事務所では、代表者以外の社員が獲得した監査業務を当該社員の個人管理としていたことから、契約更新のリスク評価を事務所として実施することなく、各業務執行社員個人の判断により契約が更新されている。

・　会計監査人就任の依頼を受けた際、契約リスクの評価手続が完了していないにもかかわらず、当監査事務所は、監査契約の締結又は更新の意思表示を行い、当該手続を完了する前に依頼会社の株主総会で会計監査人に選任されている。

・ 当監査事務所では、監査契約の新規の締結及び更新に係るリスク評価の検討過程や結果が文書化されていない。

(3) 承認手続

・ 監査契約に係る承認手続が終了していないにもかかわらず、当監査事務所では、業務執行社員が事務所を代表して監査契約を締結し、または監査業務に着手しているものがある。

・ 当監査事務所の内部規程において、監査契約に係る申請者と承認者は同一であってはならないと規定されているにもかかわらず、監査契約の新規の締結に際して、申請者と承認者が同一となっている。

・ 監査契約の新規の締結の承認に当たって、当監査事務所では、不祥事により退任した前経営者の経営への影響力の排除等の条件を遵守する旨の確認書を監査依頼人から入手することを契約締結の条件としていたにもかかわらず、当該確認書を入手しないまま、業務執行社員が監査契約を締結している。

5．監査業務の実施

以下の指摘事例は、各監査事務所で実施された監査調書の査閲、監査業務に係る審査又は品質管理システムの監視において指摘を受けておらず、審査会の検査において問題点として認識されたものである。

なお、行為主体については、原則として「監査実施者」と表示しているが、「業務執行社員」と「監査補助者」を区別する必要がある場合及び「業務執行社員」に特有の指摘と認められる場合においては、「業務執行社員」又は「監査補助者」と表示している。

(1) リスク・アプローチに基づく監査計画の立案

① 重要性の基準値の決定及び改訂

・ 監査実施者が監査計画段階において重要性の基準値を決定していない監査業務や監査計画段階において決定した重要性の基準値を意見形成時にのみ使用し、実施すべき監査手続の決定に利用していない監査業務がある。

・ 重要性の基準値の決定に際して用いた過年度の財務諸表数値と当年度の財務諸表数値の実績が大きく乖離した場合には、必要に応じて重要性の基準値を改訂

しなければならないにもかかわらず、当監査事務所は、重要性の基準値の改訂に関する方針を策定していない。また、監査実施者は、重要性の基準値の改訂の要否を検討していない。

・ 当監査事務所が定めた重要性の基準値を改訂すべき乖離率を監査実施者に周知していなかったことから、監査実施者は、追加的なリスク対応手続の要否を検討していない。

・ 当監査事務所の業務執行社員は、期中において重要性の基準値を低い値に改訂し、監査計画を修正しているにもかかわらず、監査補助者に周知しなかったことから、監査補助者は改訂前の重要性の基準値を基に監査手続を実施している。また、業務執行社員は監査補助者が作成した監査調書を査閲しているにもかかわらず、この事実を看過している。

② 重要な虚偽表示のリスクの評価

・ 監査計画段階において、監査実施者は、前事業年度の監査結果や経営環境の変化等を踏まえて、固有リスクの評価を更新すべきであるにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者は固有リスクの評価を更新していない。

・ 債務超過である重要な連結子会社であるにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者はこの子会社を十分に検討することなく固有リスクが低いと評価している。

・ 会計上の見積りを含む財務諸表項目レベルの固有リスクについて、当監査事務所の監査実施者は十分に検討することなく低いと判定している。

・ 運用評価手続として実施したサンプルチェックの件数が監査事務所の監査マニュアルに定める件数に達していないにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者は被監査会社の統制リスクが低いと評価している。

・ 当監査事務所の監査実施者は、期中の一定期間について、内部統制の運用評価手続を実施しているが、残余期間については評価を行っていない。

・ 内部統制が有効に運用されていると想定する場合において、当監査事務所の監査実施者は、売上サイクルについては内部統制の運用評価手続を行っているものの、それ以外の取引サイクルについては、重要な勘定科目に係るものであるにもかかわらず、運用評価手続を行っていない。

③ リスク対応手続の決定

・ 当監査事務所の監査実施者は、監査計画段階において、重要な虚偽表示のリスクの暫定的評価を行っておらず、これに基づく運用評価手続及び発見リスクの水準に応じた実証手続を決定していない。

・ 当監査事務所の監査実施者は、内部統制が有効ではなく、統制リスクが高いと評価しているにもかかわらず、内部統制に依拠した監査手続を実施している。

④ 監査手続書の作成

・ 当監査事務所の監査実施者は、監査事務所の標準的監査手続書を被監査会社にそのまま適用し、被監査会社の業種に特有な勘定科目を考慮した監査手続書を作成していない。

(2) 経営者等とのディスカッション

・ 当監査事務所の業務執行社員は、監査計画段階において、経営者との面談を行っているものの、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解するためのリスク評価手続の一環として経営者とのディスカッションを行っていない。

・ 監査計画段階において、不正及び誤謬に起因する財務諸表の重要な虚偽の表示の可能性について、重要な協議項目として経営者とのディスカッションをしなければならないにもかかわらず、当監査事務所の業務執行社員はこれを行っていない。

(3) 継続企業の前提

・ 多額の固定資産の含み損及び借入金のある被監査会社について、当監査事務所の業務執行社員は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象等の有無に関する監査手続を十分に実施していない。

・ 売上高の著しい減少、継続的な営業損失の発生及び重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上など、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象等が存在している被監査会社について、当監査事務所の業務執行社員は、経営計画の実行可能性に関する詳細な検討を行っていない。

・ 債務超過のため継続企業の前提に重要な疑義のある被監査会社の監査において、

当監査事務所の業務執行社員は、今後の事業計画の実行可能性の検討や増資資金の入金の確認等を行ったとしているものの、再生スキームや支援を引き受けるとされている主要株主について把握していないなど、継続企業の前提に関する注記の内容について十分な検討を行っていない。

・ 重要なマイナスの営業キャッシュ・フローを計上している被監査会社の監査において、当監査事務所の業務執行社員は、経営者とのディスカッションを行うことなく、財務担当者に対する質問のみで、継続企業の前提に重要な疑義がないと判断している。

(4) 会計上の見積りの監査

① たな卸資産の評価

・ 廃棄品として評価減すべきたな卸資産について、被監査会社は評価減を行っていないにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者は、たな卸資産の評価の妥当性について検討していない。

② 販売用不動産の評価

・ 当監査事務所の監査実施者は、販売見込額と帳簿価額を比較して強制評価減の必要がないと判断しているが、販売見込額の妥当性や売却の実現可能性を検討していない。

・ 当監査事務所の監査実施者は、販売用土地の評価に当たり、収益還元価額に基づき強制評価減の必要はないと判断しているが、賃貸用不動産として売却する場合の評価額などについて検討していない。また、その判断に当たり客観的な評価を入手するなどの手続を実施するか検討していない。

③ 関係会社株式の評価

・ 市場価格のない子会社株式の実質価額が著しく低下しているにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者は、子会社の事業計画等を入手しておらず、また、当該子会社株式の実質価額の回復可能性を十分に検討せずに、回復可能性があると判断するなど、減損処理の要否を十分に検討していない。また、当監査事務所の監査実施者は、前事業年度の利益計画を達成して債務超過を脱したこと等を理由に、十分に検討することなく回復可能性があると判断して、被監査会社が減損処理を行わないことを容認している。

④ 貸倒引当金

・ 一般債権に対する貸倒引当金の設定について、当監査事務所の監査実施者は、被監査会社が過去に算定した貸倒実績率の妥当性を検討することなく、当該貸倒実績率の採用を容認している。

・ 長期未回収の長期貸付金等について、当監査事務所の監査実施者は、「金融商品に係る会計基準」等で定める貸倒懸念債権に該当するかどうか検討することなく、被監査会社が算定した貸倒引当率に基づく貸倒引当金の設定を容認している。

⑤ 繰延税金資産の回収可能性

・ 当監査事務所の監査実施者は、被監査会社が将来年度も十分な利益計上を計画しているとして、会社区分、将来減算一時差異の解消スケジュール、将来年度の課税所得について被監査会社から明確な説明を受けておらず、繰延税金資産の回収可能性に関する被監査会社の判断の妥当性の検証を十分に行っていない。

・ 被監査会社の将来減算一時差異の解消スケジュールについて、当監査事務所の監査実施者は、有価証券の売却等による損益の実現可能性及び処分の確実性等の検討など、スケジューリングの妥当性について個別具体的な検証を行っていない。

⑥ 退職給付引当金

・ 被監査会社は、退職給付引当金の計算に当たって、割引率や期待運用収益率を変更しているが、当監査事務所の監査実施者は変更の妥当性を検討していない。

・ 年金数理人が算定した退職給付債務及び退職給付費用に基づく退職給付引当金と被監査会社の計上額との間に差異が発生しているにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者はこの事実を看過している。

・ 当監査事務所の監査実施者は、退職給付債務及び年金資産残高について、直接確認を行っていない。

(5) 立会

・ 当監査事務所の監査実施者は、実地たな卸の基準日現在のテスト・カウント・データから決算日までの受払データについて、基準日に検証した残高と期末日の残高

とを関連付けるためのロール・フォワード手続を実施していない。また、監査手続書において監査実施者が入手することとされている入出庫のカット・オフ・データを入手していない。

(6) 確認

・ 当監査事務所の監査実施者は、残高確認状の発送基準を明確に定めておらず、重要な取引について確認手続を実施していない。

・ 当監査事務所の監査実施者は、残高確認状の発送を被監査会社に依頼しており、自ら発送及び回収していない。

・ 当監査事務所の監査実施者は、被監査会社から残高確認の選定対象を一部除外するよう要求され、正当な理由がないにもかかわらず、要求に従って除外している。

・ 確認先から回答がなかったり、回収した確認状について確認先の責任者の押印がないなど確認状に不備があるにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者は、再発送又は代替手続を実施していない。また、確認状をファクシミリで受領しているのみで、原本を回収していない。

・ 当監査事務所の監査実施者は、決算日以外の日を売掛金の確認基準日として確認手続を実施しているが、ロール・フォワード手続を実施していない。

・ 多額の確認差異が発生しているにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者は、証憑との突合等、その発生原因を把握するために必要な監査手続を実施していない。また、確認差異について、その内容や量的・質的影響を検討していない。

・ たな卸資産全体に占める外部保管在庫の割合が高く、重要性があるにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者は、保管先に対して確認手続又は実地たな卸の立会を実施していない。

(7) 実査

・ 当監査事務所の監査実施者は、第三者に担保として提供される可能性のある定期預金証書を実査の対象としていない。

・ 当監査事務所の監査実施者は、預金の実査時に小切手のカット・オフ・データを入手していない。また、小切手のカット・オフ・データは入手しているものの、当

座勘定照合表と突合していないなど、預金や経費の振替等の期間帰属の妥当性の検証を行っていない。

・ 有価証券の帳簿上の株式数について、当監査事務所の監査実施者は、預け先への確認や現物の実査等の監査手続を省略している。

(8) **連結の範囲**

・ 役員の状況や被監査会社への資金面での依存状況から子会社に該当する可能性のある会社であるにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者は、当該会社が子会社に該当するかどうか検討していない。

・ 被監査会社が連結対象としなかった子会社について、当監査事務所の監査実施者は、子会社の資産及び売上高等が企業集団の財政状態及び経営成績に与える影響等を検討せずに、被監査会社の処理を容認している。

(9) **関連当事者**

・ 詳細な監査計画を作成するための指針となる監査の基本的方針を策定するに当たり、関連当事者との取引を考慮しなければならないにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者はこれを考慮していない。

・ 関連当事者の存在及び関連当事者との取引を網羅的に把握するための被監査会社の内部統制の整備状況が不十分であると認識しているにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者は、被監査会社から提供された関連当事者に係る情報の網羅性について十分な検討を行っていない。

・ 被監査会社において、関連当事者の議決権割合を計算するに際して議決権のない相互保有株式の存在を考慮しなかったことから、誤った議決権比率を算出しているが、当監査事務所の監査実施者はこの事実を看過している。

(10) **後発事象**

・ 当監査事務所の監査実施者は、被監査会社又は連結子会社について、決算日後の取締役会等の議事録の閲覧や月次試算表等の内容の検討を行っていない。

・ 当監査事務所の監査実施者は、会社法監査の監査意見表明時から証券取引法監査の監査意見表明時までに申請、決裁された被監査会社の稟議書を閲覧していな

い。

・ 当監査事務所の監査実施者は、被監査会社の財務、経理担当役員等に対し、重要な連結子会社等の後発事象の発生の有無について、質問していない。

・ 当監査事務所の監査実施者は、被監査会社において後発事象の発生の有無及び発生した場合の内容等を把握するための内部報告制度が整備されているか否か検討していない。

・ 当監査事務所の監査実施者が他の監査人に対して発送した後発事象の有無に関する確認状の回答期限が、会社法監査報告書日付後の日付となっている。

(11) 経営者確認書

・ 当監査事務所の監査実施者は、経営者確認書に「監査人が発見した未訂正の財務諸表の虚偽の表示による影響が、個別にも集計しても、財務諸表全体にとって重要でない旨」及び「監査人から要請のあった関連当事者の存在及び関連当事者との取引の識別に関するすべての資料は監査人に提供した旨」の記載を求めていない。

・ 当監査事務所の監査実施者は、経営者確認書を監査報告書の交付日に入手していない。

(12) 他の監査人の監査結果の利用

・ 他の監査人の監査結果を利用しているにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者は、他の監査人の信頼性の程度を確かめていない。また、他の監査人が被監査会社、子会社及び関連会社に対し独立性を保持していることを確認する文書を入手していない。

・ 当監査事務所の監査実施者は、他の監査人に対して、重要性の判断基準に関する監査指示書や質問書を送付していないことから、検出事項一覧表、後発事象の発生の有無に係る回答を入手できていない。

(13) 訴訟事件等に係るリスク管理体制の評価

・ 重要な訴訟事件を抱えている被監査会社の監査において、当監査事務所の監査実施者は、訴訟事件に係るリスク管理体制の検討・評価が不十分である。

(14) 弁護士への確認

・ 金額的重要性が高い訴訟事件であるにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者は弁護士への確認を行っていない。

・ 当監査事務所の監査実施者は、会社法監査報告書日付までに回収していない確認状があるにもかかわらず、被監査会社に対して回答の督促をするなど追加の手続や弁護士に面談するなどの代替的手続を実施していない。

・ 確認の対象期間は、事業年度の期首から監査報告書日前の可能な限り監査報告書日に近接した日とされている。しかし、当監査事務所の監査実施者は、確認状の回収日を会社法監査報告書日付より１か月以上前に設定しているにもかかわらず、合理的な理由もなく、その後の状況を確認するための追加的な確認手続を実施していない。

・ 当監査事務所の監査実施者は、確認状を監査報告書日当日に発送しているため、回答期限及び回収日が監査報告書日後となっている。

６．監査調書

(1) 監査調書の作成

以下に記載している事例のほか、実施した監査手続、判断過程及び結論などが監査調書に具体的かつ詳細に記載されていない事例が多数の監査業務において認められている。

・ 「監査基準委員会報告書」によれば、監査調書には、実施した監査手続、事実の認定及びその判断結果等が適切に理解できるように秩序整然と記録され、一定の体系のもとに配列・整理されなければならない。しかし、当監査事務所では、監査調書の作成方法に関する具体的な内部規程がなく、また、教育研修や監査現場における指導監督が不十分であることから、監査調書に作成日付、作成者名及び調書番号等が記載されておらず、体系的に配列・整理されていない。

・ 「監査基準委員会報告書」によれば、監査調書には、監査意見を形成するに足る合理的な基礎を得るために実施した監査手続及び入手した監査証拠等の重要事項が漏れなく記録されていなければならないとされている。しかし、当監査事務所で

は、独立性に関する調査資料が監査調書に綴られておらず、調査担当者のパソコンに保存されている。

・ 当監査事務所の監査実施者が実施した実証手続や継続企業の前提等に係る検討過程等について、監査調書の記録及び作成が広範囲にわたり不十分であることから、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施したこと及び十分かつ適切な監査証拠に基づいて監査意見を形成したことを説明できない。

・ 当監査事務所では、監査調書の整理方法等について明確な規定がなかったことから、個別監査業務に対する定期的な検証により発見された不備に対し、業務執行社員は、既に整理・完成された監査調書と明確に区分せずに、監査調書の記録を遡って訂正したり、監査報告書提出後に補完的に実施した監査手続を当初実施した監査手続に書き加えたりしている。

(2) 監査調書の査閲

・ 当監査事務所では、業務執行社員等による十分な査閲が行われていないことから、実施した監査手続が監査調書に記載されていないなどの不備が指摘されず、放置されたままになっている。

・ 当監査事務所では、業務執行社員等による査閲のサインがほとんど行われておらず、査閲を行った証跡が認められない。

(3) 監査調書の管理・保管

・ 「監査基準委員会報告書」によれば、監査調書は、監査終了後、相当期間、安全確実に整理保存されなければならないとされている。しかし、当監査事務所では、監査調書の安全確実な整理保存に関する具体的な規程がない。このため、被監査会社ごとの総冊数や内訳が管理簿等によって全く管理されておらず、監査事務所として統一的な監査調書の管理・保管がなされていない。

・ 当監査事務所では、内部規程において、地方事務所ごとに監査調書の管理、保管及び廃棄等に係る手続及び方法を定めることとなっているにもかかわらず、規程を作成していない地方事務所があることから、管理台帳等の未作成、被監査会社で監査調書を保管するなど、監査調書の管理・保管が不適切となっている。

・ 内部規程では、監査調書は監査事務所内の保管庫等に保管すべき旨規定されているにもかかわらず、監査調書の安全確実な管理・保管に関する認識が監査実施者の

みならず、代表者においても不足しており、事務所として監査調書の管理態勢が不十分である。このため、例えば、監査調書が被監査会社、被監査会社の子会社、代表社員の個人事務所や自宅に保管されていたり、過去の電子監査調書データ等が担当者の個人管理しているMOディスクに保存されている事例がみられる。また、保存期間満了後の監査調書が段ボール箱に箱詰めされて監査事務所内の一角に積まれており、保存期間満了後の監査調書の取扱いが適切になされていない事例がみられる。

・ 監査証拠の保存の重要性について、当監査事務所の業務執行社員は監査補助者を十分に指導していないことから、監査補助者が実施した監査手続の証跡が残っている精算表等の書類を廃棄しており、証跡のない最終版のみが監査調書として保管されている。

・ 監査実施者が回収した残高確認状を監査調書に綴じることなく、長期間放置したことから、当監査事務所では残高確認状の原本の所在が不明となっている。

・ 当監査事務所の監査実施者は、被監査会社の取引先から収受した確認状に係る回答書の正本を監査調書に綴じておらず、内容の検証も十分に行うことなく、異なる被監査会社に係る回答書を混在させたまま、監査事務所内の収受文書保管キャビネットに放置しており、回答書の管理・保管が不適切である。

7．監査業務に係る審査

(1) 方針及び手続

・ 「品管報告書」によれば、監査業務に係る審査に関する方針及び手続を定めなければならないにもかかわらず、当監査事務所では、内部規程においてこれらの事項を定めていない。

・ 協会が公表した「中小監査事務所向け監査ツール」を十分に検討することなく、そのまま監査事務所の品質管理規程としたため、当監査事務所においては審査体制としてレビューパートナー制を採用しているにもかかわらず、レビューパートナー制とは矛盾する合議制を前提とした規定や、監査法人には認められない委託審査を前提とした規定が設けられている。

・ 「品管報告書」によれば、法に定める大会社等以外の監査業務に係る審査については、監査業務の質が合理的に確保される範囲において、審査で検討する事項等を

簡素化又は柔軟に実施することができるとされているが、審査そのものの省略はできないこととなっている。しかし、当監査事務所は、この解釈を誤り審査の省略をできるものと考え、法に定める大会社等以外の監査計画に係る審査を「必要に応じて行う」旨を内部規程に定め、策定段階において計画審査を実施していない。

・ 品質管理責任者による内部規程の周知が不十分であったことから、当監査事務所では、内部規程において審査担当者が審査を行うに当たり作成することとされている、審査に係る重点項目についてのチェックリストが作成されていない。

(2) 審査態勢

① 審査態勢全般

・ 当監査事務所では、審査資料の添付書類として財務諸表（案）や監査報告書（案）が表示されているにもかかわらず、審査内容の記録に係る重要性の認識が事務所全体において希薄であり、また内部規程においても審査資料の保存に関する具体的な規定が設けられていなかったため、それらの資料が審査資料ファイルに綴じられていない。

② 審査担当者の適格性

・ 「品管報告書」によれば、審査担当者は審査対象となる監査業務に従事していない者でなければならないとされている。しかし、当監査事務所では、審査委員会の責任者が審査対象となる監査業務に従事している者を網羅的に把握する体制が整備されていないことから、当該監査業務に従事している者を審査担当者に任命している。

・ 当監査事務所では、審査委員の審査業務を補助する職員が監査結果と意見形成の妥当性を中心とする重要な審査を実施したり、審査委員会を当該職員のみで開催して審査を実施している。このため、「品管報告書」で要求されている、監査責任者と同程度以上の専門的能力と実務経験を有すべき者を審査担当者とした審査が実施されていない。

③ 合議制審査

・ 当監査事務所の内部規程では、審査は複数の委員で構成される合議制により実施することとされているにもかかわらず、審査委員のほとんどが審査対象の監査業務の関与者であるため、審査に加わることができないことから、審査委員１名

のみにより審査が実施されている。

・ 当監査事務所の内部規程では、審査は合議制により実施することとされているにもかかわらず、実際には、個々の審査委員がそれぞれ担当の監査業務の審査を実施し、その審査結果を要約した審査結果報告書を審査委員長が最終的に確認するという分業的な方法により実施されており、合議制による審査が実施されていない。

・ 当監査事務所の内部規程に審査委員会の定足数についての定めがないことから、構成員の四分の一以下の出席しかないにもかかわらず、審査委員会において審査の結論について議決している。

・ 当監査事務所の内部規程において、審査委員会は審査委員の過半数の出席により成立し、審査結果は出席委員の全員一致によると規定されているにもかかわらず、過半数の審査委員が欠席している状況において審査が行われている。

④ 審査担当者の引継

・ 当監査事務所では、審査担当者の変更に際し重要な情報の伝達や留意点の引継ぎ等を行うことが内部規程において定められていないことから、中間期と期末の審査を異なる審査担当者が実施した場合において、当該担当者間で重要な情報の伝達、留意点の引継ぎ等が行われておらず、期末の審査担当者が重要な監査上の論点を看過している。

(3) 審査の実施

① 計画審査

・ 当監査事務所では、内部規程において、すべての監査業務について監査計画の審査を実施する旨を規定しているにもかかわらず、事務所内において計画審査の重要性に対する意識が低かったことから、監査計画の審査を実施していない監査業務がある。

・ 監査計画の審査の実施時期が具体的に定められていないことから、当監査事務所では、監査計画の審査が中間監査又は期末監査の意見審査と同時に実施されており、適時に実施されていない。

② 事前審査

・　「品管報告書」によれば、監査報告書が発行される前に審査担当者が同意できるよう、重要事項については、監査実施中の必要な段階で適時に審査を実施する必要がある。しかし、当監査事務所では、重要事項についての定めがないことから、重要事項に該当するか否かの判断が監査実施者に任せられている。このため、被監査会社等と監査実施者との間で見解が相違する重要な事項であるにもかかわらず、監査実施者が重要事項と判断しなかったため、期末意見審査前に適時に審査を受けていない。

・　当監査事務所の内部規程では、業務執行社員は、監査の過程において重要な判断を必要とする場合には、事前審査を受けなければならないと規定されている。しかし、重要な判断を必要とする場合に該当する事項の一部について事前審査が実施されていない。

③　意見審査

（未実施）

・　「品管報告書」によれば、監査業務に係る審査が完了するまで監査報告書を発行してはならないにもかかわらず、当監査事務所では、監査意見表明のための審査に関する方針と手続を整備しておらず、また監査意見の表明に先立って審査が実施されていない。

・　中間監査意見を表明せずに半期報告書の提出期限直前に前任監査人が辞任した被監査会社について、後任監査人として短期間で中間監査意見を表明することを優先したことから、後任監査人である当監査事務所は、審査を実施せずに中間監査意見を表明している。

・　当監査事務所の代表社員は、自らが監査補助者として関与した監査業務について、監査報告書の提出期限までに審査資料を作成することができなかったが、審査上問題となる事項はないと勝手に判断し、審査を受けていないにもかかわらず、審査が問題なく終了した旨を業務執行社員に報告している。さらに、当該業務執行社員はこの監査補助者からの報告を信頼し、審査が実施されたかどうかを自ら十分に確認しなかったことから、審査を受けないまま監査意見を表明している。

（審査資料の不備）

・　監査業務の審査は監査意見の形成を客観的に評価するものであることから、審

査結果を審査資料に慎重かつ明確に記載する必要がある。しかし、審査の内容及び結論については審査担当者において記録すべきものとの認識が事務所全体に不足していたことから、当監査事務所では、監査実施者が審査資料を提出するに当たって、審査結果をあらかじめ記載している。

・ 当監査事務所では、資料の差し替えをすべきであるにもかかわらず、それが行われていないなど、審査資料が不完全な状態である。また、業務執行社員も審査資料の補完状況を確かめていない。

（審査不十分）

・ 当監査事務所の監査実施者は、審査資料において会計監査上の問題点に一切言及しておらず、重要な会計処理が審査に諮られていない。

・ 当監査事務所では、証券取引法監査の意見審査を商法特例法監査の意見審査と併せて実施している。このため、商法特例法監査の意見審査終了後、証券取引法監査の監査報告書までの間に重要な後発事象が発生しているにもかかわらず、当監査事務所では、業務執行社員が財務諸表の重要な後発事象の注記及び監査報告書の追記情報に係る審査の必要性を認識していなかったため、当該事項について審査が実施されていない。

・ 当監査事務所では、監査業務の意見表明の審査に当たり、業務執行社員から財務諸表（案）及び監査報告書（案）の提出を受けないまま、監査結果の概要に関する説明資料のみを用いて審査が実施されている。

・ 「品管報告書」によれば、監査業務に係る審査においては、すべての監査業務について監査実施者が行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価する必要がある。しかし、当監査事務所では、業務執行社員が行った監査手続を過大に信頼する風土が監査事務所内にあり、監査上の重要な論点について深度ある審査が実施されていない。

・ 当監査事務所では、適切な監査手続が実施されたかどうかについて審査するに当たり、審査担当者は、時間的余裕がなかったことを理由として、審査資料として添付された有価証券報告書案に目を通したのみで、業務執行社員への質問等を行っていない。

・ 審査担当者が指摘した重要事項に対し、後日、業務執行社員から回答を受けることとしていたにもかかわらず、当監査事務所の審査担当者は回答を受けること

なく業務執行社員の監査意見に同意している。

・　当監査事務所では、審査の方針及び手続において、審査資料の形式のみを設定し、審査手続や監査上の検出事項等、審査を必要とする事項について明確に定めていない。そのため、業務執行社員が監査意見形成に当たっての重要項目には該当しないとの判断から、審査資料に記載しなかった重要な監査上の検出事項について、審査が実施されていない。

・　当監査事務所では、内部規程において、チェックリストに基づく形式的な審査ではなく、職業的専門家としての懐疑心をもって、監査業務を全体的な観点から検討し、実質的な審査を実施する旨が規定されている。しかし、多くの審査はチェックリストを用いて行う業務執行社員との面談と質疑にとどまっており、監査調書の参照などを伴った深度ある審査が行われていない。

・　審査で指摘された事項のフォローアップが未了であり、審査が完了していないにもかかわらず、当監査事務所の業務執行社員は、当該指摘事項が監査意見に影響を与えるものではないことを理由に審査完了前に監査意見を表明している。

（事後審査）

・　当監査事務所では、業務執行社員の個人事務所の業務が繁忙であり、被監査会社の会計処理に問題が特にないと考え、当該業務執行社員は審査を省略してもよいのではないかと判断した。このため、審査委員会の開催日程の調整及び開催が遅れ、審査は意見表明後となっている。

（審査過程の記載の不備）

・　「品管報告書」によれば、監査業務に係る審査が事務所に定める方針及び手続に従って実施されたことや、審査担当者が監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成について適切ではないと判断した事項がなかったことなどを監査調書として文書化しなければならない。しかし、当監査事務所では、審査資料の審査担当員名、審査実施日、審査手続、審査結果、審査担当員のコメント及び結論の欄に記載がないものがある。

・　当監査事務所では、提出された財務諸表（案）における継続企業の前提に関する重要な疑義に係る事項の注記に関し、審査担当者の意見及び指示事項は記載されているが、業務執行社員の見解を踏まえた審査担当者の判断が記載されていない。このため、当該注記が適切であるかどうかの審査検討過程が明らかでない。

8．品質管理のシステムの監視

(1) 品質管理のシステムの日常的監視

・ 「品管報告書」によれば、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定めなければならないにもかかわらず、当監査事務所では、点検業務を担う組織は設置したものの、点検に関する方針及び手続を整備していない。このため、監査事務所としての品質管理及び個々の監査業務における品質管理のいずれの実施状況に関しても点検が実施されていない。

・ 当監査事務所では、本来実施すべき点検手続に対する認識が不足していることから、点検に係る内部規程において「品質管理のシステムに関する日常的監視」の手続を定めていない。

・ 個別の監査業務において、形式的審査、審査未実施あるいは審査資料作成不備などの問題があることを当監査事務所は認識しているにもかかわらず、監査事務所として、審査の実施状況を点検した結果に対する改善に向けての具体的な対応をしていない。

・ 当監査事務所では、点検で指摘された事項の改善状況を確認する体制がとられていないため、改善されていない事項を業務執行社員等が「改善済み」として処理しているにもかかわらず、当監査事務所はこの事実に気付いていない。

・ 品質管理業務の経験が浅い担当者の認識不足や品質管理担当責任者の管理が不十分であったことから、当監査事務所では品質管理部門が実施した日常的監視の内容が記録されていない。

(2) 監査業務の定期的な検証

・ 当監査事務所では、被監査会社に関する監査業務の点検を実施するために必要な人員を確保できなかったことから、全点検項目の約半数の項目についてしか評価が行われていない。

・ 「品管報告書」によれば、監査業務の定期的な検証は、通常は循環的に実施され、３年を超えない期間を一つのサイクルとして、一人の監査責任者に対して少なくとも一つの監査業務が検証の対象として選定される必要がある。しかし、当監査事務所では、監査業務の定期的検証対象となる個別監査業務について、証券取引法及び会社法監査のみを選定していることから、すべての業務執行社員に対して少なくと

も一つの監査業務を選定することとなっていない。

・ 当監査事務所では、少なくとも３年に１度、業務執行社員は実施した監査業務について定期的検証を受けることとされているにもかかわらず、３年を超える期間、定期的検証の対象として監査業務が選定されていない業務執行社員がいる。

・ 「品管報告書」によれば、定期的検証の結果は最高経営責任者等に伝達されなければならないとされている。しかし、当監査事務所では、最高経営責任者を選任していないことから、定期的な検証の結果を伝達する相手方が存在しない。

・ 当監査事務所では、内部規程において、個別の監査業務について循環的に定期的な検証を行うとしているにもかかわらず、品質管理担当部署は、検証計画を策定することなく、また、検証対象の選定理由も不明確なまま、監査調書の整備の観点から監査調書を閲覧しているのみである。

・ 「品管報告書」によれば、監査業務の定期的検証の担当者は、その監査業務の実施又は審査に関与してはならないにもかかわらず、当監査事務所では、内部規程において、監査業務の実施者又は審査の関与者が定期的な検証の担当者となる例外を認めており、当該監査業務の審査を担当した社員が同じ監査業務の定期的な検証を実施している。

・ 当監査事務所では、監査業務の定期的な検証を行う体制が整備されておらず、地方事務所に対する定期的検証が全く実施されていない。

・ 当監査事務所では、品質管理担当部署の責任者は、個別監査業務の定期的な検証により発見された不備に対し監査実施者が提出した改善策の妥当性の評価やフォローアップを行っていない。

(3) 不服と疑義の申立て

・ 「品管報告書」によれば、監査事務所内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するための、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めなければならないとされている。しかし、当監査事務所では、これらの事項を定めていない。

・ 当監査事務所では、不服と疑義の申立てに関する規程の必要性に対する認識が希薄であることなどから、関与先又はその他第三者等の監査事務所外からの申立てが行われる場合の具体的な通報経路が定められていない。

・　当監査事務所では、被監査会社に係る匿名の情報が寄せられたにもかかわらず、情報を受けた事務局のコンプライアンス担当者の、不服と疑義の申立てに関する内部規程についての認識が不十分であったことから、内部規程により定められた通報経路に基づいた処理を行っていない。

9．監査事務所間の引継

・　監査契約の新規の締結に際し、後任監査人は、前任監査人の監査調書の閲覧について被監査会社から文書による承諾を得る必要がある。しかし、当監査事務所では、口頭による承諾のみで、文書による承諾を得ていなかったことから、引継の際に、前任監査人の監査調書の閲覧ができていない。

・　前任監査人が期中に交代しており、かつ、継続企業の前提に関する注記が付されている被監査会社に関する前任監査人との引継において、当監査事務所では、監査人の交代事由に関する見解について前任監査人への質問を行っていない。

10．共同監査

・　当監査事務所では、共同監査人との間において、個々の勘定科目ごとの役割分担表を作成しているものの、監査上の重点項目に係る詳細な役割分担を文書により明確化しておく必要性を認識していなかったことから、共同監査人の間における役割分担が不明確となっている監査上の重要項目がある。

・　当監査事務所では、共同監査人の監査調書のコピーを入手し、共同監査人が監査計画に従って監査手続を実施したことを確認しているにもかかわらず、その結果を明確に文書化していない。

・　共同監査協定書において、監査調書の相互査閲の方法が明確に定められていないことから、当監査事務所では、共同監査人が作成した監査調書に対する査閲が一部未実施となっている。

監査の品質の一層の向上のために

－審査基本方針等－

公認会計士・監査審査会
平成19年6月29日
改正　平成20年6月30日

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする（公認会計士法第1条）。日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）の使命の公益性に鑑み、その行う財務情報に関する監査業務の改善進歩を図り、もって監査の質を向上させるため、監査事務所の業務の運営の状況の調査を行い、調査結果を公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）に対して報告することとなっている（公認会計士法第46条の9の2）。

審査会は、協会からの報告に基づき、監査事務所における監査業務に対する協会による調査が適切に運営されているかどうか及び監査事務所における監査業務が適切に運営されているかどうかについて、協会から独立した公益的立場から審査を行い、必要があると認めるときに監査事務所等に立入検査を行う。その結果、審査会は、必要があると認めるときは金融庁長官に対して行政処分その他の措置について勧告を行う（公認会計士法第41条の2）。

審査会は、平成16年4月の発足以降平成19年6月までの、いわば第1期における審査及び検査において、検査結果を被検査事務所等に通知するほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、協会の品質管理レビュー及び監査事務所の監査の品質管理上の問題点を取りまとめて、関係者等に示してきた。

具体的には、平成16事務年度（平成16年7月～平成17年6月）においては、法的に位置づけられる前の協会による品質管理レビューについて実態把握を行い、その結果を「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」として取りまとめ公表した。また、平成17事務年度（平成17年7月～平成18年6月）においては、会計監査を巡る状況、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、4大監査法人に対する検査を実施し、検査結果の概要を「4大監査法人の監査の品質管理について」として取りまとめ公表した（これらの検査に対するフォローアップについては平成19年6月に取りまとめ公表）。さらに、平成18事務年度（平成18年7月～平成19年6月）においては、「小規模監査事務所の監査の品質管理について」及び「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」の公表により、個人事務所を含む中小規模監査事務所の主な問題点及

び課題等を示した。

審査会は、このような第１期における審査及び検査の実績を踏まえ、第２期（平成19年７月～平成22年６月）においては、以下の視点及び目標を基本として、審査及び検査を実施することとする。

【視点】

審査会が実施する審査及び検査においては、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査の質の確保・向上を積極的に図っていくものとする。また、国際的動向に積極的に対応し、諸外国の情報の入手及び内外に対する情報発信に努める。

【目標】

審査会が実施する審査及び検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促していくことを基本とする。

審査会は、審査及び検査の実施に当たって、以上の観点を踏まえ、次のように「審査基本方針」及び「検査基本方針」を定める。なお、四半期報告書や内部統制報告書の導入等に伴う監査業務の範囲の拡大、公認会計士法など関連法令等の改正、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらの方針については、事務年度毎に見直しを行うとともに、事務年度毎に「審査基本計画」及び「検査基本計画」を策定する。

また、審査会の任務を踏まえ、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、審査及び検査の結果を提言等の形で関係者等に表明し、審査会に与えられた使命を果たしていく(注)。

（注）こうした考え方を踏まえ、これまで審査会が実施した検査において、監査事務所の品質管理に関し指摘した事項の中から、監査の質の維持・向上を図るため、監査事務所が自主的な取組みを行っていく上で参照することが有益であると考えられるものを、「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」として取りまとめ公表した（平成20年２月）。当該事例集については、検査の実施状況等を踏まえ、今後も見直しを行っていく。

1．審査基本方針

（1）基本的考え方

第１期における審査会による審査及び検査を踏まえ、第２期においては以下の考え方を基本とする。

①　これまでに指摘した事項に対する改善の確実な定着

これまでに審査会が指摘してきた監査の品質管理上の問題点について、監査事務所において確実に改善がなされているかどうかに重点を置いた審査を行うこととする。その際、さらに改善の必要があると思われる事項についても把握し、監査事務所に対して適切な監査の品質管理の定着を促していくこととする。

なお、限られた行政的資源のもとで審査の目的を効果的に実現するために、上場会社等に対する監査業務を多く実施している監査事務所、特に大規模監査事務所及び中規模監査事務所に対して重点的に審査を行う。

②　新しい事態への対応

平成 19 年度からは、新たに設定された「監査に関する品質管理基準」に準拠した協会の品質管理レビューが実施されていること、及び、協会が上場会社監査事務所に対する新たな措置（上場会社監査事務所登録制度）を実施していることに留意した審査を行う。

（2）審査の枠組み

①　協会からの品質管理レビューに係る報告書を受理し、あわせて関連する報告・資料について徴求を行い、また様々な情報を活用し、これらの内容に基づき審査を行うものとする。

イ．協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうか。

ロ．協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、協会による品質管理レビューの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか。

②　上記の審査の結果、審査会は、個別事情に応じ、審査会の意見を提言等の形で

示していくとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切な対応を行う。

2．検査基本方針

審査会は、協会からの報告に対して「審査基本方針」に基づき行われる審査の結果を踏まえて、必要に応じ検査を実施する。

（1）検査の枠組み

審査会の検査の基本的枠組みは以下のとおりである。

① 協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうかを確認するため、審査結果に基づき、必要があると認めるときは協会等に立入検査を行う。
② 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、又は協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうかを確認するため、審査結果に基づき、必要かつ適当であると認めるときは監査事務所に立入検査を行う。
③ 上記②の過程で、さらに監査事務所における監査業務に関する状況を確認するため必要かつ適当であると認めるときは被監査会社等に立入検査を行う。

検査の結果について、審査会は、検査を受けた協会又は監査事務所に対してその内容を通知するとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切に対応する。

（2）検査の実施

検査は、以下のような場合に実施する。

① 協会による品質管理レビューにおいて、重要なレビュー手続が欠けている、又はその実施が不十分である等、協会による品質管理レビューが十分であるかどうか確認する必要が認められる場合等（主に対協会）
② 協会による品質管理レビューを通じて、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか確認する必要が認められる場合、協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか確認する必要が認められる場合、又は監査事務所における業務管理体制が有効に機能している

かどうか確認する必要が認められる場合等（主に対監査事務所）

③　監査事務所における監査業務に対応する被監査会社等の側における内部管理体制を確認する必要が認められる場合、又は監査事務所における監査業務の実施状況を被監査会社等の側において確認する必要が認められる場合等（主に対被監査会社等）

④　法令諸基準等の遵守状況を横断的に確認する必要が認められる場合

⑤　上記のほか、個々の審査の結果、個別事情等を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合

（３）検査の手続

審査の結果に基づき、検査の必要があると認められる場合には、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」に従い適切な手続により検査を実施することとする。

３．外国監査法人等に対する対応

平成20年４月より、一定の外国監査法人等に対する金融庁への届出が義務化され、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められる場合に、審査会は、当該外国監査法人等に対し検査を実施することができることとなったことから、審査会においては、当該届出の状況や外国監督当局との協力関係の進展を踏まえつつ、外国監査法人等に対する検査方針について検討を進め、適切な時期に改めて公表することとする。

平成 20 年６月 30 日
公認会計士・監査審査会

平成20事務年度の審査基本計画及び検査基本計画

平成20事務年度において、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、審査基本方針等で示している基本的な考え方や平成20年４月の改正公認会計士法施行なども踏まえ、以下の審査基本計画及び検査基本計画に基づいて、審査及び検査を実施する。

１　審査基本計画

（１）重点的検証事項

平成17年に設定された「監査に関する品質管理基準」に準拠した監査事務所における品質管理のシステムの整備状況について、平成19事務年度においては、特に監査法人に対して重点的に検証したところであることから、平成20事務年度においては、特に個人事務所における整備状況を重点的に検証する。

また、公認会計士法等の改正により、監査法人が整備しなければならない業務管理体制の要件の一つとして、「業務の品質の管理の監視に関する措置がとられていること」が設けられ、審査会検査及び日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューにおいても品質管理の監視に関する指摘が多くなされていることを踏まえ、平成20事務年度においては、業務の品質管理の監視について、重点的に検証する。

（２）協会の上場会社監査事務所登録制度等の運営状況の検証

審査会は、協会の品質管理レビューの一層の機能向上により、監査事務所において適切な監査の品質管理の定着がなされ、その結果、監査の質の向上が図られることが重要であるとの観点から、導入後２年目を迎えた協会の上場会社監査事務所登録制度が、その導入目的に照らし、適切に運営されているかを検証することとし、その際、品質管理レビューの具体的な手続の内容など、その運営状況についても、併せて検証することとする。

2　検査基本計画

（1）大規模監査法人等に対する検査

大規模監査法人については、協会の品質管理レビューの審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施していくこととし、また、大規模監査法人以外で、上場会社等に対する監査業務を多く実施している監査事務所についても、必要に応じて検査を実施する。

（2）中小規模監査事務所に対する検査

平成16事務年度以降、中小規模監査事務所に対して実施した検査の結果等を取りまとめ、関係者等に示してきたことを踏まえ、審査会は、平成19事務年度に、中小規模監査事務所における監査の品質管理の自主的な改善状況を検査により検証した。

検査結果によれば、品質管理の改善状況が不十分である監査事務所が認められていることから、平成20事務年度においても、引き続き、協会の品質管理レビューの審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

3　外国監査法人等に対する対応

平成20年4月より、一定の外国監査法人等に対する金融庁への届出が義務化され、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められる場合に、審査会は、当該外国監査法人等に対し検査を実施することができることとなったことから、審査会においては、当該届出の状況や外国監督当局との協力関係の進展を踏まえつつ、外国監査法人等に対する検査方針について検討を進め、適切な時期に改めて公表することとする。

公認会計士・監査審査会の実施する
検査に関する基本指針

平成20年６月

公認会計士・監査審査会

Ⅰ　検査の基本事項

１．検査の目的

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）が実施する検査は、公益的立場に立ち財務書類に係る監査の質の確保・向上を図る観点から、審査結果に基づき、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）における品質管理レビュー(注)の運営が適切に実施されているかどうか、監査事務所（公認会計士、外国公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。）における公認会計士法（以下「法」という。）第２条第１項の業務が適切に実施されているかどうかについて、関係者の事務所に立ち入り、確認・検証することを目的とする。

（注）品質管理レビューとは、法第 46 条の９の２第１項の規定に基づき協会が行う、監査事務所における法第２条第１項の業務の運営の状況の調査をいう。

２．検査対象先

審査会の検査の対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

（１）協会（法第 46 条の 12 第１項）

（２）監査事務所（法第 49 条の３第２項）

（３）監査事務所が行う法第２条第１項の業務に関係のある場所（法第 49 条の３第２項）

なお、上記に対する検査権限は、法第 49 条の４第１項の規定により、内閣総理大臣から金融庁長官に委任され、さらに、同条第２項の規定により審査会に委任されている。ただし、法第 49 条の４第２項第１号(注1)及び第２号(注2)に掲げる権限に限られる。

（注１）同項第１号の権限　品質管理レビューの報告に関して行われるもの

（注２）同項第２号の権限　監査事務所が、品質管理レビューを受けていないこと又は品質管理レビューに協力することを拒否していること等により協会が報告を行っていない場合において、当該監査事務所の業務の運営の状況に関して行われるもの

３．検査事項及び検査方法

（１）検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

① 協会

協会の事務の適正な運営に関する事項

② 監査事務所

監査事務所における法第２条第１項の業務に関する事項

③　監査事務所が行う法第２条第１項の業務に関係のある場所
監査事務所が行う法第２条第１項の業務に関する事項

（２）検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

①　検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。

②　協会の事務及び監査事務所における法第２条第１項の業務が主に以下の法令諸基準等に準拠しているかどうかについて確認・検証する。

イ．法令（法、公認会計士法施行令及び当該法令に基づく内閣府令（公認会計士法施行規則及び日本公認会計士協会に関する内閣府令）、その他法第２条第１項の業務に関連する法令）

ロ．協会会則及び規則等（倫理規則、品質管理委員会規則、品質管理委員会運営細則並びに品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続等）

ハ．一般に公正妥当と認められる監査の基準（企業会計審議会から公表された監査基準及び監査に関する品質管理基準等、協会の実務指針、並びに一般に認められる監査実務慣行）

ニ．一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（企業会計審議会から公表された会計基準、企業会計基準委員会から公表された会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告、協会から公表された実務指針及びＱ＆Ａ、並びに一般に認められる会計実務慣行）

４．検査に当たっての検査官の留意事項

（１）目的の認識

検査官は、審査会の検査の目的を常に念頭に置き、問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

（２）効率的な遂行

検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案し、効率的に検査を遂行するように努めなければならない。

（３）信用保持

検査官は、常に品位と信用を保持するよう努めるとともに、検査業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（４）実態の把握

検査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取

し、正確な実態を把握するように努めなければならない。

（5）自己研鑽

検査官は、関係する法令諸基準等を正しく理解し、会計監査を巡る動向や新たな法令諸基準等の習得に努めなければならない。

5．関係部局との連携

金融庁等関係部局との間においては、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。

Ⅱ　検査実施手続等

本基本指針においては、以下に、検査の実施に際して、その基本となる標準的な実施手続等を示す。

なお、これと異なる手続等を行う際には、主任検査官は審査会事務局審査検査室長（以下「審査検査室長」という。）に指示を仰ぐとともに、検査対象先へ説明することとする。

1．全般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。

また、検査対象先に関する情報の収集に努め、関係部局や協会の動向も考慮して効率的な検査を実施することとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第 46 条の 12 第 3 項及び第 49 条の 3 第 4 項に規定されているとおり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2．検査予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応の責任者をいう。以下同じ。）に対して立入検査着手前に予告を行う。

ただし、実効性ある実態把握の確保の観点から必要と認める場合には、予告なく立入検査を実施することができる。

予告して立入検査を実施する場合には、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日等の検査実施の内容について書面により通知する。

検査基準日とは、検査の基準となる特定の日であって、原則として以下のとおりとする。

（1）予告して立入検査に着手する場合　検査実施の通知日の前営業日

（2）予告なく立入検査に着手する場合　立入検査着手日の前営業日

3．立入検査の留意事項

（1）重要事項の説明

主任検査官は、検査実施の通知日以後立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について説明を行う。ただし、検査対象先が、監査事務所が行う法第２条第１項の業務に関係のある場所の場合には、④の事項を除く。

なお、主任検査官は、必要に応じて、検査対象先の承諾を得て、検査対象先の施設内で説明を行うことができる。

① 検査の権限及び目的
② 検査の実施方法
③ 検査モニター制度の概要
④ 意見申出制度の概要
⑤ その他必要な事項

（2）検査命令書等の提示

主任検査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示する。

（3）検査対象先の役職員及び監査実施者に対するヒアリング

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員及び監査実施者（監査責任者及び監査補助者をいう。以下同じ。）に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や監査事務所の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証する。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の役職員及び監査実施者の同席の申し入れがあった場合には、検査に支障が生じない範囲内で、これを認める。

なお、同席を認めない場合には、その理由を当該申し入れを行った者に対して説明する。

（4）被検査事務所等の代表者等に対するヒアリング

主任検査官は、被検査事務所等（立入検査を受けた協会及び監査事務所をいう。以下同じ。）の業務等の状況及び品質管理に関する方針に対して被検査事務所等の代表者がどのように認識しているかについて、当該代表者及び理事等に対してヒアリングを行う。

（5）検査対象先の就業時間への配慮

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。

立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に検査を行うことのないように配慮する。

（６）効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努める。

また、主任検査官は、検査官の検査手法等に関し、検査対象先と意見交換を行い、効率性の高い検査の実施に努める。

（７）事実関係及び経緯等の分析

検査官は、検査において認められた問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令諸基準等に抵触するか否かの検証にとどまらず、問題の発生原因についても追究する。

（８）事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先の役職員及び監査実施者から指摘事項について確認を得る。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した書面に、検査対象先の役職員及び監査実施者の認識について記載を求める。

（９）問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避に該当するおそれがある行為、その他重大な事故により検査の実施が困難な状況になったときは、その経緯及び事実関係を記録するとともに、直ちに審査検査室長にその旨を報告し、指示を受ける。

主任検査官は、審査検査室長の指示に基づき、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずる。

４．検査資料の徴求

（１）既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象先の負担軽減に努める。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じる。

（２）資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、原則として検査対応の責任部署（業務管理部門等）を通じて一元的に行うよう努め、その趣旨を適切に説明する。

検査官は、提出を求める資料について、検査業務の優先順位や検査対象先への負担等を考慮するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料（以下「現物」という。）を借用する場合には、借用書を取り交わし、かつ、確実に管理する。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努める。

（３）資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場（現物を管理する場所）からの一時持出しや返却を認める。

また、検査期間中に徴求した資料は、その取り扱いに十分注意するとともに、現物は検査の終了時までに返却する。

５．検査モニター制度

検査モニター制度は、検査対象先から意見を受けることにより検査の実態を把握し、審査会による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性の高い検査の実施に資する目的から、以下のとおり取り扱う。

（１）検査対象先への説明

主任検査官は、立入検査着手日までに検査モニター制度の概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

（２）検査モニター制度の概要

検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見聴取

イ．実施者

実施者は、審査会事務局総務試験室長（以下「総務試験室長」という。）又は総務試験室長が指名する者とする。

ロ．実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、立入検査着手日以後立入検査終了日までの期間に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。なお、実施の有無及び時期については、検査対象先の希望による。

② 意見受付

イ．意見提出方法

電子メール又は郵送による。

ロ．提出先

提出先は、総務試験室長とする。

ハ．受付期間

立入検査着手日から検査終了日（検査結果を通知した日）の１月後（検査終了日の翌日から起算して 30 日を経過した日）までとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、総務試験室長は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

６．立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間で十分議論を行うものとし、検査対象先との間に生じた認識の相違の有無について、検査対象先の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了する。

７．検査事項確認手続

（１）主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した被検査事務所等の問題点が整理された段階で、被検査事務所等の責任者に対し、以下の方法により、検査事項確認手続を行う。

① 主任検査官は、検査において認められた問題点等を伝達し、これに対する被検査事務所等の責任者の認識を聴取することにより、その時点で意見相違となっている事項（以下「意見相違事項」という。）を確認する。この確認に当たっては、書面を利用し責任者の認識の明確化に努める。

② 審査会としての最終的な見解は下記９．に規定する検査結果の通知により示される旨、及び検査事項確認手続は終了しても検査自体は検査結果の通知まで継続する旨を被検査事務所等の責任者に伝達し、今後の手続について説明を行う。

（注）検査は、検査実施日（予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無

予告で行う検査の場合は立入検査着手日）より開始し、検査結果を通知した日をもって終了とする。

（2）主任検査官は、検査事項確認手続による確認内容に変更が生じた場合は、被検査事務所等の責任者に対して改めて検査事項確認手続を行う旨を説明の上、検査事項確認手続を行う。

（3）検査事項確認手続の際の出席者

① 当局

原則として、主任検査官のほか担当検査官１名以上とする。

② 被検査事務所等

被検査事務所等の責任者の出席を必須とする。責任者が被検査事務所等の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認める。

8．意見申出制度

意見申出制度は、審査会の検査水準の維持・向上及び手続の透明性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱う。

（1）被検査事務所等への説明

主任検査官は、以下の意見申出制度の概要を立入検査着手日まで及び検査事項確認手続時に、被検査事務所等の責任者に対して説明する。

（2）意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ．確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者（被検査事務所等の責任者）の意見を記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、審査会事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出することができる。

ロ．意見申出は、原則として、意見相違事項に限る。

ハ．意見申出書の提出期間は、被検査事務所等の責任者に対する検査事項確認手続が終わった日から３日間（検査事項確認手続が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。）とする。

ただし、上記提出期間内に提出期間延長の要請があれば、更に２日間（行政機関の休日を除く。）を限度として、提出期間の延長ができる。

郵送の場合については、消印が提出期間内（延長の場合は、延長した提出期間内）のものを有効とする。

ニ．意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の

場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

ホ．申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合には、取り下げ書を審査会事務局長あてに提出した上で意見申出書の返却を求めることができる。

② 審理手続等

イ．総務試験室長又は総務試験室長が指名する者は、意見申出書の内容及び事実関係等を確認の上、審理結果を作成し、これを審査会に付議する。

ロ．審査会において承認（修正を含む。）された審理結果については、その内容を検査結果に反映させることとし、当該審理結果は総務試験室長又は総務試験室長が指名する者が被検査事務所等の責任者に対して伝達する。

9．検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、被検査事務所等の責任者に対して、検査結果を記載した文書を交付することにより行う。

なお、検査結果の通知の際は、被検査事務所等の責任者から当該通知を受けた旨の受領書を徴する。

Ⅲ 検査結果等の公表

審査会の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、公益又は投資者保護に資するため、審査会の行った検査事務の処理状況については、以下のとおり、審査会のホームページ上等で公表する。

1．勧告に至った事案の公表

勧告に至った事案について、勧告後、直ちに公表することとし、原則として、被検査事務所等の名称も併せて公表する。

なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不適当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じる場合もある。

2．提言・取りまとめ等の公表

上記1．のほか、必要に応じ、監査業務の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、これを提言・取りまとめ等の形で公表する。

Ⅳ 情報管理

1．検査情報管理上の留意点

検査官等職員は、検査に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。

（1）検査の実施に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（2）検査に関する情報を審査及び検査の目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。

（3）特に、検査対象先の秘密事項等に係る情報の取り扱いについては、細心の注意を払う。

2．主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任検査官は、検査官等職員が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

（注）主任文書管理者等とは、公認会計士・監査審査会行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

3．検査関係情報及び検査結果の通知の内容の取り扱い

検査関係情報(注)及び検査結果の通知の内容は、「審査会の判断」等を含むものであり、検査の実効性の確保等の観点から守秘義務の対象となる情報として、審査会の責任でこれらの管理を行う必要がある。このため主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、検査関係情報及び検査結果の通知の内容について、審査会の事前の承諾なく、検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得る。

（注）ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

V　施行日

本基本指針は、平成19年6月29日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

（改正）

本基本指針は、平成20年6月2日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

平成 20 年4月 1 日

公認会計士・監査審査会

外国監査法人等に関する改正公認会計士法の施行について

2007 年 6 月に成立し、本日、施行された改正公認会計士法では、発行する証券が日本市場で広く流通している外国会社等に監査証明業務を行うことを業とする外国監査法人等に対して金融庁への届出を求めるとともに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められる場合、金融庁及び公認会計士・監査審査会は、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施しうると規定されています。

公認会計士・監査審査会においては、今後の外国監査法人等の金融庁への届出状況や外国監督当局との協力関係の進展状況などを踏まえつつ、外国監査法人等に対する検査方針について検討を進め、適切な時期に公表する予定です。

新たな公認会計士試験制度等の仕組み

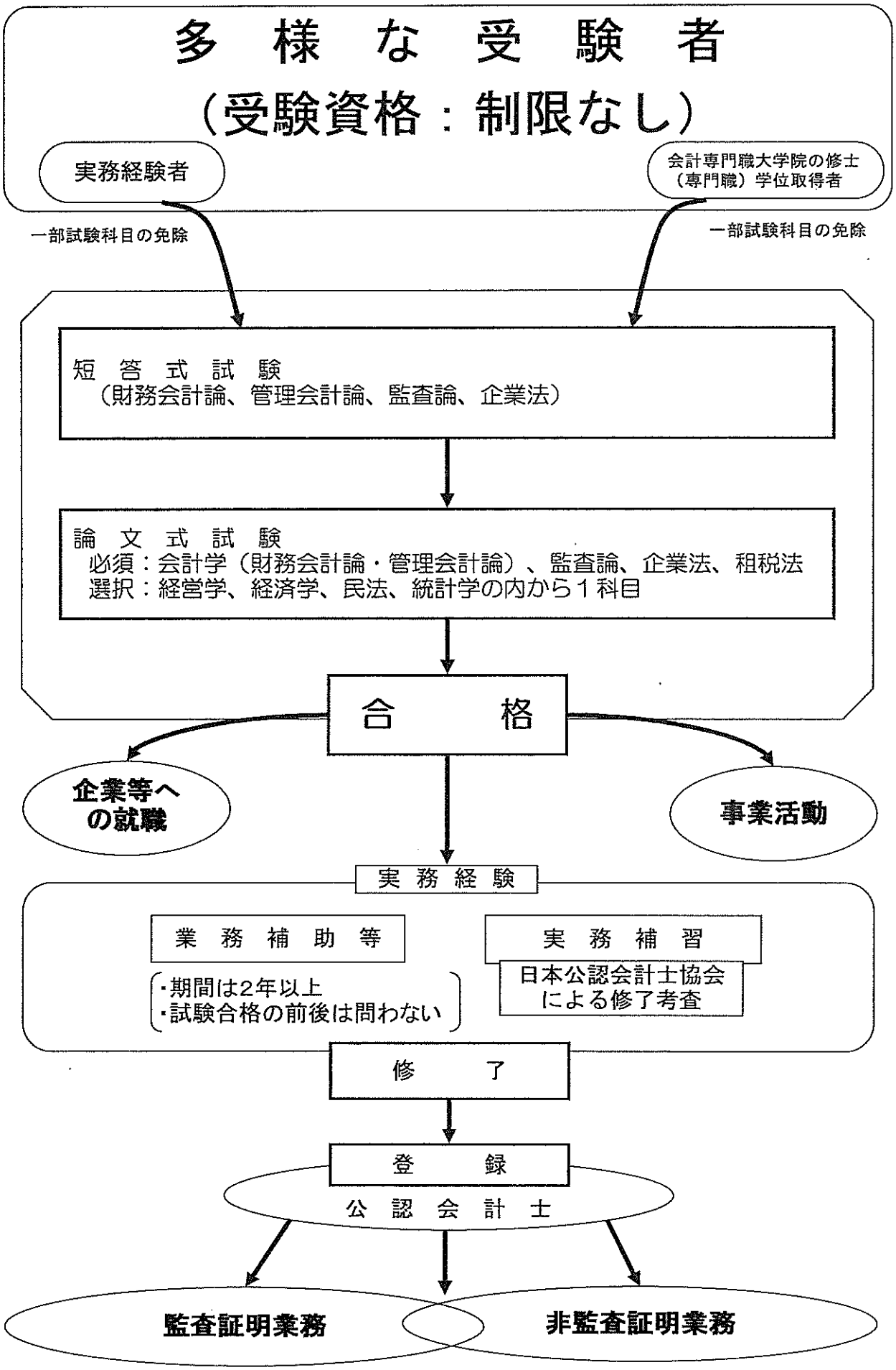

【公認会計士試験制度改正の概要】

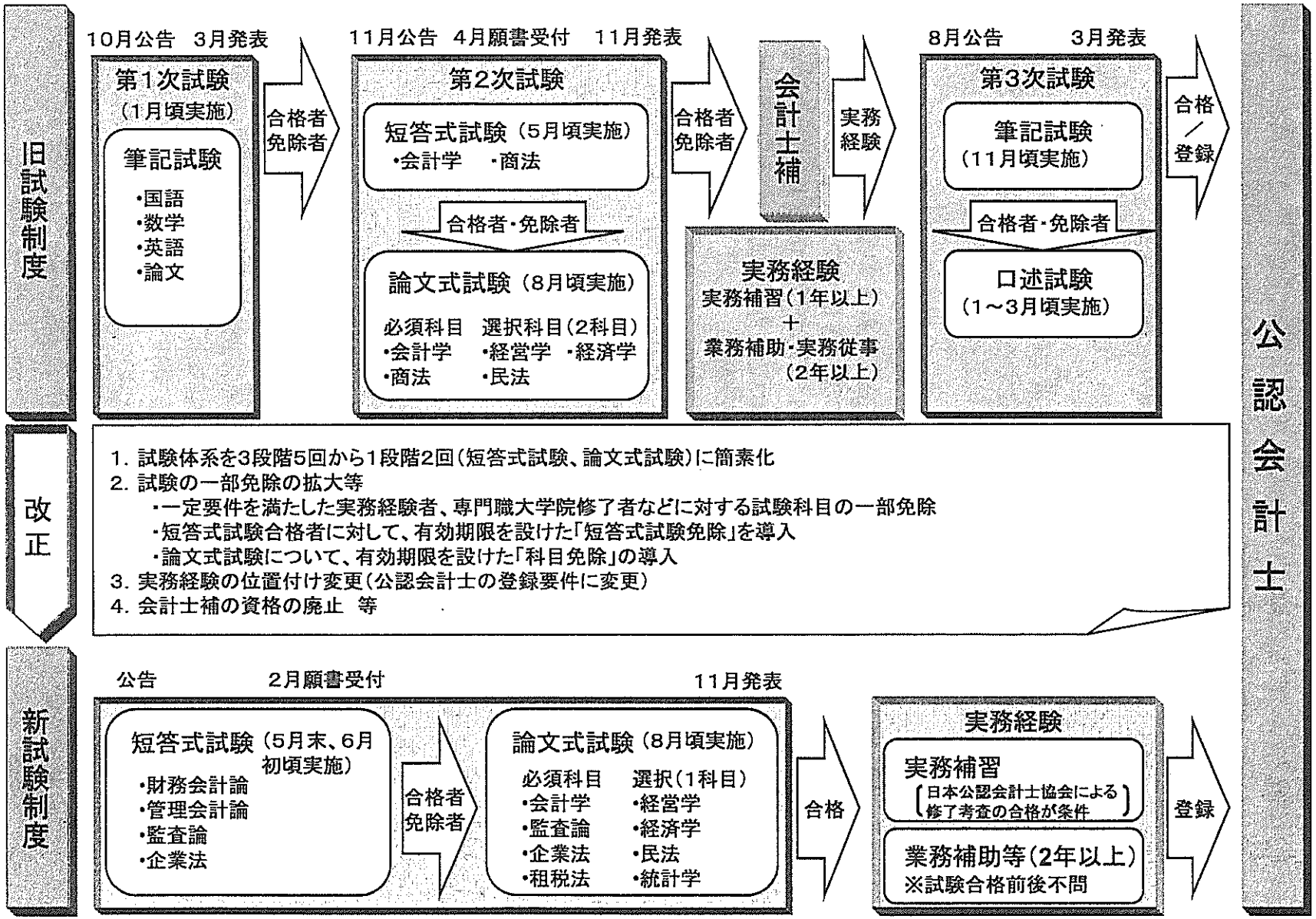

平成 19 年 10 月 25 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士試験実施の改善について

現行の公認会計士試験制度は、公認会計士の質を確保しつつ、多様な人材が監査証明業務やその他の監査と会計に関する業務の担い手となることを目的として、平成 15 年の改正公認会計士法に基づき、昨年より実施されているものです。

近年の会計監査の重要性の高まりや、公認会計士の果たす役割の拡大に伴う経済社会による公認会計士に対する質の確保と量的拡大の要請の増大に鑑み、同試験の趣旨をより実現し、多様な人々にとって同試験がより魅力的なものとなり、多くの人々が同試験に挑戦するよう、その実施面での改善に向けて検討するため、本年 5 月に公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）に置かれている公認会計士実施検討小委員会の下に公認会計士試験実施検討グループ（以下「検討グループ」という。）を設けました。

審査会は、検討グループからの検討状況の経過報告を踏まえ、試験実施の改善を図ることとして、本年 9 月 6 日に「公認会計士試験実施の改善について（中間報告）」を公表しました。

検討グループは、公認会計士試験の実施面での改善に向けた検討結果のとりまとめを行い、10 月 24 日に審査会へ報告しました。審査会としては、同報告を踏まえ、公認会計士試験実施の改善等を図っていきます。

具体的には、本報告において、短答式試験、論文式試験について、「平成 20 年試験より実施すべき改善策」に掲げられている事項については、平成 20 年試験より実施することとします。また、短答式試験について、「平成 22 年試験より実施する方向で検討すべき改善策」に掲げられている事項については、この方向で検討を行っていきます。本報告においては、以上の具体的な改善策に加え、広報のあり方等、その他の論点についての検討結果が盛り込まれています。試験の実施にあたっては、これらの検討結果を踏まえていきます。

公認会計士試験実施の改善について

平成19年10月24日
公認会計士・監査審査会　公認会計士試験実施検討小委員会
公認会計士試験実施検討グループ

公認会計士試験実施検討グループメンバー名簿

	（氏　名）	（現　職）
小委員長	脇　田　良　一	公認会計士・監査審査会常勤委員
	河　合　忠　彦	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	上　林　三子雄	日本公認会計士協会常務理事
	櫻　井　久　勝	公認会計士・監査審査会委員
	繁　桝　算　男	東京大学大学院総合文化研究科教授
	柴　　健　次	関西大学会計専門職大学院教授
	関　　哲　夫	新日本製鐵㈱常任監査役
	髙　橋　厚　男	公認会計士・監査審査会委員
	辻　山　栄　子	早稲田大学商学学術院教授
	永　井　和　之	中央大学法学部教授
	西　村　和　雄	京都大学経済研究所教授
	八　田　進　二	青山学院大学大学院会計ﾌﾟﾛﾌｪｯｼｮﾝ研究科教授
	廣　本　敏　郎	一橋大学大学院商学研究科教授
	藤　沼　亜　起	日本公認会計士協会相談役（前会長）
	増　田　宏　一	日本公認会計士協会会長
	水　野　忠　恒	一橋大学大学院法学研究科教授
	山　浦　久　司	明治大学大学院会計専門職研究科教授
	美　添　泰　人	青山学院大学経済学部教授
（オブザーバー）		
	三　井　秀　範	金融庁総務企画局企業開示課長

（五十音順・敬称略）

目　次

１．はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．公認会計士試験実施の改善に向けた基本的な視点・・・・・・・・・・・・２

３．公認会計士試験の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

４．試験実施のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（１）公認会計士試験の性格
（２）公認会計士試験で求められる「必要な学識及びその応用能力」
（３）短答式試験と論文式試験の役割
（４）短答式試験と論文式試験の実施間隔

５．短答式試験の実施のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（１）短答式試験の実施の現状
（２）平成２０年試験より実施すべき改善策
（３）平成２２年試験より実施する方向で検討すべき改善策
（４）その他

６．論文式試験の実施のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（１）論文式試験の実施の現状
（２）平成２０年試験より実施すべき改善策
（３）論文式試験の出題内容、出題数、形式等

７．試験の年間実施回数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

８．今後の公認会計士の規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

９．公認会計士試験の広報等のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（１）広報のあり方
（２）会計監査に関する教育のあり方
（３）その他

１０．公認会計士試験制度のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

１１．実務補習等のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

１２．最後に・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

1．はじめに

現行の公認会計士試験制度は、平成15年の公認会計士法改正に基づき、公認会計士の質を確保しつつ、多様な人材が監査証明業務やその他の監査と会計に係る業務の担い手となることを目的として、平成18年より実施されているものである。この新試験制度の導入以来、2年目を迎え、現在、平成18年試験、19年試験の短答式試験の結果が公表されているところである（平成19年試験の論文式試験の結果は、本年11月19日に公表予定。）。

平成15年改正公認会計士法の施行以降も不正会計事案がみられており、公認会計士による適切な監査の重要性が指摘されるとともに、会計監査を巡る環境にも次のような新たな変化が見られている。

金融商品取引法に基づき、内部統制報告書及び四半期報告に対する公認会計士による監査の義務付けが平成21年3月期から行われるといった、公認会計士による法定監査の拡大、内部統制の構築、M&A関連業務やコンサルティング業務等において、公認会計士の果たす役割の一層の拡大がみられている。さらに、地方自治体などの公会計の分野でも、その役割が増大している。また、我が国の金融資本市場の国際競争力を強化することは、喫緊の課題となっており、監査及び会計の専門家である公認会計士の役割はより重要となっている。

このなかで、経済社会による公認会計士に対する質の確保と量的拡大の要請は一層増大しており、公認会計士試験制度の趣旨をより実現し、多様な人々にとって同試験がより魅力的なものとなり、多くの人々が同試験に挑戦することとなるよう、その実施面の改善に向けて早急に検討することが求められている。

このような状況を踏まえ、公認会計士・監査審査会の公認会計士試験実施検討小委員会の下に、公認会計士試験実施検討グループ（以下、「検討グループ」という）が設けられた。本検討グループは、幅広い有識者の参加を得て、本年7月から4回にわたり、試験実施の改善に向けた検討を行ってきた。本報告は、その検討結果をとりまとめたものである。

2．公認会計士試験実施の改善に向けた基本的な視点

公認会計士試験の実施の改善にあたっては、平成15年の公認会計士法改正の趣旨を踏まえつつ、公認会計士試験が多様な人々にとって受験しやすく、より魅力的な試験となることを目指すことが必要である。具体的には、

① 公認会計士になろうとするのに相応しい者を判定するという公認会計士試験の判定機能を維持し、合格者の質を確保しつつも、受験者にとっての負担をできるだけ軽減することにより、多様な人々にとって公認会計士試験が受験しやすく、より魅力的な試験となること、

② これにより、受験者の多様化と裾野が拡大されることを期待し、もって、一定の資質を有する多様な人材がより多く公認会計士となること、

を目指すことが求められる。

そのため、試験実施において、短答式試験、論文式試験の果たす役割を再確認し、その役割に応じた具体的な改善策を講じていくことが必要である。

なお、その改善策については、試験実施方法の変更による受験者の混乱を避けつつ、できる限り速やかに実施に移すこととし、その実施時期とともに公表していくことを期待する。

3．公認会計士試験の目的

公認会計士試験は、公認会計士法に基づき、「公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること」（公認会計士法第5条）を目的とする国家試験である。

経済取引の多様化・複雑化・国際化、これに伴う会計基準、監査基準の複雑化・高度化、また、経済社会が監査及び会計の専門家として求める役割の拡大により、公認会計士に求められる資質は多様なものとなっており、試験の実施にあってもこれらへの考慮が必要である。

4．試験実施のあり方

(1) 公認会計士試験の性格

公認会計士試験は、基本的には、「一定の基準に達した者を合格者」とする認定試験（資格試験）であるとの考え方に変わりはないと考えられる。

(2) 公認会計士試験で求められる「必要な学識及びその応用能力」

現行の公認会計士試験の合格に必要な学識及びその応用能力は、現行の試験実施の実態を踏まえると、欧米の主要先進国の公認会計士試験と比較しても、十分比肩しえるレベルである。

しかしながら、現行の公認会計士試験の合格に必要な学識及びその応用能力は明示されておらず、受験者に対する明確性や、国際的に公認会計士試験に求められている水準との整合性を明確にするとの観点から、そのレベルを明らかにすることが適当である。

現行の公認会計士試験に合格するには、公認会計士となろうとする者に求められる学識や応用能力を有するのに必要な専門課程を大学で修了し、卒業した者と同等以上の学力及び応用能力が事実上必要とされている。これは、今後の試験実施においても、維持されるべきものである。

なお、本検討グループにおいては、経済取引の国際化、これに伴う会計基準、監査基準の国際的な調整が進展する中で、公認会計士として国際的な素養が重要となっており、公認会計士試験でもそのような素養も問うべきであるとの意見があった。

(3) 短答式試験と論文式試験の役割

現行の公認会計士試験は、短答式試験と論文式試験の２段階の試験により行われている。過去の出題をみると、短答式試験と論文式試験について、同様の能力を問うような問題も出されており、両試験の役割には重複があるのではないか。したがって、同様な能力について２つのステップで問うのではなく、両試験で役割分担を行うべきではないか、といった指摘がある。

具体的には、現行では、短答式試験は、できるだけ幅広く、多くの基本的な問題を出題することにより、論文式試験に進む前に、公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識が体系的に理解されているかどうかを客観的に判定するための試験と位置づけられている。その一方、暗記偏重の出題とならないように、出題の全体のバランスに考慮しながらも、応用問題を含めた出題も考えることとされている。

一方、論文式試験については、公認会計士になろうとする者に必要な学識及び応用能力が備わっているかどうかを適確に評価できるようにするため、知識を有しているかどうかの判定に偏することなく、実践的な思考力や判断能力が備わっているか否かをより適確に判定できるよう、応用問題も含めた出題等を行い、十分な時間をかけて解答できるようにするものとされている。

しかしながら、実際の短答式試験問題の出題においては、応用問題が多くみられており、論文式試験との間に役割の重複がみられていると指摘されている。

現行の公認会計士試験制度は、短答式試験、論文式試験といった２つのステップで行われるものとなっていることを踏まえ、そのあり方、役割について明確化を図り、次のとおりとすることが適切である。

① 短答式試験

短答式試験は、公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識について、基本的な問題を幅広く出題することにより、論文式試験を受験するために必要な知識を体系的に理解しているか否かを客観的に判定する試験とする。応用問題を出題する場合には、この短答式試験の役割を十分に踏まえて行うこととする。

② 論文式試験

論文式試験は、公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識を体系的に理解していることを前提として、特に、受験者が思考力、判断力、応用能力、論述力等を有するかどうかに評価の重点を置くことにより、公認会計士になろうとする者に必要な学識及び応用能力を公認会計士試験として最終的に判定する試験とする。

このような、両試験のあり方、役割に基づき、具体的な改善策を実施していくことが必要である。

(4) 短答式試験と論文式試験の実施間隔

平成 18 年試験、19 年試験では、5 月下旬・6 月上旬に短答式試験、8 月下旬に

論文式試験を実施しており、短答式試験と論文式試験の実施間隔は、2ヶ月半強となっている。これは、多様な受験者の試験準備期間、試験会場の確保、試験採点時間の確保等を総合的に勘案して決められているものである。両試験の実施にあたっては、引き続き適切な実施間隔としていくべきである。

5．短答式試験の実施のあり方

(1) 短答式試験の実施の現状

現行の短答式試験の実施については、次のような指摘がある。

① 現行の短答式試験は、必要な専門的知識を体系的に理解しているか否かについてのみでなく、応用力や判断力も問う試験となっている。したがって、論文式試験と似通った出題も見られており、試験実施の効率性の観点から、役割分担をより明確にし、異なる試験で異なる役割を果たすこととすべきではないか。

② 現行の短答式試験では、問題や選択肢の文章量が多かったり、複雑な組み合わせの解答を求める問題も出題されている。問題文や選択肢をより簡素化し、受験者にとって分かりやすい試験とすることにより、限られた時間内で、受験者の能力を効率的、効果的に判定することができるのではないか。

③ 現行の短答式試験の配点は、問題の内容や文章量等の相違に関わらず一律であるが、内容や文章量に応じたより柔軟な配点とすべきではないか。

④ 現行の短答式試験は、5月下旬と6月上旬の週末に1日ずつ、計2日間の日程で行われているが、出題の仕方、試験時間の短縮等の試験運営上の工夫により、1日に短縮することができれば、受験者にとっての負担は相当軽減されるのではないか。

⑤ 現行では、短答式試験、論文式試験が年に1回ずつ行われている。短答式試験の受験者については、同試験を合格した者が、論文式試験を受験することができることとなる。仮に短答式試験を年に2回実施すれば、受験者にとっては、同一年内に再チャレンジする機会が与えられる。例えば、短答式試験で不合格となった場合、直ちに就職活動を行うか、もう1年受験勉強に専念するかといった選択を迫られる人々にとっては、同一年内に再チャレンジすることができることは、有

益ではないか。

また、特定の時期に短答式試験を受験をすることが困難な場合でも、他の時期に受験することが可能となるのであれば、社会人等の受験者の利便性が向上するのではないか。

(2) 平成20年試験より実施すべき改善策

検討グループとしては、(1)に述べられている指摘を踏まえて検討し、次のような改善策を平成20年試験から実施することが適切であると考える。

① 短答式試験は、その役割に鑑み、公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識について、基本的な問題を幅広く出題することにより、論文式試験を受験するために必要な知識を体系的に理解しているか否かを客観的に判定する試験とする。応用問題を出題する場合には、短答式試験の役割を十分に踏まえて行うこととする。

② 問題文、選択肢については、できるだけ長文や複雑な組み合わせの解答を求めるものは避けること等により簡素化し、受験者にとって分かりやすいものとする。

③ 各問題への配点については、問題の内容、文章量、出題形式等に応じて、配点の多様化が可能なようにする。なお、配点を多様化する場合には、問題用紙に配点を記載することなどにより、受験者に配点を明示することとする。

④ 現行の2週間の週末にわたる2日の日程を短縮し、週末1日の試験とし、受験者の利便性の向上を図る。これに伴い、一科目あたりの試験時間は短縮されることとなるが、試験問題の数、文章量、形式等については、試験時間や短答式試験の役割を踏まえつつ、柔軟に考えるものとする。

(3) 平成22年試験より実施する方向で検討すべき改善策

平成22年試験から、以下の改善策を実施する方向で検討を行っていくことが適切であると考える。当該措置については、より早期に実施すべきであるが、当該措置実施に伴うコンピュータシステム変更のために一定の期間を要することから、平成22年試験からの実施を提言するものである。

① 平成22年試験より、論文式試験に先立ち、短答式試験を年2回実施し、受験者に対して短答式試験の受験機会を増やす（論文式試験の実施回数については、これまでと同様に年1回とする。）。

② 同一年の各短答式試験については、その試験問題の難易度が同水準となるよう努める。

③ 短答式試験を年2回実施する場合の実施時期については、多様な受験者が受験しやすいような時期とするよう努める。

(4) その他

公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識を体系的に理解しているかどうかを客観的に判定するために、短答式試験について、標準的でオーソドックスな問題を予め多数用意（プール）しておくことは有益であると考えられる。

一方、試験問題のプール制の導入については、試験問題の蓄積自体や、そのプールされた問題が、実施時期に相応しい問題となっているか、法令・諸基準等の制定、改正等を適切に反映しているかといった観点からの維持・更新に相当の作業が伴うこととなる。そのため、プール制の導入には、その目指す規模（プールする問題数）にもよるが、関係学会の協力も得つつ、相当の年数をかけて準備していく必要があると考えられる。

したがって、試験問題プール制に係る検討については、特に平成22年短答式試験の年2回実施化に向けて引き続き検討を行うことが適切であると考えられる。

6．論文式試験の実施のあり方

(1) 論文式試験の実施の現状

現行の論文式試験の実施については、次のような指摘がある。

① 論文式試験の役割を思考力、判断力、応用能力、論述力等を判定する試験であるとするのであれば、その出題範囲は、短答式試験のように広範囲である必要はないと考えられるため、短答式試験よりも絞り込んだものとすべきではないか。

② 論文式試験の役割は、単に専門的知識の有無を問うものではないとの考え方から、現行の論文式試験については、企業法、民法についてのみ、法令集を受験時に配布した上で実施されている。同様な考え方に立ち、新たに会計学、監査論、租税法についても、法令基準集を受験時に配布した上で実施すべきではないか。そのことにより、暗記偏重型の勉強を強いられていると感じる受験者の心理的負担も相当軽減されるのではないか。

③ 現行の論文式試験は、8月下旬の連続する平日の3日間で実施されており、特に社会人等にとっては、3日間の休暇をとらなければ受験できないといった負担があるのではないか。もし、3日間の試験日程を維持するとしても、連続する平日1日、週末2日間との日程とすれば、休暇をとる日数が減り、社会人等にとっての負担は相当軽減されるのではないか。

④ 論文式試験の採点については、今後の受験者の増加に備え、引き続き適切な採点を維持していくために、試験委員一人当たりが処理する答案枚数の適正化を図る必要があるのではないか。例えば、試験委員の数を増大するとともに、採点を専担とする試験委員を設けるべきではないか。

(2) 平成20年試験より実施すべき改善策

検討グループとしては、(1)に述べられている指摘を踏まえて検討し、次のような改善策を平成20年試験から実施することが適切であると考える。

① 公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識が体系的に理解されていることを前提に、受験者の思考力、判断力、応用能力、論述力等を問う試験とする。そのため、出題範囲については、幅広いものとする必要はないと考えられることから、その出題範囲については、短答式試験よりも絞り込むこととする。

② 現行では、企業法、民法について、法令集を受験時に配布した上で試験を実施しているが、新たに会計学、監査論、租税法についても、法令基準集を受験時に配布した上で試験を実施する。なお、法令基準集に含まれる法令、基準等の範囲については、試験実施日の前のできるだけ早い時期に受験者に知らせることが必要である。

③ 実施日程としては、現行では平日3日間となっているが、金土日といった、連続する平日1日、週末2日の試験とする。

④　試験委員については、試験委員の数を増員する。なお、必要に応じて、採点のみを行う試験委員を設けるなど、試験委員制度の運用の柔軟化を図る。

(3)　論文式試験の出題内容、出題数、形式等

論文式試験の出題内容、形式については、同試験の役割を十分に踏まえたものとし、基本的に現行程度の出題数と量を維持し、時間をかけて、じっくりと考える試験とすべきである。試験時間、3日間の日程は現行どおりでよいと考えられる。

7．試験の年間実施回数

試験の年間実施回数については、米国で行われているコンピュータを利用した試験を参考にしつつ、短答式試験、論文式試験ともに、年間の試験回数を増やすことを検討すべきではないか、そのことにより、受験者の利便性の向上が図られ、特に時間面での制約が比較的大きいと考えられる社会人の受験者の増加を期待できるのではないかといった意見が出された。

これに対し、短答式試験を年2回実施すれば、試験実施の改善は相当図られるのではないか、米国方式の公認会計士試験実施は、世界でも稀であり、我が国において特に論文式試験で問おうとしている資質に鑑みると、米国方式の試験実施は適切とは考えられないのではないかといった意見が出された。

また、論文式試験については、我が国のように、より思考力重視の論述式試験の実施を前提にすると、適切な問題作成、採点に必要な試験委員の質と量の確保の観点から、年複数回化を図ることは難しいのではないかといった意見が出された。

なお、米国で行われているコンピュータを利用した試験を参考にしつつ、年間の試験回数を増やす場合には、米国と同様、試験の出題内容、解答例は、不開示とする必要があるのではないかとの意見があった。

本件については、今後の試験の実施状況をみつつ、引き続き検討すべき事項であると考えられる。

8．今後の公認会計士の規模

今後の公認会計士の規模については、平成15年公認会計士法改正に向けた金融審議会の公認会計士制度部会報告「公認会計士監査制度の充実・強化」（平成14年12月）において、

「行政としては、我が国の経済社会を支える公認会計士の規模について、一定の目標と見通しを有することが適切である。すなわち、例えば、

－　平成30年頃までに公認会計士の総数を5万人程度の規模と見込むこと

－　年間2,000名から3,000名が新たに試験合格者となることを目指すこと

が考えられる。」

としている。

今後の法定監査範囲の拡大、企業部門における役割や地方自治体などの公会計における役割の増大、我が国の金融資本市場の国際競争力強化等の観点から、公認会計士の規模拡大への必要性の高まりに鑑みると、今後の我が国の経済社会を支えていくためには、公認会計士の質を確保するとともに、その規模について、現在の1万8000人弱から、将来に向けて相当増やしていく必要がある。

9．公認会計士試験の広報等のあり方

(1)　広報のあり方

平成18年から行われている現行公認会計士試験の概要については、公認会計士・監査審査会が広報に努めているところであるが、社会人や学生等をはじめとする幅広い人々に必ずしも浸透しているとは言い難い状況にあると考えられる。したがって、現行公認会計士試験の概要、また、試験実施の改善策について、効果的な広報を行っていくことを期待する。

特に、会計監査、財務に関連する分野で活躍している社会人や会計学、経営学、経済学を専攻する学生をはじめ、同分野に比較的なじみの少ない社会人や学生等に対しても、幅広く広報を行っていくことが重要と考えられる。

また、女性については、受験者、合格者ともに、全体の20%弱となっており、司法試験や医師国家試験と比較しても、その比率は低い。公認会計士の分野における女性の更なる活躍が期待されるところである。そのため、女性を対象とした広報も積極

的に行っていくことが適切である。

これらの人々を含めた幅広い人々に対し、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会をはじめ、関係者が一層の広報の努力を行っていくことを期待する。

なお、そもそも、人々が公認会計士試験を受けてみようとする動機に鑑みれば、職業専門家としての公認会計士の魅力を広く知ってもらうことが重要である。そのためには、公認会計士の魅力を向上させていく必要があることはいうまでもないが、その魅力を広報していくことも重要であり、この面での関係者の一層の努力を期待したい。

(2) 会計監査に関する教育のあり方

受験者層を拡大するとの観点からは、会計学はもちろんのこと、会計監査についての教育の充実も重要である。本分野における大学教育や社会人教育の推進が必要である。

また、中学生、高校生についても、金融や経済に関する知識を深めるとともに、企業会計や公認会計士監査の重要性、公認会計士の役割等について認識してもらうことが必要である。本分野にかかる関係者による努力を期待する。

(3) その他

公認会計士として国際的な素養が求められているなか、英語対応のための語学力向上が広く図られていくことが重要であり、関係者による努力を期待する。

１０．公認会計士試験制度のあり方

本検討グループは、現行試験制度の趣旨に基づき、試験実施の改善面に主眼を置いて検討を行ってきたところである。したがって、今後の公認会計士試験制度のあり方について焦点を当てた議論が行われたわけではないが、以下のような議論が行われた。

① 実務経験の位置付け

公認会計士が監査を行う場合は、監査先の経営陣と丁々発止の議論を行う必要があり、公認会計士には、幅広い経験に基づく判断力等が求められるのではないか、したがって、論文式試験受験の前に、一定の実務経験を求めるべきではないかとの意見が出された。

一方、公認会計士試験のみにより一定の資質を有した公認会計士となるわけではなく、その後の実務補習、自己研鑽はもちろんのこと、継続的専門研修や監査実務従事（いわゆるオンザジョブトレーニング）も非常に大きな役割を果たすことから、公認会計士試験は、現行法に定められた公認会計士試験の目的である「公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定する」ことで良いのではないか。また、試験問題作題、採点に際して、同目的に沿ったものとするよう引き続き改善を図ることとすればよいのではないかといった意見も出された。

② 大学院教育の位置付け

一定の資質を有した公認会計士を確保するために、会計専門職大学院を、公認会計士試験制度や実務補習等により関連付けるべきではないかといった意見も出された。

一方、会計専門職大学院は、一定の資質を有した公認会計士を確保するために貢献することはできると考えられるが、必ずしもこれを制度的に結びつける必要はないのではないか、むしろ、会計専門職大学院やその他の関係者の努力により、会計専門職大学院の活用を図っていけばよいのではないか、例えば、国際的な素養を養う役割を果たしていくことも考えられるといった意見も出された。

なお、新試験制度が実施されて、まだ２年目であることから、これらの制度面の論点も含め、今後の試験実施の状況等を踏まえつつ、必要に応じて、将来的に金融庁等の関係者が公認会計士試験制度のあり方について検討を行うことを期待する。

１１．実務補習等のあり方

現行の公認会計士制度において、公認会計士となる資格を取得するためには、公認会計士試験に合格することが不可欠であるが、それに加え、実務経験（業務補助等や実務補習）を経るといった一定の要件を満たすことが必要である。

これは、公認会計士に必要とされる資質は、大学等における教育や実務経験などを含め、公認会計士となるまでのプロセス全体を通じて養われるべきであり、公認会計士試験における試験科目と試験方法のみで、それらの資質をすべて判定し得るものではないとの考え方に基づくものと考えられる。

公認会計士となるのに必要な実務的な技能や職業倫理等の習得は実務補習におい

て行われ、その習得状況を日本公認会計士協会の修了考査により確認することとなっており、この実務補習、修了考査が公認会計士として必要とされる資質を涵養していく上で果たす役割は重要である。したがって、公認会計士の質の確保と量的拡大を図るためには、実務補習の充実を図るとともに、修了考査を適切に運用していくことも必要であり、関係者が適切な取り組みを行っていくことを期待する。

なお、公認会計士の質の確保、向上のためには、公認会計士自身の自己研鑽、公認会計士登録後の継続的専門研修、監査実務従事（いわゆるオンザジョブトレーニング）も非常に重要な役割を有しており、関係者の一層の取り組みが期待される。

１２．最後に

公認会計士試験は、会計監査という財務諸表等の信頼性を確保するための金融資本市場のインフラともいうべき公益性の高い役割を担おうとするのに相応しい者として必要とされる能力を判定するものである。

公認会計士・監査審査会、公認会計士試験実施検討小委員会において、本報告の内容を踏まえ、公認会計士試験の改善が図られるとともに、今後とも、試験の実施状況や経済社会の要請を踏まえつつ、厳正かつ適切に試験が実施されていくことを期待する。

公認会計士法第１３条の２に規定する受験禁止期間に関する処分基準

受験禁止期間	態　　様
１　　年	他の受験者の答案をのぞき見るなどの不正行為
２　　年	参考書、メモを取り出し利用できる状態に置くなどの悪質な不正行為
３　　年	替え玉受験などの極めて悪質な不正行為

（注）１．不正行為とは、不正の手段によって公認会計士試験を受け、又は受けようとする行為をいう。

２．不正行為の内容及び情状により受験禁止期間を加重又は減免することができる。

３．過去に不正行為を行った者が、再度不正行為を行った場合は、その態様に応じて受験禁止期間を加重することができる。

平成 19年公認会計士試験

短答式試験合格者調

1. 年別合格者調

年　別	願書提出者 (A)	短答式受験者 (B)	短答式合格者 (C)	合格率 (C)／(B)	短答式免除者 (D)	論文式受験資格者 (C)＋(D)
	人	人	人	%	人	人
平成 18	20,796	16,210	5,031	31.0	4,586	9,617
平成 19	20,926	14,608 (18,140)	2,709 (6,241)	18.5 (34.4)	6,318	9,027
合計	41,722	30,818	7,740	25.1	10,904	18,644

(注1) 平成19年短答式合格者中
最高年齢65歳、最低年齢17歳、女性495人

(注2) 表中（　　）内の数値は、平成18年との比較のため、平成18年の短答式試験合格者で平成19の短答式試験を免除された者3,532人を加えた合格率（短答式試験通過率）を算出したもの。
（短答式試験合格者2,709人＋3,532人）÷（短答式試験受験者14,608人＋3,532人）≒34.4%

(注3) 短答式試験免除者（D）の内訳は次のとおり。
平成19年の人員は、平成18年の短答式試験合格者で平成19年の短答式試験を免除された者3,532人、大学教授、司法試験合格者等80人のほか、旧第２次試験合格者等のみなし合格者2,706人。平成18年の人員は大学教授、司法試験合格者等101人のほか、旧第２次試験合格者等のみなし合格者4,485人。

2. 年齢別合格者調

区　分	短答式受験者	短答式合格者	合格率	短答式合格者構成比	短答式免除者	論文式受験資格者
	人	人	%	%	人	人
20歳未満	282	13	4.6	0.4	1	14
20歳以上25歳未満	6,084	1,330	21.9	49.3	1,249	2,579
25歳以上30歳未満	4,397	920	20.9	34.1	2,837	3,757
30歳以上35歳未満	2,016	281	13.9	10.3	1,403	1,684
35歳以上40歳未満	880	106	12.0	3.9	526	632
40歳以上45歳未満	434	39	9.0	1.4	159	198
45歳以上50歳未満	227	12	5.3	0.4	63	75
50歳以上55歳未満	124	3	2.4	0.1	25	28
55歳以上60歳未満	93	4	4.3	0.1	20	24
60歳以上65歳未満	30	0	0.0	0.0	10	10
65歳以上	41	1	2.4	0.0	25	26
合　計	14,608	2,709	18.5	100.0	6,318	9,027

(注) 平成19年6月28日時点　　平成 19年

3. 学歴別合格者調

区分	短答式受験者	短答式合格者	合格率	短答式合格者構成比	短答式免除者	論文式受験資格者
	人	人	%	%	人	人
大学院修了	535	75	14.0	2.8	277	352
会計専門職大学院修了	297	138	46.5	5.1	62	200
大学院在学	92	16	17.4	0.6	30	46
会計専門職大学院在学	398	78	19.6	2.9	61	139
大学卒業（短大含む）	8,333	1,582	19.0	58.3	5,415	6,997
大学在学（短大含む）	3,733	688	18.4	25.4	247	935
高校卒業	975	99	10.2	3.6	164	263
その他	245	33	13.5	1.3	62	95
合計	14,608	2,709	18.5	100.0	6,318	9,027

平成 19年

4. 職業別合格者調

区分	短答式受験者	短答式合格者	合格率	短答式合格者構成比	短答式免除者	論文式受験資格者
	人	人	%	%	人	人
会計士補	0	0	0.0	0.0	2,578	2,578
会計事務所員	379	45	11.9	1.7	632	677
税理士	87	9	10.3	0.4	60	69
会社員	1,727	114	6.6	4.2	262	376
公務員	226	14	6.2	0.5	38	52
教員	54	4	7.4	0.1	18	22
教育・学習支援者	64	11	17.2	0.4	26	37
学生	5,248	1,071	20.4	39.5	527	1,598
専修学校・各種学校受講生	3,229	777	24.1	28.7	1,064	1,841
無職	3,442	651	18.9	24.1	1,060	1,711
その他	152	13	8.6	0.4	53	66
合計	14,608	2,709	18.5	100.0	6,318	9,027

平成 19年

5. 財務局別合格者調

区分	短答式受験者	短答式合格者	合格率	短答式合格者構成比	短答式免除者	論文式受験資格者
	人	人	%	%	人	人
北海道	285	51	17.9	1.9	88	139
東北	347	67	19.3	2.5	95	162
関東	8,923	1,616	18.1	59.7	4,118	5,734
北陸	152	30	19.7	1.1	74	104
東海	841	149	17.7	5.5	397	546
近畿	3,017	628	20.8	23.2	1,148	1,776
中国	202	42	20.8	1.6	101	143
四国	141	19	13.5	0.7	54	73
九州	100	15	15.0	0.5	34	49
福岡	561	88	15.7	3.2	197	285
沖縄	39	4	10.3	0.1	12	16
合計	14,608	2,709	18.5	100.0	6,318	9,027

平成 19年

平成 19年公認会計士試験

合格者調

1. 年別合格者調

年　別	願書提出者 (A)	論文式受験者 (B)	合格者 (C)	合格率 (C)／(A)	合格率 (C)／(B)
	人	人	人	%	%
平成 18	20,796	9,617	3,108	14.9	32.3
	(16,311)	(5,132)	(1,372)	(8.4)	(26.7)
平成 19	20,926	9,026	4,041	19.3	44.8
	(18,220)	(6,320)	(2,695)	(14.8)	(42.6)
合計	41,722	18,643	7,149	17.1	38.3

(注1) 平成 19年合格者中
最高年齢60歳、最低年齢19歳、女性701人
(注2) 表中（　　）内の数値
平成18年については、18年短答式試験受験者のほか、大学教授や司法試験合格者等の短答式試験免除者を含みます。
平成19年については、19年短答式試験受験者のほか、前年の短答式試験合格による短答式試験免除者及び大学教授や司法試験合格者等の短答式試験免除者を含みます。

(参考) 過去の第２次試験結果状況

年　別	願書提出者 (A)	論文式受験者 (B)	合格者 (C)	合格率 (C)／(A)	合格率 (C)／(B)
	人	人	人	%	%
平成 7	10,414	3,027	722	6.9	23.9
8	10,183	3,017	672	6.6	22.3
9	10,033	3,147	673	6.7	21.4
10	10,006	3,395	672	6.7	19.8
11	10,265	3,320	786	7.7	23.7
12	11,058	3,381	838	7.6	24.8
13	12,073	3,336	961	8.0	28.8
14	13,389	3,414	1,148	8.6	33.6
15	14,978	3,404	1,262	8.4	37.1
16	16,310	3,278	1,378	8.4	42.0
17	15,322	3,548	1,308	8.5	36.9
合計	134,031	36,267	10,420	7.8	28.7

※昭和24年から平成17年累計
願書提出者：321,580人、合格者：24,430人、合格率：7.6%

2. 年齢別合格者調

区　分	願書提出者 (A)	論文式受験者 (B)	合格者 (C)	合格率 (C)／(A)	合格率 (C)／(B)	合格者構成比
	人	人	人	%	%	%
20歳未満	142	6	1	0.7	16.7	0.0
20歳以上25歳未満	6,744	2,238	1,171	17.4	52.3	29.0
25歳以上30歳未満	7,498	3,867	1,831	24.4	47.3	45.4
30歳以上35歳未満	3,690	1,832	747	20.2	40.8	18.5
35歳以上40歳未満	1,536	698	208	13.5	29.8	5.1
40歳以上45歳未満	614	209	48	7.8	23.0	1.2
45歳以上50歳未満	323	86	24	7.4	27.9	0.6
50歳以上55歳未満	146	30	5	3.4	16.7	0.1
55歳以上60歳未満	120	21	4	3.3	19.0	0.1
60歳以上65歳未満	47	13	2	4.3	15.4	0.0
65歳以上	66	26	0	0.0	0.0	0.0
合　計	20,926	9,026	4,041	19.3	44.8	100.0

(注) 平成19年11月19日時点

3. 学歴別合格者調

区分	願書提出者 (A)	論文式受験者 (B)	合格者 (C)	合格率 (C)／(A)	合格率 (C)／(B)	合格者構成比
	人	人	人	%	%	%
大学院修了	812	352	162	20.0	46.0	4.0
会計専門職大学院修了	359	200	44	12.3	22.0	1.1
大学院在学	122	46	22	18.0	47.8	0.5
会計専門職大学院在学	459	139	56	12.2	40.3	1.4
大学卒業（短大含む）	13,748	6,996	3,206	23.3	45.8	79.4
大学在学（短大含む）	3,980	935	434	10.9	46.4	10.7
高校卒業	1,139	263	91	8.0	34.6	2.3
その他	307	95	26	8.5	27.4	0.6
合計	20,926	9,026	4,041	19.3	44.8	100.0

（注）区分については、出願時（出願期間：平成19年2月19日から3月2日）の受験者の申告によるもの。
（「修了」又は「卒業」には、平成19年3月の「修了」又は「卒業」見込み者を含む）

4. 職業別合格者調

区分	願書提出者 (A)	論文式受験者 (B)	合格者 (C)	合格率 (C)／(A)	合格率 (C)／(B)	合格者構成比
	人	人	人	%	%	%
会計士補	2,578	2,578	1,302	50.5	50.5	32.3
会計事務所員	1,011	677	344	34.0	50.8	8.5
税理士	147	69	15	10.2	21.7	0.4
会社員	1,989	376	82	4.1	21.8	2.0
公務員	264	52	12	4.5	23.1	0.3
教員	72	22	4	5.6	18.2	0.1
教育・学習支援者	90	37	13	14.4	35.1	0.3
学生	5,775	1,598	722	12.5	45.2	17.9
専修学校・各種学校受講生	4,293	1,840	862	20.1	46.8	21.3
無職	4,502	1,711	672	14.9	39.3	16.6
その他	205	66	13	6.3	19.7	0.3
合計	20,926	9,026	4,041	19.3	44.8	100.0

(注) 区分については、出願時(出願期間：平成19年2月19日から3月2日)の受験者の申告によるもの。

5. 財務局別合格者調

区分	願書提出者 (A)	論文式受験者 (B)	合格者 (C)	合格率 (C)／(A)	合格率 (C)／(B)	合格者構成比
	人	人	人	%	%	%
北海道	373	139	54	14.5	38.8	1.3
東北	442	162	56	12.7	34.6	1.4
関東	13,041	5,733	2,589	19.9	45.2	64.1
北陸	226	104	52	23.0	50.0	1.3
東海	1,238	546	252	20.4	46.2	6.2
近畿	4,165	1,776	810	19.4	45.6	20.0
中国	303	143	52	17.2	36.4	1.3
四国	195	73	27	13.8	37.0	0.7
九州	134	49	15	11.2	30.6	0.4
福岡	758	285	128	16.9	44.9	3.2
沖縄	51	16	6	11.8	37.5	0.1
合計	20,926	9,026	4,041	19.3	44.8	100.0

平成 19年

平成 20年公認会計士試験

短答式試験合格者調

1. 年別合格者調

年　別	願書提出者 (A)	短答式受験者 (B)	短答式合格者 (C)	合格率 (C)／(B)	短答式免除者等 (D)	論文式受験予定者 (C)＋(D)
	人	人	人	%	人	人
平成 18	20,796	16,210	5,031	31.0	4,586	9,617
平成 19	20,926	14,608	2,709	18.5	6,318	9,027
		(18,140)	(6,241)	(34.4)		
平成 20	21,168	16,217	3,515	21.7	4,948	8,463
		(19,635)	(6,933)	(35.3)		
合計	62,890	47,035	11,255	23.9	15,852	27,107

(注1) 平成20年短答式試験合格者中
最高年齢72歳、最低年齢18歳、女性624人

(注2) 表中（　　）は、前年及び前々年の短答式試験合格による短答式免除者を加えた数値
平成19年については、平成18年短答式試験合格者で平成19年の短答式試験を免除された3,532人を加えた合格率を算出したもの。
（短答式試験合格者2,709人＋3,532人）÷（短答式試験受験者14,608人＋3,532人）≒34.4%
平成20年については、平成18年及び19年短答式試験合格者で平成20年の短答式試験を免除された3,418人を加えた合格率を算出したもの。
（短答式試験合格者3,515人＋3,418人）÷（短答式試験受験者16,217人＋3,418人）≒35.3%

(注3) 短答式試験免除者等（D）の内訳
- 平成18年については、大学教授や司法試験合格者等101人のほか、旧第２次試験合格者等のみなし合格者4,485人。
- 平成19年については、平成18年短答式試験合格者で平成19年の短答式試験を免除された3,532人、大学教授や司法試験合格者等80人のほか、旧第２次試験合格者等のみなし合格者2,706人。
- 平成20年については、平成18年及び19年短答式試験合格者で平成20年の短答式試験を免除された3,418人、大学教授や司法試験合格者等101人のほか、旧第２次試験合格者等のみなし合格者1,429人を加えたものであり、全科目免除者3人（平成20年公認会計士試験において、全科目について試験免除の資格を有することとなった者）は除く。

2. 年齢別合格者調

区　分	短答式受験者	短答式合格者	合格率	短答式合格者構成比	短答式免除者等	論文式受験予定者
	人	人	%	%	人	人
20歳未満	354	53	15.0	1.5	2	55
20歳以上25歳未満	6,592	1,742	26.4	49.5	834	2,576
25歳以上30歳未満	4,744	1,064	22.4	30.3	2,000	3,064
30歳以上35歳未満	2,329	406	17.4	11.6	1,193	1,599
35歳以上40歳未満	1,027	137	13.3	3.9	562	699
40歳以上45歳未満	521	52	10.0	1.5	189	241
45歳以上50歳未満	281	31	11.0	0.9	79	110
50歳以上55歳未満	134	11	8.2	0.3	32	43
55歳以上60歳未満	139	11	7.9	0.3	18	29
60歳以上65歳未満	49	3	6.1	0.1	16	19
65歳以上	47	5	10.6	0.1	23	28
合　計	16,217	3,515	21.7	100.0	4,948	8,463

(注) 平成20年6月27日時点

3. 学歴別合格者調

区分	短答式受験者	短答式合格者	合格率	短答式合格者構成比	短答式免除者等	論文式受験予定者
	人	人	%	%	人	人
大学院修了	678	104	15.3	3.0	223	327
会計専門職大学院修了	549	317	57.7	9.0	219	536
大学院在学	118	25	21.2	0.7	20	45
会計専門職大学院在学	422	78	18.5	2.2	55	133
大学卒業（短大含む）	8,829	1,819	20.6	51.7	3,980	5,799
大学在学（短大含む）	4,065	912	22.4	26.0	214	1,126
高校卒業	1,262	205	16.2	5.8	170	375
その他	294	55	18.7	1.6	67	122
合計	16,217	3,515	21.7	100.0	4,948	8,463

（注）区分については、出願時（出願期間：平成20年2月18日から2月29日）の出願者の申告によるもの。
（「修了」又は「卒業」には、平成20年3月の「修了」又は「卒業」見込み者を含む。）

4. 職業別合格者調

区分	短答式受験者	短答式合格者	合格率	短答式合格者構成比	短答式免除者等	論文式受験予定者
	人	人	%	%	人	人
会計士補	0	0	0.0	0.0	1,307	1,307
会計事務所員	449	71	15.8	2.0	681	752
税理士	117	29	24.8	0.8	53	82
会社員	2,302	198	8.6	5.6	299	497
公務員	286	25	8.7	0.7	46	71
教員	72	10	13.9	0.3	21	31
教育・学習支援者	76	11	14.5	0.3	25	36
学生	6,155	1,592	25.9	45.3	553	2,145
専修学校・各種学校受講生	3,155	939	29.8	26.7	1,020	1,959
無職	3,402	621	18.3	17.7	884	1,505
その他	203	19	9.4	0.6	59	78
合計	16,217	3,515	21.7	100.0	4,948	8,463

（注）区分については、出願時（出願期間：平成20年2月18日から2月29日）の出願者の申告によるもの。

5. 財務局別合格者調

区　分	短答式受験者	短答式合格者	合格率	短答式合格者構成比	短答式免除者等	論文式受験予定者
	人	人	%	%	人	人
北海道	311	56	18.0	1.6	76	132
東北	422	80	19.0	2.3	128	208
関東	9,882	2,140	21.7	60.9	3,140	5,280
北陸	161	35	21.7	1.0	49	84
東海	1,047	243	23.2	6.9	306	549
近畿	3,211	779	24.3	22.2	924	1,703
中国	209	35	16.7	1.0	88	123
四国	180	26	14.4	0.7	47	73
九州	125	14	11.2	0.4	32	46
福岡	634	102	16.1	2.9	145	247
沖縄	35	5	14.3	0.1	13	18
合　計	16,217	3,515	21.7	100.0	4,948	8,463

平成 19 年9月 26 日

第2回監査監督機関国際フォーラム(トロント会合)について
Toronto Meeting of the IFIAR (International Forum of Independent Audit Regulators)

第2回監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)が、次の通り開催された。

第2回 IFIAR 会合

○ 日程
平成 19 年9月 24 日(月)、9月 25 日(火)の2日間

○ 場所
カナダ トロント

○ 参加機関(メンバーは、各国の監査監督機関)
豪、オーストリア、ブラジル、加、デンマーク、フィンランド、仏、独、アイルランド、伊、日、韓、蘭、ノルウェー、シンガポール、南ア、スリランカ、スウェーデン、スイス、英、米

計 21 カ国

(オブザーバー)
バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、欧州委員会(EC)、金融安定化フォーラム(FSF)、保険監督者国際機構(IAIS)、証券監督者国際機構(IOSCO)、公益監視委員会(PIOB)

計6国際機関

○ 議 長
ルーシー・豪証券投資委員会(ASIC)委員(前委員長)

○ 主な議題
- 新議長(ボイル・英財務報告評議会(FRC)事務局長)の選出
- 現在の市場の混乱によって生じ得る監査監督機関への影響
- 監査の質の向上における検査の役割
- 監督機関間の情報交換
- 国際監査基準に関する課題
- 監査市場における集中と選択
- 上場外国会社の監査人の登録又は届出に関する監督機関間の協力
- IFIAR の今後の役割と組織 等

○ 次回会合
平成 20 年4月 於、オスロ(ノルウェー)

プレスリリース（仮訳）
監査監督機関国際フォーラム会合
2007年9月24, 25日　トロント

2007年9月24日及び25日に、21カ国の独立監査監督機関が、監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)の第2回会合に参加した。IFIARメンバーの詳細については、IFIARのウェブ・サイト www.ifiar.orgを参照のこと。本会合は、加パブリック・アカウンタビリティー・ボード(CPAB)の主催により行われ、議長は豪証券投資委員会(ASIC)委員のジェフリー・ルーシーであった。

金融安定化フォーラム（FSF）、証券監督者国際機構（IOSCO）、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)、保険監督者国際機構(IAIS)、公益監視委員会（PIOB）欧州委員会（EC）も9月24日にオブザーバーとして参加した。

ポール・ボイル英財務報告評議会（FRC）CEOが次期議長に、スティーブン・マイヨール蘭金融市場庁（AFM）事務局長が次期副議長に指名された。

当会合にて議論された主な分野は、以下を含む。

- 現在の市場の混乱によって生じえる監査監督機関への影響
- 監査の質の促進における監査検査の役割
- 規制当局間の情報交換
- 国際監査基準に関連する課題
- 監査市場における集中と選択
- 外国発行体の監査人の登録及び/又は届出に関する規制当局間の協力
- 監査検査技術に関するメンバー間のワークショップの開催
- 監査の質に関心を有する他の国際組織との対話の継続
- IFIARの今後の役割と組織

現在の市場の混乱

メンバーは、現在の市場の混乱及びそれに関連する可能性があり、特に監査監督機関が関心を有するといった評価、偶発債務、連結等課題について議論した。

今後もこの課題及び課題が監査監督機関に与える影響について一層の検討を行うことに合意した。

監査の質を促進する要因及び検査プロセス

メンバーは、以下の監査の質を促進する要因を含め、監査の質について、議論した。

- 監査法人内の文化
- 監査パートナー及びスタッフの技能及び個人の資質
- 監査プロセスの質(監査及び倫理基準を含む)
- 監査報告書の信頼性及び有用性

メンバーは、監査検査プロセスの重要性とそれから得られる効果について議論すると共に、検査プロセスの維持と必要に応じ監査の質を高める最善の方法を更に検討していく。

監査規制当局間の意見交換

メンバーは、国境を越えて行われるグループ監査及び国際的な監査ネットワークについての継続的な監督、調査及び執行活動に関する各国の規制当局間の情報交換に対する障害について引き続き検討を行う。

国際監査基準に関する課題

メンバーは、策定及び適用中である国際的な監査及び倫理基準について意見交換することの価値について議論した。

監査市場における集中と選択

メンバーは、監査市場における集中と選択の問題について検討するために、いくつかの国で採られる措置に関するレポートを受理した。

外国監査法人の登録

メンバーは、現在あるいは間もなく多くの国において実施される外国発行体の監査人の登録及び/又は届出の義務について意見交換を行った。

監査検査ワークショップ

監査検査は、引き続き IFIAR の焦点の中核となる分野である。2007 年 5 月にアムステルダムで開催され成功裡に終わったワークショップに続き、IFIAR は、メンバーに検査技術及び経験を交換し、あらたな課題について議論する機会を提供するために、次回ワークショップを開催することを決定した。2008 年の早期にベルリンで開催される次回ワークショップに向けて、優先課題を特定するため、ワーキング・グループが設立された。

他の国際機関との対話

IFIAR は、IFIAR が監査の質に最も効果的に貢献しえる分野について意見交換及び検討するために、監査の質に関心を有する他の国際機関との対話を継続する。

IFIAR の今後の役割と組織

メンバーは、設立以来 1 年にわたり果たしてきた IFIAR の機能について検討を行った。来年 4 月に行われる IFIAR の次回会合に向けて、IFIAR の今後の方向性、組織、リソース及びガバナンスに関する提言を行うために作業部会（タスク・フォース）を設けた。

次回会合

IFIAR は、次回会合については、ノルウェーのクレディティルシネット Kredittilsynet（ノルウェー金融監督庁（FSA））の招待により、2008 年 4 月にオスロで開催する予定である。

平成20年4月15日

第3回監査監督機関国際フォーラム(オスロ会合)について
Oslo Meeting of the IFIAR (International Forum of Independent Audit Regulators)

第3回監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)が、次の通り開催された。

第3回IFIAR会合

○ 日程
平成20年4月9日(水)～4月11日(金)の3日間

○ 場所
ノルウェー・オスロ

○ 参加機関(メンバーは、各国の監査監督機関)
豪、オーストリア、ブラジル、加、デンマーク、フィンランド、仏、独、アイルランド、伊、日、韓、蘭、ノルウェー、シンガポール、西、南ア、スリランカ、スウェーデン、スイス、英、米

計22カ国

(オブザーバー)
証券監督者国際機構(IOSCO)、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、保険監督者国際機構(IAIS)、公益監視委員会(PIOB)、世銀(WB)、欧州委員会(EC)

計6国際機関

○ 議　長
ボイル英財務報告評議会(FRC)CEO

○ 主な議題
- 監査の品質
- 監査検査ワークショップ
- 外国監査事務所の登録
- 監査規制当局間の情報交換
- 国際監査基準に関する課題
- 監査市場における集中と選択
- 現在の市場の混乱
- 他の国際機関との対話
- IFIARの今後の役割と組織　等

○ 次回会合
平成20年9月22～24日　ケープタウン(南アフリカ)

プレスリリース（仮訳）

監査監督機関国際フォーラム会合
2008年4月9-11日　於オスロ

2008年4月9から11日に、22カ国の独立監査監督機関が、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の第３回会合に参加した。IFIARメンバーの詳細は、IFIARのウェブ・サイトwww.ifiar.org.を参照されたい。本会合は、ノルウェーのKredittilsynet（ノルウェー金融監督庁）の主催により行われた。

本会合では、IFIAR議長ポール・ボイル英財務報告評議会（FRC）CEO及びIFIAR副議長スティーブン・マイヨール蘭金融市場庁（AFM）事務局長が議長を務めた。

証券監督者国際機構（IOSCO）、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、保険監督者国際機構（IAIS）、公益監視委員会（PIOB）、世界銀行及び欧州委員会（EC）も4月10日にオブザーバーとして参加した。

4月11日には、アーンスト・アンド・ヤング、グランド・ソントン及びプライスウォーターハウスクーパースのグローバル組織のCEOに率いられた各組織の代表がIFIARに参加し、グローバル組織の品質モニタリング制度について各組織ごとに議論を行った。本年9月に開催される南アフリカでの次回IFIAR会合では、BDO、デロイト及びKPMGのグローバル組織のCEOをはじめとする各代表者と同様の議論を行う予定である。

新規参加国

ルクセンブルクの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier：CSSF）及びモーリシャスの財務報告評議会（FRC）がIFIARのメンバーとして承認され、メンバー数は24カ国となった。

現在の市場の混乱

メンバーは、現在の市場の混乱に対する監査規制当局の役割を見直し、次回会合でメンバーの経験について議論することに合意した。

監査の品質

メンバーは、監査の品質に係る問題について意見交換を行った。メンバーは、引き続き監査の品質を示し得る指標について理解を深め、次回会合でその進展を検討することで合意した。

監査検査ワークショップ

監査検査は、IFIARが引き続き焦点を当てる中核分野である。2008年1月にベルリンで開催され成功裡に終わった第2回監査検査ワークショップに続き、IFIARは検査の技術及び経験を引き続き交換する機会を提供するために、次回ワークショップを2009年始めに開催することを決定した。

外国監査事務所の登録

メンバーは、多くの国で現在実施されている、あるいは間もなく実施される予定である外国発行体の監査人に対する登録及び/又は届出を求める措置について留意した。

監査規制当局間の情報交換

多くの国における法的要請の変更可能性に照らし、メンバーは国境を越えて行われるグループ監査及び国際的監査ネットワークの継続的な監視、調査及び執行活動に関する各国の規制当局間の情報交換に対する障害について引き続き検討を行う。

国際監査基準に関する課題

国際監査・保証基準審議会 (IAASB)のジョン・ケラス議長が、現在の作業計画及びIAASBの優先事項についてプレゼンテーションを行った。メンバーは、策定及び適用中の国際的な監査及び倫理基準について意見交換することの重要性について議論した。

監査市場における集中と選択

メンバーは、監査市場における集中と選択の問題を調査するために、いくつかの国で採られる措置に関する最新の情報の提供を受けた。

他の国際機関との対話

IFIAR は、各オブザーバーから監査の分野における取組みについて報告を受けた。今後も IFIAR は監査の品質に関心を有する他の国際機関と対話を行っていくこととした。

IFIAR の今後の役割と組織

オスロ会合に参加した IFIAR メンバーの代表者は、次回 9 月の IFIAR 会合で採択を予定している IFIAR 憲章文に同意した。

次回会合

IFIAR は、南アフリカの監査人独立監督委員会（IRBA）の招待により、次回会合を 2008 年 9 月 22 日から 24 日にケープタウンで開催する。

平成 20 年2月7日
公認会計士・監査審査会

第2回 IFIAR検査ワークショップ(ベルリン)について
Inspection Workshop of the IFIAR (International Forum of Independent Audit Regulators)

第2回 IFIAR 検査ワークショップが、次の通り開催された。

第2回 IFIAR 検査ワークショップ　(テーマは、検査手続きの構築)

○ 日程
平成 20 年1月 29 日(火)、1月 30 日(水)の2日間

○ 場所
ドイツ(ベルリン)

○ 参加機関(メンバーは、各国の監査監督機関)
豪、オーストリア、ブラジル、加、デンマーク、フィンランド、仏、独、アイルランド、伊、日、蘭、ノルウェー、シンガポール、南ア、スペイン、スウェーデン、スイス、英、米

計 20 カ国

○ 主な議題
- 監査事務所全般の検査
(最高経営責任者の姿勢及び行動等、独立性及び倫理等、監査契約の新規締結及び更新を含む)
- 個別監査業務の選定・レビュー
- 最近の市場動向　等
我が国からは、公認会計士・監査審査会の検査官が「監査契約の新規締結」等に関する経験について紹介を行った。

※IFIAR 検査ワークショップは、監査検査の技術と経験を共有する場として開催されている。
(第 1 回ワークショップは、昨年 5 月に開催)

平成20年3月7日

金融庁/公認会計士・監査審査会

PCAOBによる規則4012条の実施に関する指針(案)へのコメント・レターの発出について

1. 金融庁及び公認会計士・監査審査会(審査会)は、3月4日付けで、米国公開会社会計監視委員会(PCAOB)による規則4012条の実施に関する指針(案)に対して、コメント・レターを発出しました。

2. 規則4012条は、外国当局による検査への依拠の程度を決定する要件を定めたものであり、依拠の程度を決定する際、外国当局の体制について、主に5つの要件(①十分性、完全性、②監査業界からの独立性、③財源の独立性、④透明性、⑤過去の実績)を考慮することとされています。

3. 同指針(案)においては、上記の要件それぞれについて詳細な検討事項が定められています。

4. 今回、発出したコメント・レターの主な内容は以下の通りです。

・ 金融庁及び審査会は、資本市場に対する信頼を維持するため、日本の監査監督体制が効果的で包括的なものであるよう、今後とも努めていく所存である。

・ PCAOBの提案するスライディング・スケール方式(注)は公益の保護を図りつつ、行政手続の重複を避ける上で、理にかなったアプローチだと考える。

(注) 外国当局の制度の独立性及び厳格さに応じて依拠の度合いを決定する方式。

・ 公的監視活動を行う上で、金融庁及び審査会とPCAOBの間で効果的な協力関係が構築されることが不可決と考える。その際、金融庁及び審査会は、必要な場合には、検査報告書について監査事務所から入手するのではなく当局間で交換することが望ましいと考えており、この点について引き続き、対話を行っていきたい。

・ 多くの国が母国主義を採用している状況に鑑みれば、各国における規制の枠組みが十分と認められる場合、母国主義によることを検討すべきではないか。

平成19事務年度の講演会等の開催状況

大学等での講演会

開催日	場　所
平成19年7月5日	広島大学
平成19年11月21日	熊本大学
平成19年11月30日	東京富士大学
平成19年12月12日	早稲田大学
平成19年12月15日	関西大学
平成19年12月22日	青山学院大学
平成20年1月21日	神戸大学
平成20年5月14日	名古屋大学
平成20年5月16日	京都大学
平成20年5月23日	福岡大学
平成20年6月4日	近畿大学
平成20年6月6日	白百合学園高等学校
平成20年6月13日	東京女子大学

日本公認会計士協会各地域会における説明会

開催日	地　域　会
平成20年6月2日	近畿会、兵庫会、京滋会
平成20年6月9日	東京会、四国会
平成20年6月19日	東海会
平成20年6月20日	沖縄会
平成20年6月21日	北陸会

（平成20年7月～9月）

平成20年7月2日	北海道会
平成20年7月3日	中国会
平成20年8月1日	北部九州会
平成20年8月8日	南九州会
平成20年9月19日（予定）	東北会